

鹿沼市こども計画（案）

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

令和7年3月

鹿 沼 市

市長
写真

市長あいさつ文
挿入ページ

目次

鹿沼市こども計画本編.....	1
第1部 計画の概要.....	3
1. 策定の背景・目的.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の対象年齢.....	5
5. 計画の構成.....	6
6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	7
第2部 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況.....	8
1. 統計でみる鹿沼市の現状.....	8
2. 教育・保育施設の状況.....	19
3. ニーズ調査とアンケート調査の概要.....	22
第3部 基本理念・施策の方向性.....	49
1. 計画の基本理念.....	49
2. 計画の基本方針.....	50
3. 施策の基本的方向.....	51
4. 施策の体系.....	52
第4部 施策の展開.....	53
第1章 こども・若者.....	53
施策の方向① こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備.....	53
施策の方向② 若者の将来の希望を叶える取組.....	60
施策の方向③ 困難を抱えるこども・若者への支援.....	62
第2章 子育て当事者・家庭.....	73
施策の方向④ 子育ての支援.....	73
施策の方向⑤ 困難を抱える家庭への支援.....	82
第3章 地域社会.....	85
施策の方向⑥ 子育てを支援する生活環境の整備.....	85
施策の方向⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進.....	88
■施策別担当課等一覧.....	90
第5部 計画の推進に向けて.....	94
1. 計画の推進体系.....	94
2. こども・若者、子育て当事者等の参画.....	94
3. 計画の評価.....	95

鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（第3期）	97
第1部 計画の基本的な考え方	99
1. 計画策定の理念と視点	99
第2部 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」	100
1. 教育・保育提供区域の設定	100
2. 保育認定について	101
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	103
4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	106
第3部 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	107
1. 地域子ども・子育て支援事業の概要	107
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	108
鹿沼市保育園整備計画	129
第1部 計画策定の目的と経過	131
1. 計画の見直しの背景及び趣旨	131
2. これまでの公立保育園の整備状況	131
第2部 現状と課題	132
1. 待機児童数の推移	132
2. 各年度の実施状況の公表及び見直し	133
第3部 保育園の運営と整備の基本的な考え方	134
1. 公立保育園の運営	134
2. 公立保育園の修繕・維持管理	134
3. 民間保育施設等の整備	134
第4部 計画の推進	135
市内の教育・保育施設一覧	136
資料編	139
1. 鹿沼市子ども・子育て会議条例	141
2. 鹿沼市子ども・子育て会議委員名簿	143
3. 鹿沼市こども計画策定までの経過	144
4. 用語解説	145
5. 食育かるた	146



鹿沼市こども計画本編

第1部 計画の概要

1. 策定の背景・目的

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚やこどもを産み育てることに対する意識も変化するなど、こどもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和5年4月には、異次元の少子化対策を推進し、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うべく、新たに「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

更に同年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、更に必要な施策を盛り込んだ「こども大綱」を定め、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

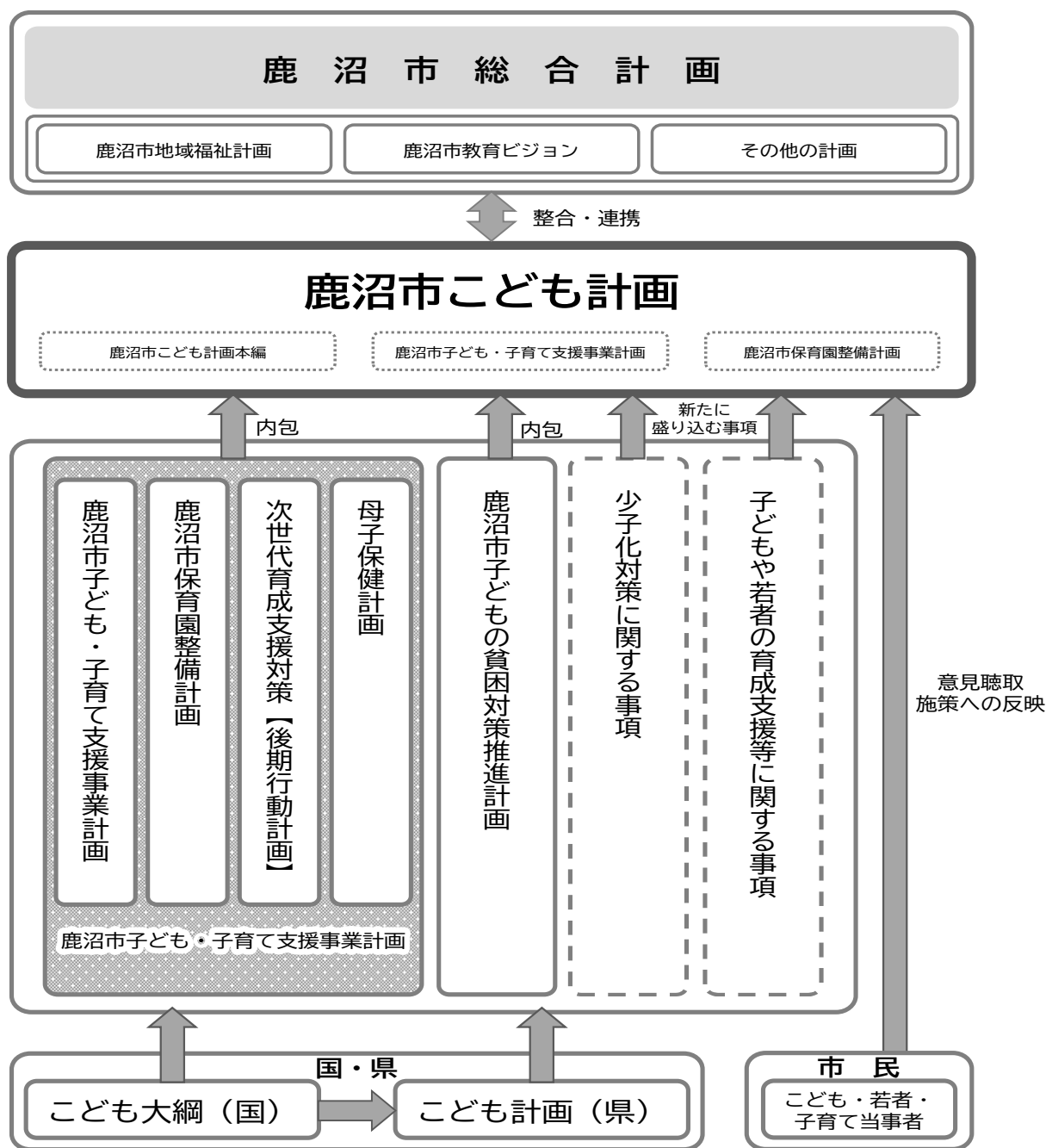
本市では、「第2期鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを一体化し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて「鹿沼市こども計画」の策定に取り組むものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び栃木県こども計画（栃木県こどもまんなか推進プラン）を勘案して本市でのこども施策について定めるものです。

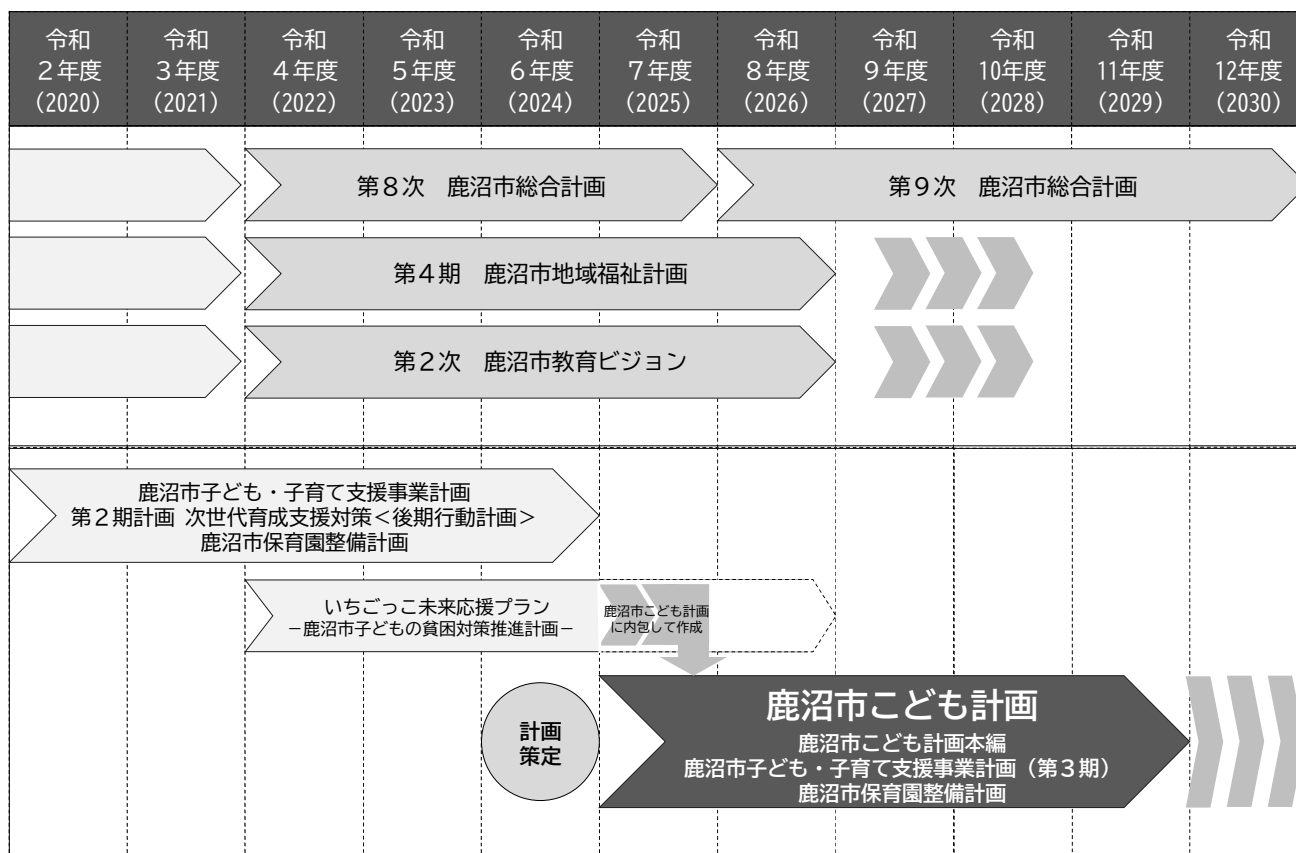
本市の計画については、同条第5項の規定に基づき、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」、「鹿沼市保育園整備計画」を包含）、「鹿沼市子どもの貧困対策推進計画」を包含した一体的な計画として策定します。

また、計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「鹿沼市総合計画」をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」、「鹿沼市教育ビジョン」などの関連計画との整合・連携を図っています。



3. 計画の期間

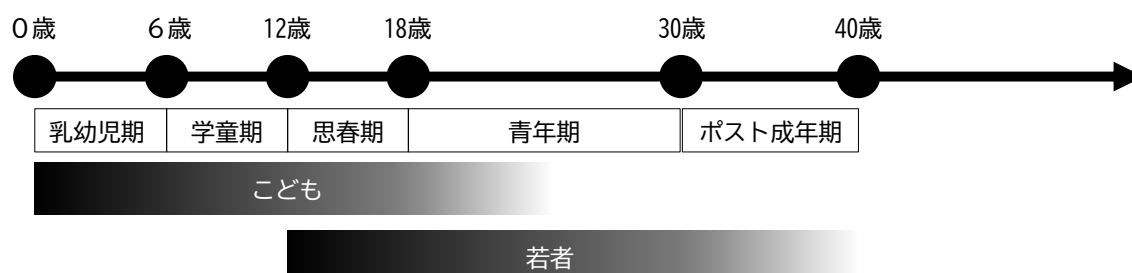
本計画の期間は、令和7年度を初年度とする5か年計画とします。なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の対象年齢

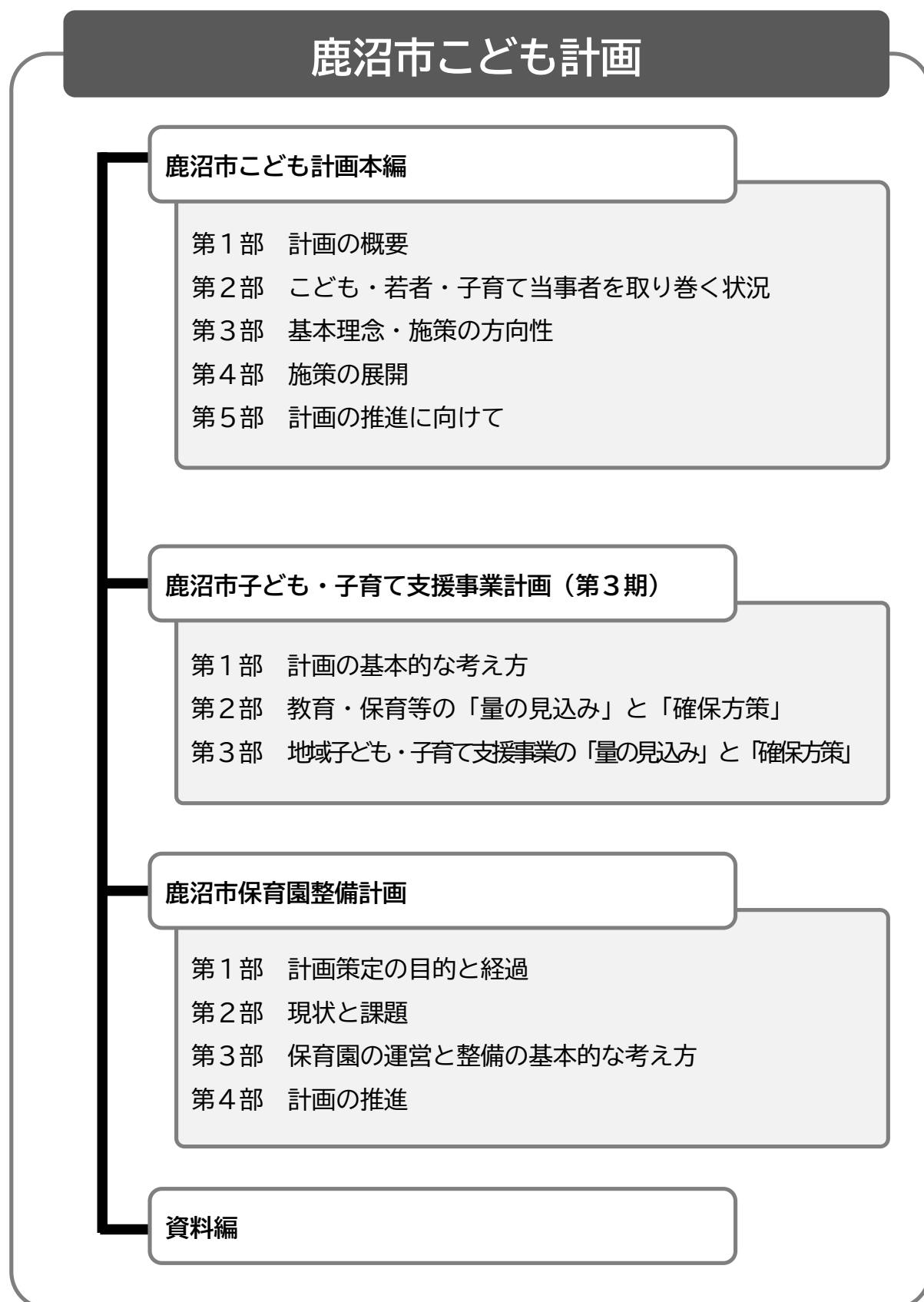
本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こども・若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めます。

【こども、若者の年代イメージ】



5. 計画の構成

本計画の構成は、鹿沼市こども計画本編、鹿沼市子ども・子育て支援事業計画及び鹿沼市保育園整備計画、資料編です。



6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでいます。

本市においては、第8次鹿沼市総合計画にのっとりたまちづくりを進めることで、SDGsの達成に寄与していくこととしており、本計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

■ 本計画に関係する主なSDGsの目標



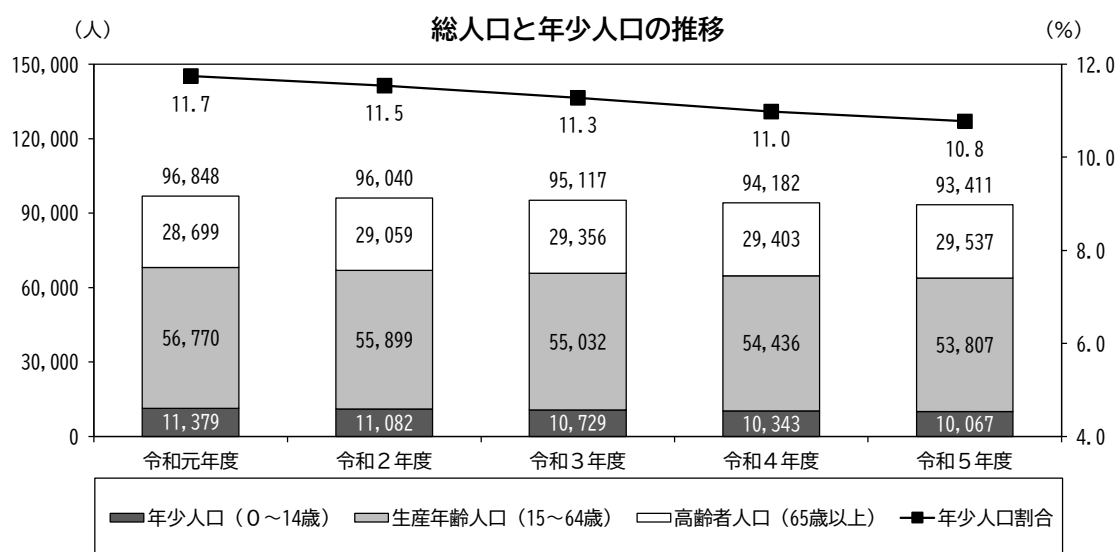
第2部 こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況

1. 統計でみる鹿沼市の現状

(1) 人口動態

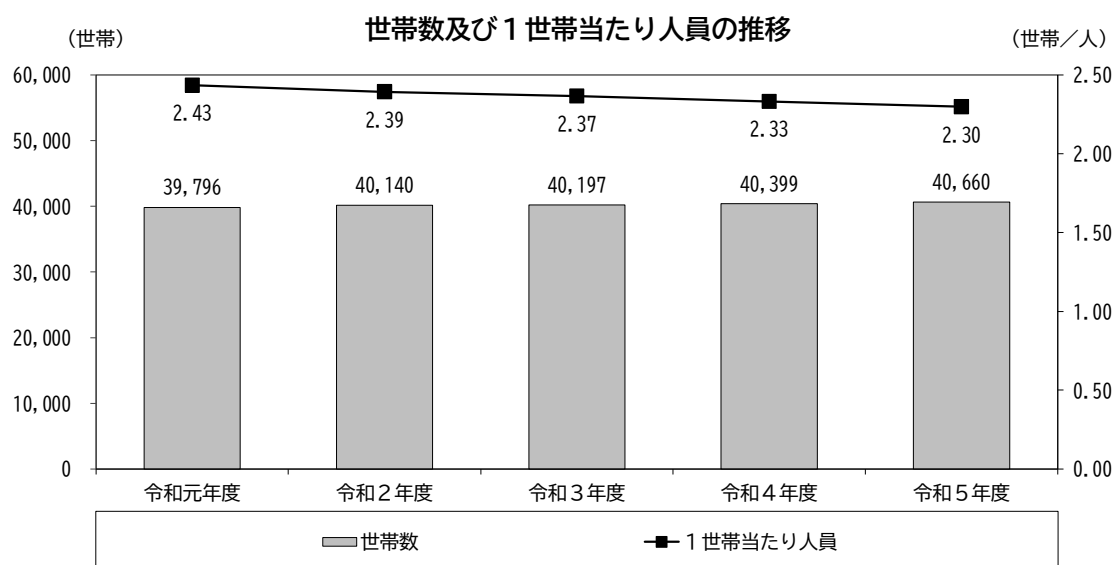
① 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、減少傾向となっており、令和5年度においては、93,411人となっています。また、0～14歳の年少人口についても同様に減少傾向にあります。



② 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

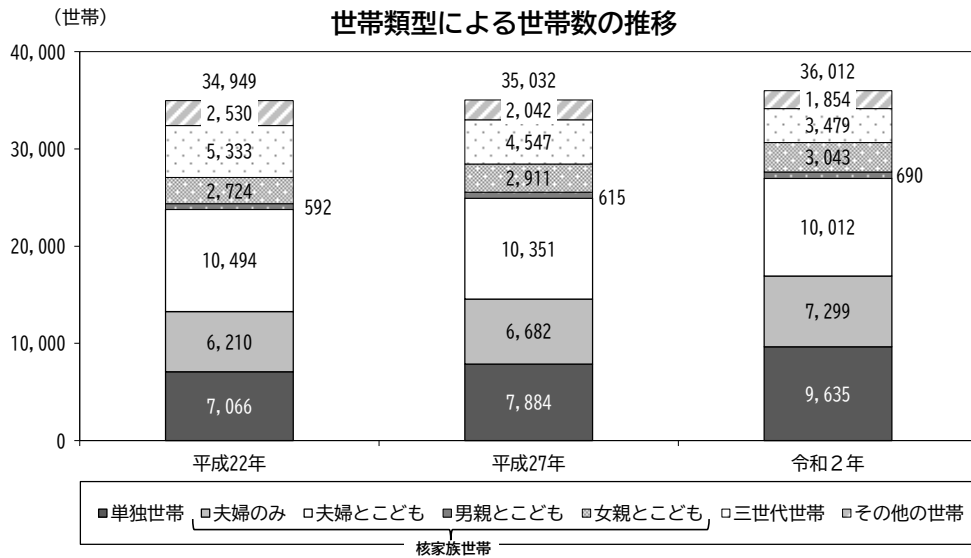
本市の世帯数は、増加傾向となっており、令和5年度では40,660世帯となっています。一方で、1世帯当たり人員の数は減少傾向となっており、令和5年度では2.30となっています。



③ 世帯類型

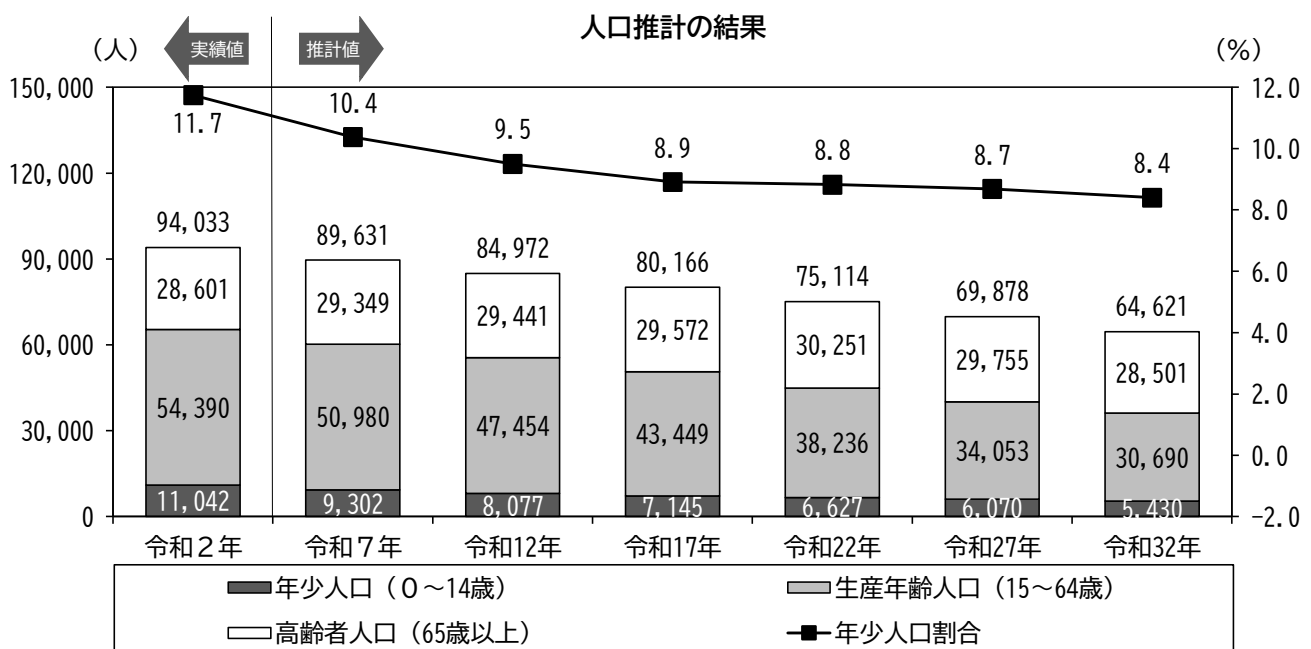
本市の世帯類型をみると、単独世帯が増加傾向にあり、令和2年では9,635世帯となっています。核家族世帯の内訳をみると、夫婦とこどもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親とこどもの世帯が増加しています。

三世帯世帯は年々減少しており、令和2年では3,479となっています。



④ 人口推計結果

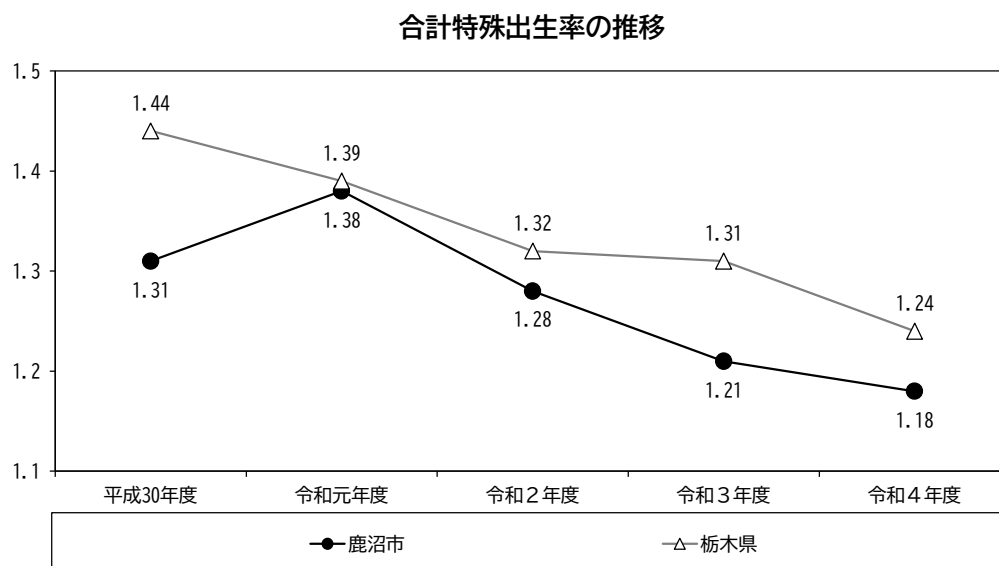
人口推計の結果をみると、今後は人口減少傾向となり、令和12年では84,972人、令和22年では75,114人となると推計予測されます。また、年少人口割合も減少傾向となっており、令和2年では11.7%でしたが、令和22年には8.8%になるものと予測されます。



(2) 少子化の動向

① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和元年以降において減少傾向となっており、令和4年には1.18となっています。

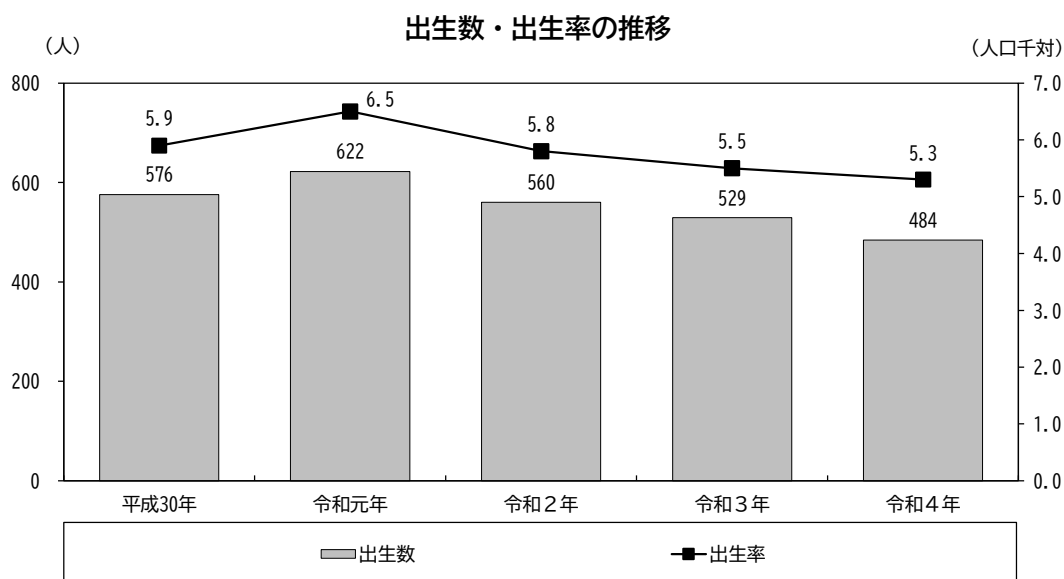


資料：栃木県「栃木県保健統計年報」

② 出生数・出生率の推移

本市の出生数は、令和元年以降において減少傾向となっており、令和4年には484人となっています。

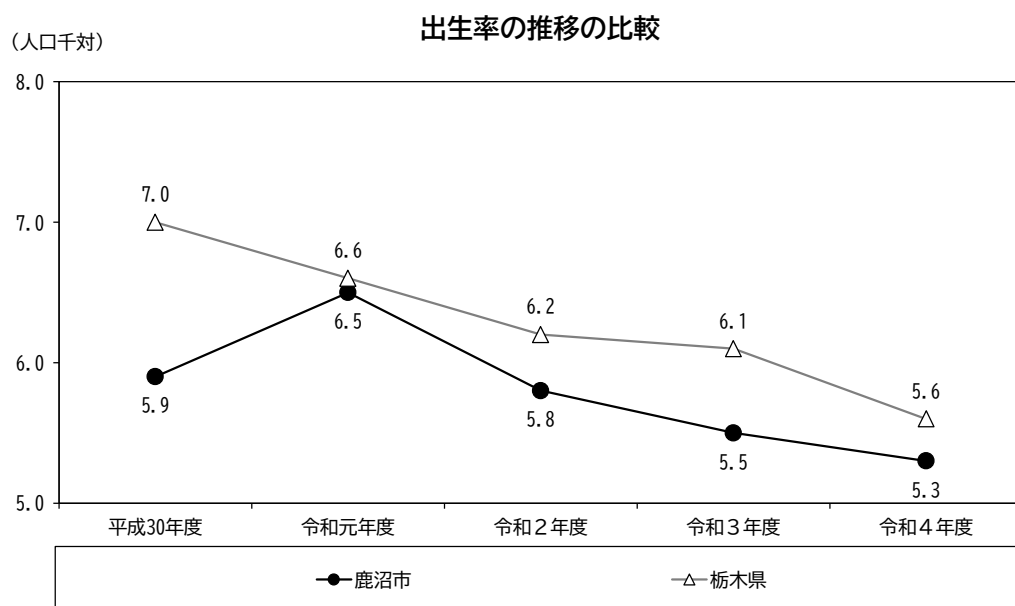
また、出生率も同様に、令和元年以降において減少傾向となっており、令和4年には5.3となっています。



資料：栃木県「栃木県保健統計年報」

③ 出生率の推移の比較

本市の出生率は、栃木県よりも低い状況であり、いずれも年々減少傾向となっています。

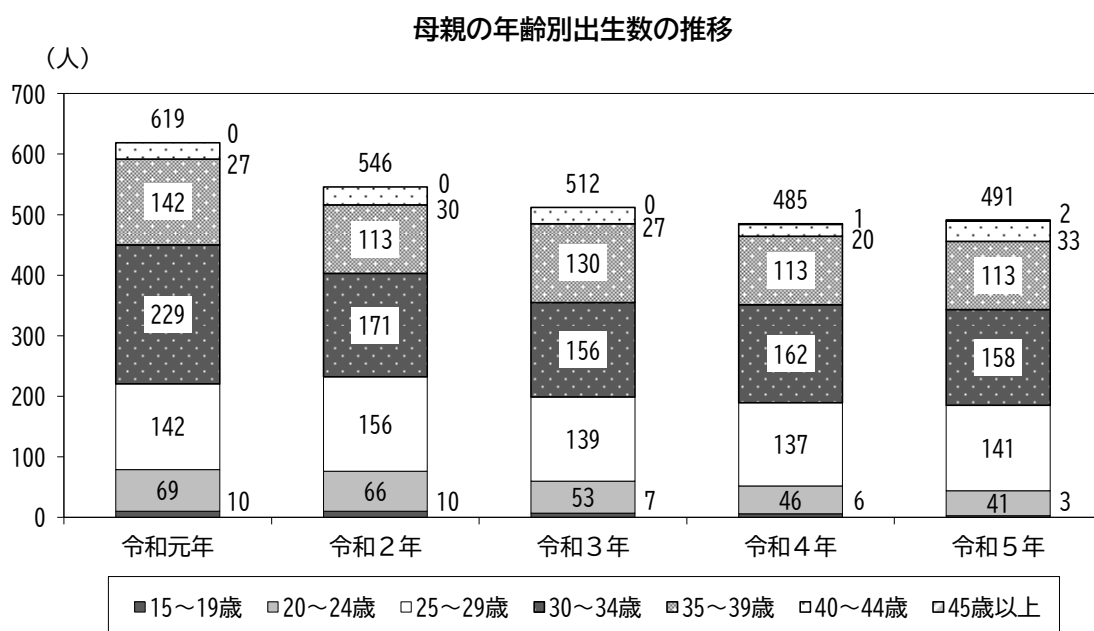


資料：栃木県「栃木県保健統計年報」

④ 母親の年齢別出生数の推移

本市の母親の年齢別出生数は、全体的に減少傾向となっています。

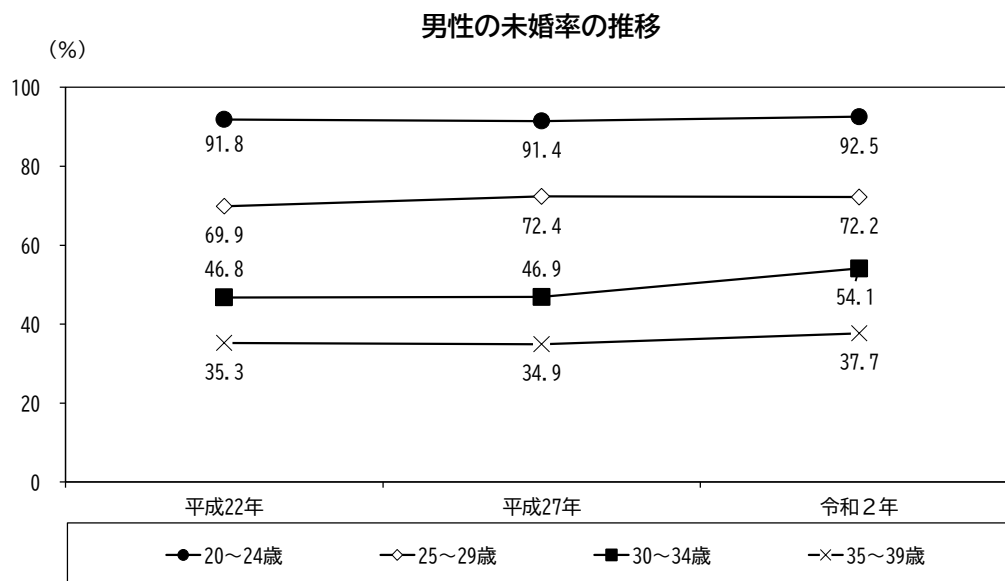
特に30～34歳においては、令和元年と比べ、令和5年では71人減少しています。



資料：厚生労働省「人口動態調査」

⑤ 未婚率の推移と比較（男性）

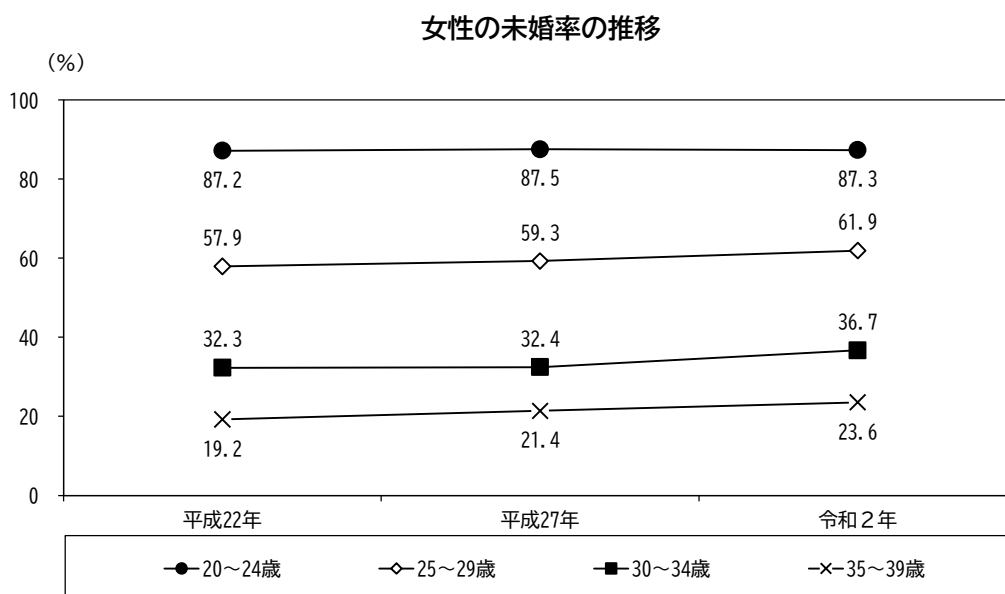
本市の男性の未婚率については、20 歳～39 歳において増加傾向となっています。



資料：国勢調査

⑥ 未婚率の推移と比較（女性）

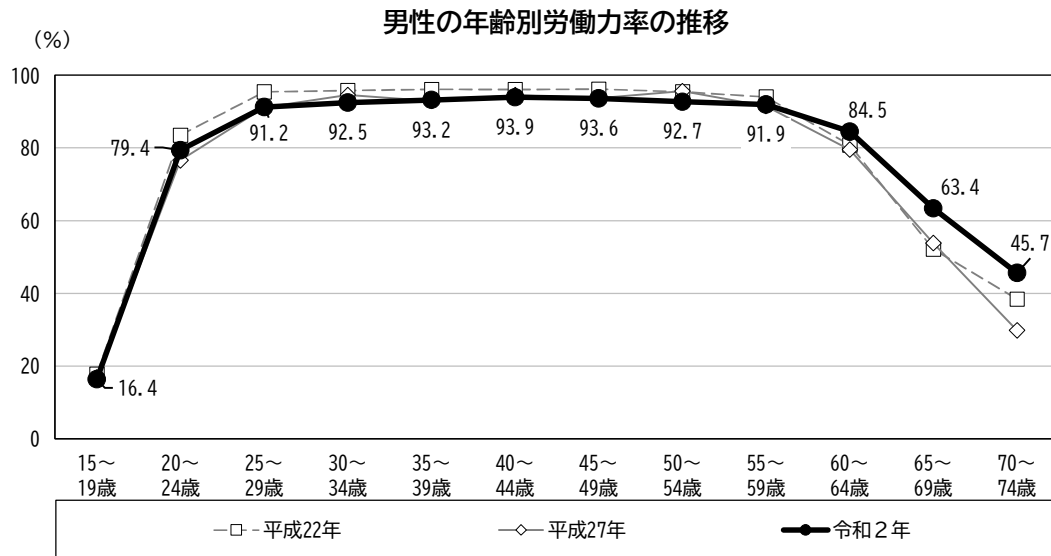
本市の女性の未婚率については、20 歳～39 歳において増加傾向となっています。



資料：国勢調査

⑦ 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

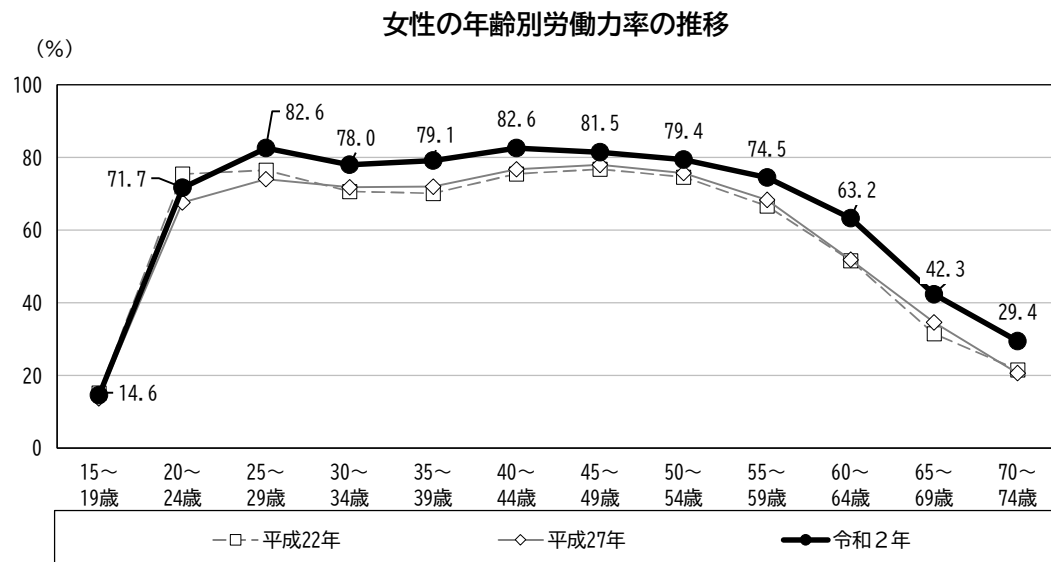
本市の男性の年齢別労働力率は、令和2年の国勢調査によると、25歳以上から60歳未満の年代において90%以上となっています。



資料：国勢調査

⑧ 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

本市の女性の年齢別労働力率は、令和2年の国勢調査によると、25歳以上から40歳未満の年代が約80%となっています。M字カーブの谷が浅くなっており、出産後も仕事を続けたり、早期に仕事を再開したりする女性が増加していることがうかがえます。

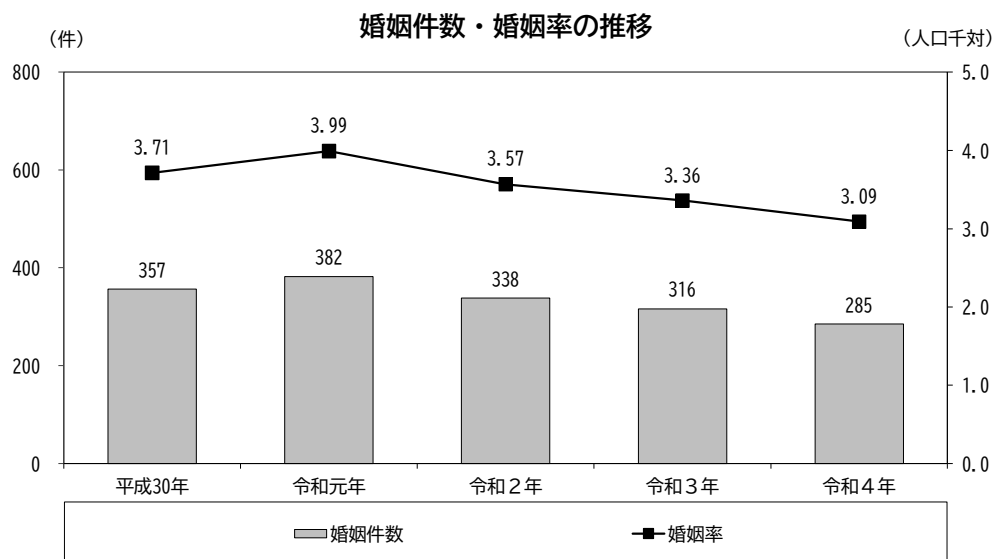


資料：国勢調査

⑨ 婚姻件数・婚姻率の推移

本市の婚姻件数は、令和元年以降において減少傾向となっており、令和4年では285件となっています。

また、本市の婚姻率についても、令和元年以降において減少傾向となっており、令和4年では3.09となっています。

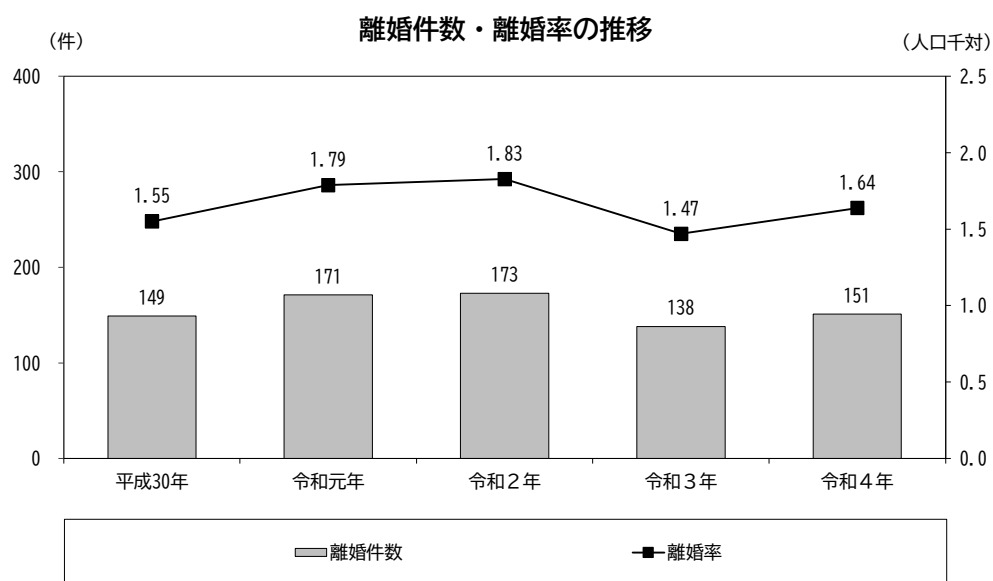


資料：鹿沼市統計書

⑩ 離婚件数・離婚率の推移

本市の離婚件数は、増減を繰り返しており、令和4年では151件となっています。

また、本市の離婚率についても、増減を繰り返しており、令和4年では1.64となっています。

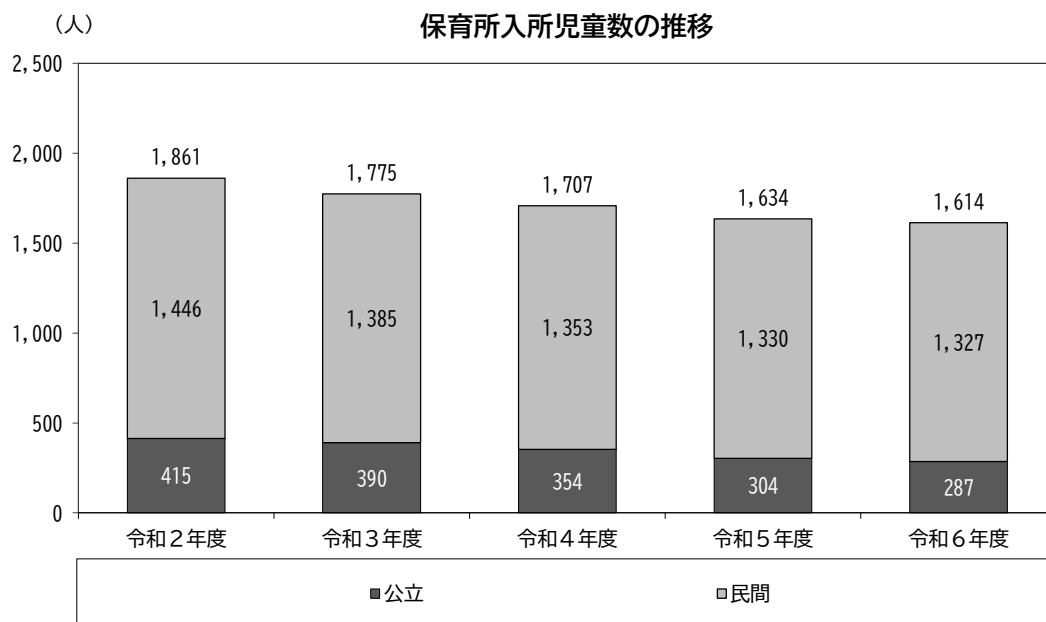


資料：鹿沼市統計書

(3) 保育環境・教育環境の状況

① 保育所入所児童数の推移

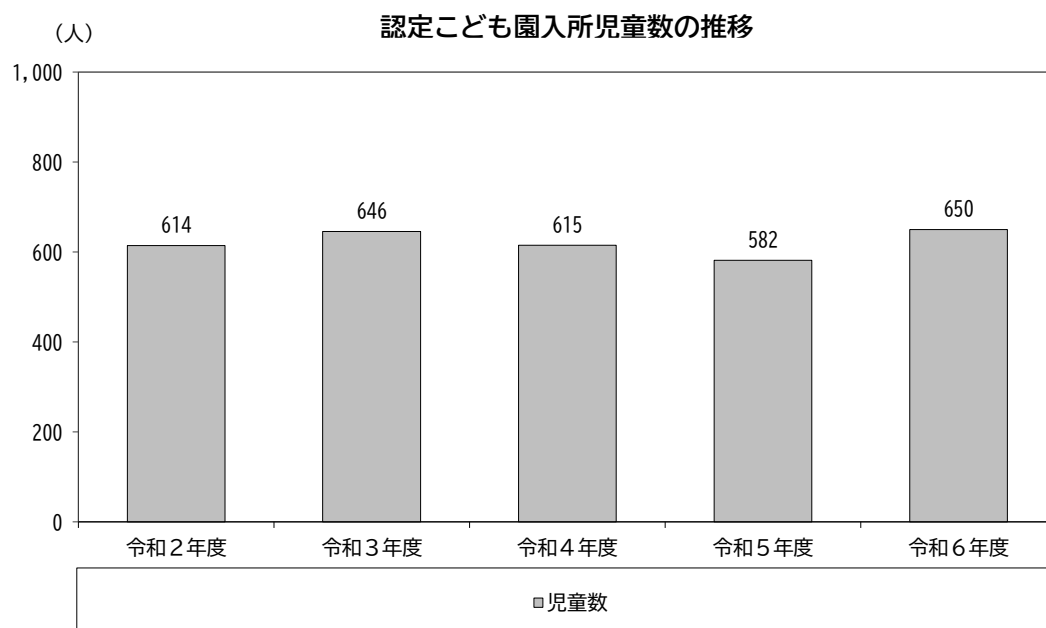
本市の保育所入所児童数は、減少傾向となっており、令和6年度では全体で1,614人となっています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

② 認定こども園入所児童数の推移

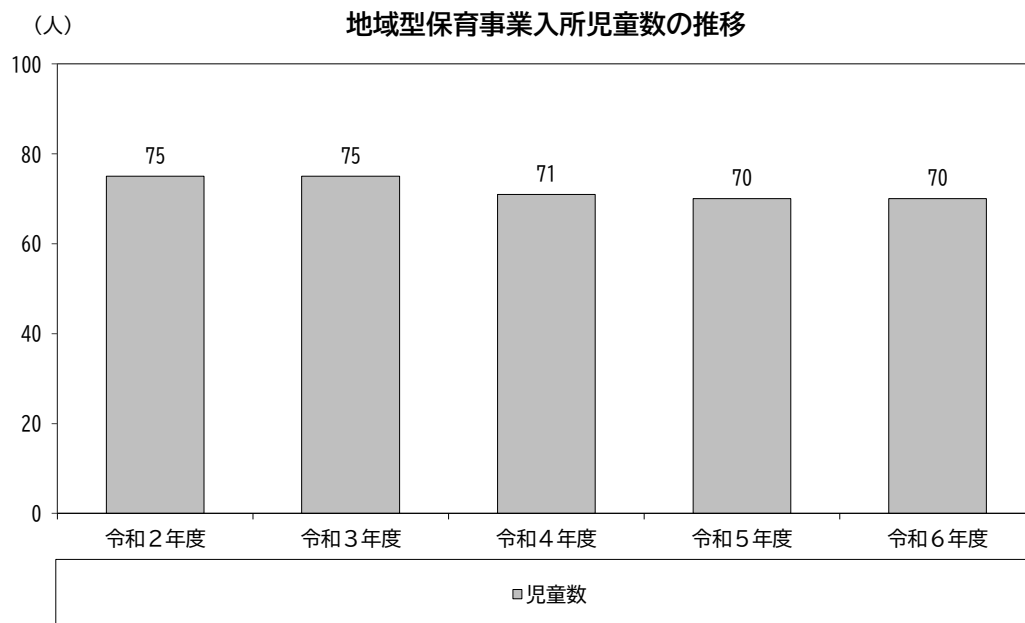
本市の認定こども園入所児童数は、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に伴い、令和6年度は650人と増加しています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

③ 地域型保育事業入所児童数の推移

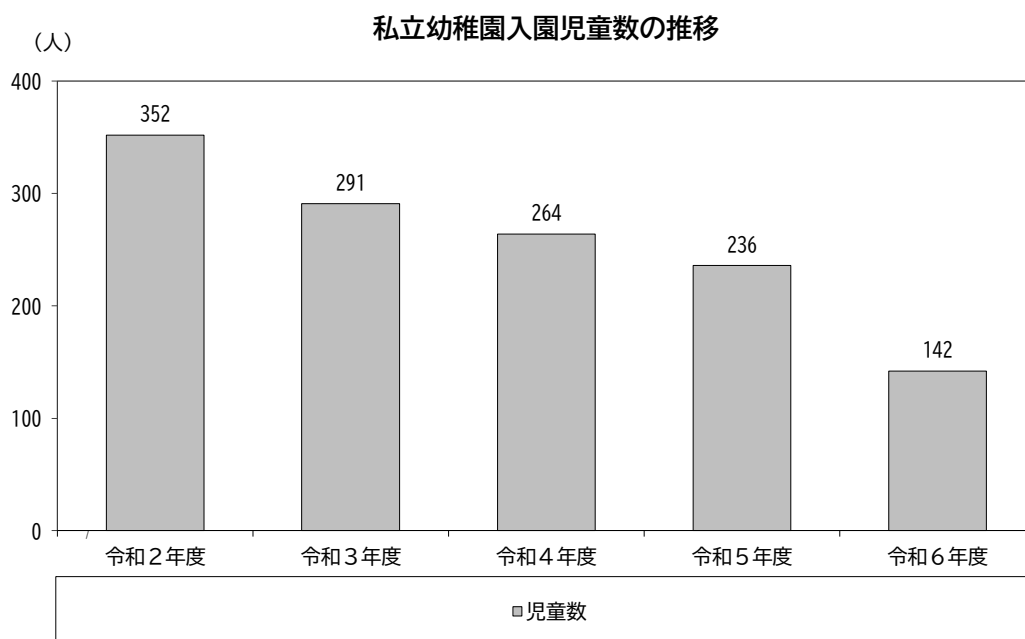
本市の地域型保育事業入所児童数は令和6年度で70人となっています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

④ 幼稚園入園児童数の推移

本市の幼稚園入所児童数は、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行及び共働き世帯の増加などにより減少傾向となっており、令和6年度では142人となっています。



資料：保育課（各年度4月1日現在）

⑤ 待機児童数の推移

本市の待機児童は、4月1日及び10月1日時点でいずれも0人となっています。

また、保留児童については3歳未満児が多く令和6年は58人と増加傾向にあります。

待機児童数の推移

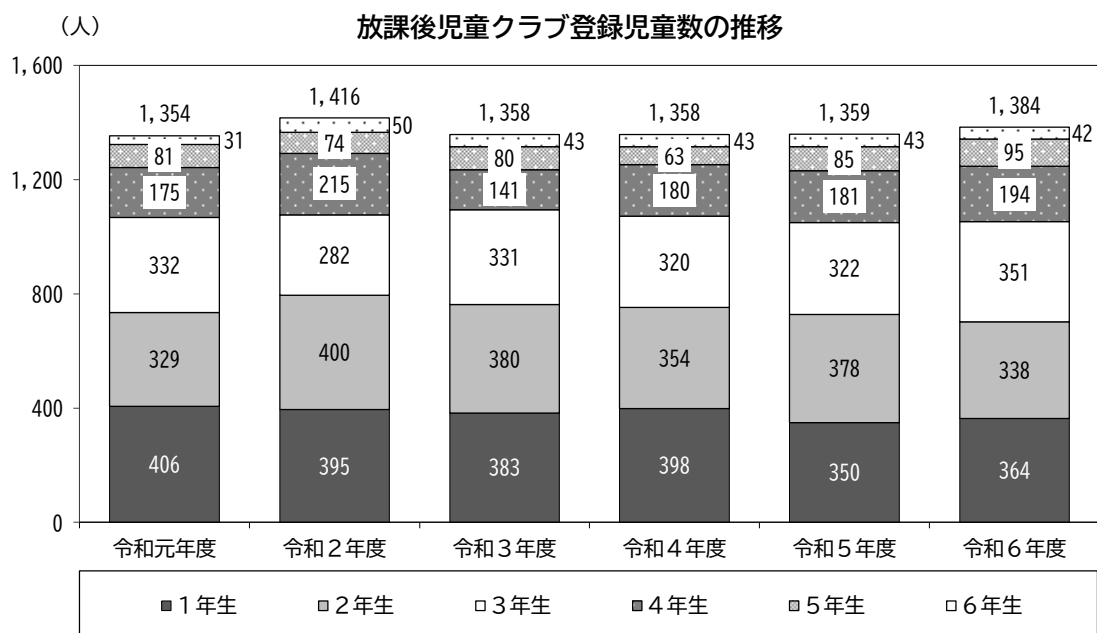
(単位：人)

年度			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R2	待機	4/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
		10/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
	保留	4/1 現在	1	12	6	5	2	0	26
		10/1 現在	17	10	9	3	1	0	40
R3	待機	4/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
		10/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
	保留	4/1 現在	1	4	4	2	0	0	11
		10/1 現在	29	7	8	8	4	5	61
R4	待機	4/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
		10/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
	保留	4/1 現在	4	6	3	0	1	0	14
		10/1 現在	26	16	3	3	1	0	49
R5	待機	4/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
		10/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
	保留	4/1 現在	6	12	7	4	0	1	30
		10/1 現在	19	9	12	1	0	0	41
R6	待機	4/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
		10/1 現在	0	0	0	0	0	0	0
	保留	4/1 現在	7	12	2	1	0	0	22
		10/1 現在	42	9	7	0	0	0	58

資料：保育課

⑥ 放課後児童クラブ登録児童数の推移

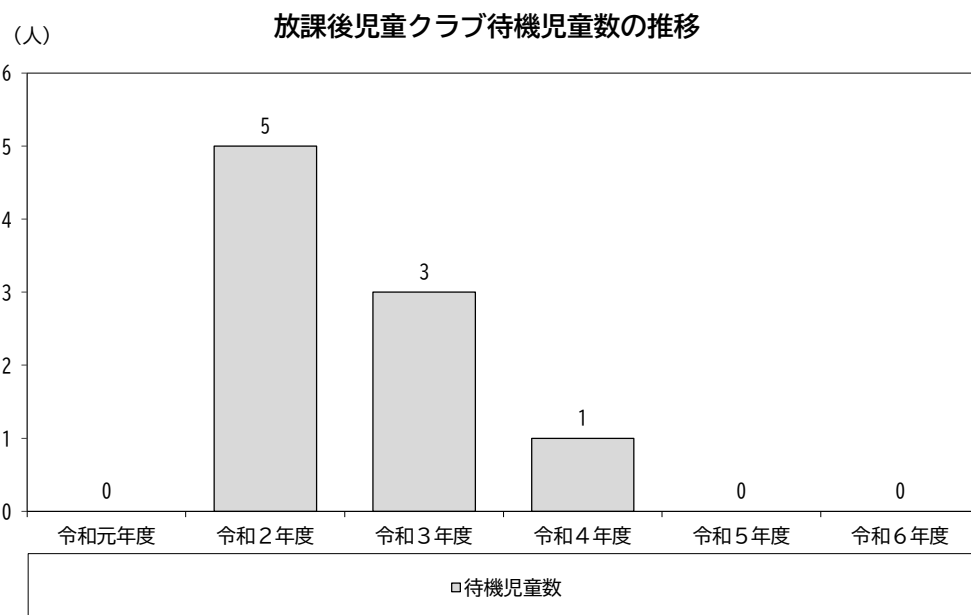
本市の放課後児童クラブ登録児童数は、増減を繰り返しながらおおむね横ばいで推移しており、令和6年度では1,384人となっています。



資料：子育て支援課（各年度5月1日現在）

⑦ 放課後児童クラブ待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブ待機児童数は、令和2年度の5人以降減少傾向にあり、令和6年度では0人となっています。



資料：子育て支援課（各年度5月1日現在）

2. 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育所等の状況

① 保育所

令和6年4月の施設数は公立保育所7施設、民間保育所14施設となっています。

■ 保育所の概況

(単位：園・人)

	総数		公立		民間		入所人員				充足率
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	総数	3歳未満	3歳	4歳以上	
R2年度	20	2,113	7	579	13	1,534	1,861	696	367	798	88.1%
R3年度	20	2,112	7	579	13	1,533	1,775	684	322	769	84.0%
R4年度	20	2,110	7	579	13	1,531	1,707	674	346	689	80.9%
R5年度	21	2,100	7	579	14	1,521	1,634	629	333	672	77.8%
R6年度	21	2,090	7	579	14	1,511	1,614	595	333	686	77.2%

資料：保育課（各年4月1日現在）

② 認定こども園

令和6年4月の施設数は6施設で、内訳は幼稚園型認定こども園2施設、幼保連携型認定こども園4施設となっています。

■ 認定こども園の概況

(単位：園・人)

	総数		入所人員		充足率
	施設数	定員	総数	3歳未満	
R2年度	4	665	614	48	92.3%
R3年度	5	705	646	55	91.6%
R4年度	5	705	615	61	87.2%
R5年度	5	705	582	65	82.6%
R6年度	6	833	650	78	78.0%

資料：保育課（各年4月1日現在）

③ 地域型保育事業

令和6年4月の施設数は6施設で、内訳は小規模保育施設4施設、事業所内保育施設2施設となっています。

■ 地域型保育事業施設の概況

(単位：園・人)

	総数		入所人員		充足率
	施設数	定員	総数	3歳未満	
R2年度	6	106	75	75	70.8%
R3年度	6	92	75	75	81.5%
R4年度	6	92	71	71	77.2%
R5年度	6	92	70	70	76.1%
R6年度	6	92	70	70	76.1%

資料：保育課（各年4月1日現在）

④ 幼稚園

認定こども園への移行で施設数が減り、令和6年4月の施設数は2施設となっています。

■ 幼稚園の概況 (単位：人)

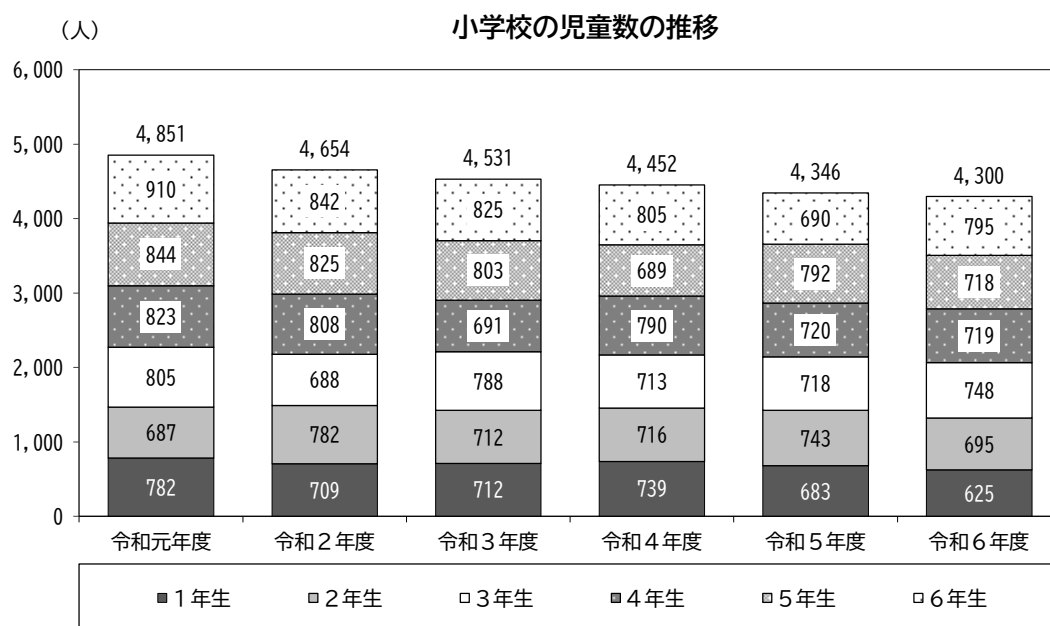
	総数		入所人員		充足率
	施設数	定員	施設数	定員	
R2 年度	4	410	352		85.9%
R3 年度	3	365	291		79.7%
R4 年度	3	345	264		76.5%
R5 年度	3	330	236		71.5%
R6 年度	2	210	142		67.6%

資料：保育課（各年4月1日現在）

(2) 小・中学校の状況

① 小学校

令和6年4月現在で、24の小学校があります。児童数は年々減少しており、令和元年度から令和6年度では551人の減少となっています。

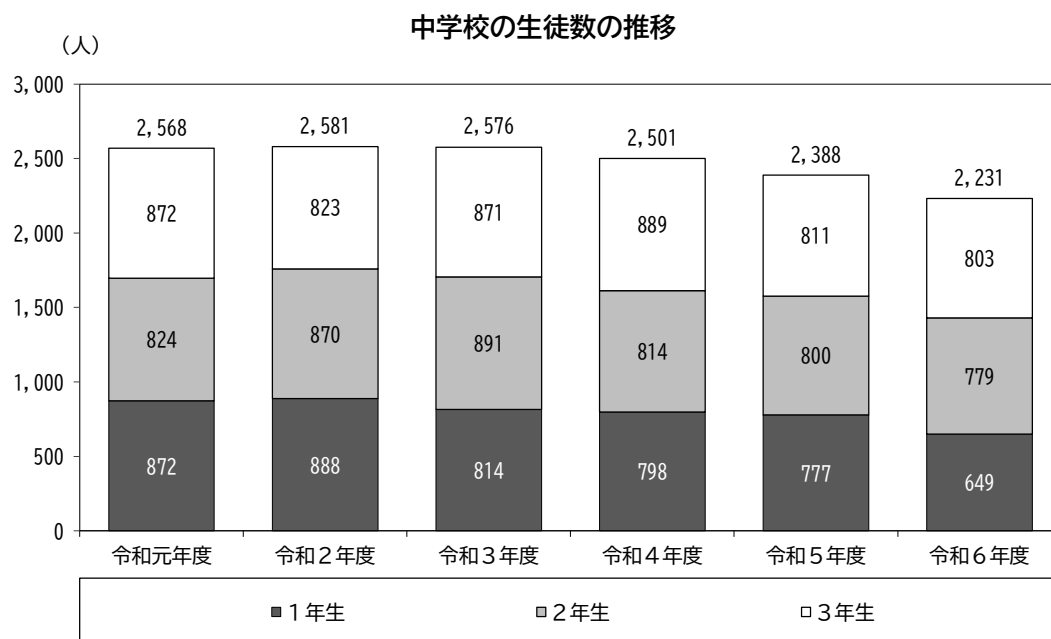


	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学4～6年生 (高学年)	2,274	2,179	2,212	2,168	2,144	2,068
小学1～3年生 (低学年)	2,577	2,475	2,319	2,284	2,202	2,232

資料：鹿沼市教育委員会調（各年5月1日現在）

② 中学校

令和6年4月現在で、10の中学校があります。生徒数は年々減少しており、令和元年度から令和6年度では337人の減少となっています。



資料：鹿沼市教育委員会調（各年5月1日現在）

3. ニーズ調査とアンケート調査の概要

■ 調査の目的

本計画の策定に当たり、市民の意見等を把握するため、ニーズ調査とアンケート調査を実施しました。

■ 調査期間

(1) 子育てニーズ調査	令和6年2月22日(木) ～ 令和6年3月11日(月)
(2) 子どもの生活実態等調査	令和6年2月22日(木) ～ 令和6年3月11日(月)
(3) こども・若者調査	令和6年2月22日(木) ～ 令和6年3月11日(月)
(4) 若者の生活や意識に関する調査	令和6年11月中旬～下旬
(5) 婚活に関する調査	令和6年10月27日(日)

■ 調査対象者

鹿沼市内に在住の、未就学児の保護者に調査依頼書を郵送し、小学5年生、中学2年生の児童とその保護者には学校にて配布しました。また、無作為に抽出した15歳以上40歳未満のこどもがいない方へ調査依頼書を郵送しました。

若者の生活や意識に関する調査では、市内の若者で組織する「20 祭実行委員会」、「鹿沼かえる組」、「k a v y」それぞれに調査票を配布しました。婚活に関する調査では婚活イベント開催時に参加者へ配布しました。

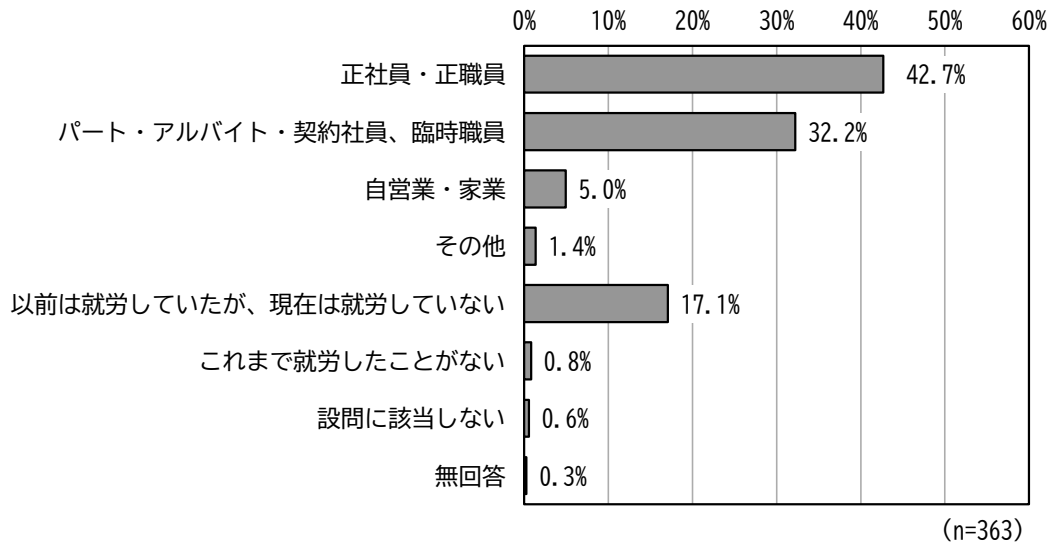
■ 回収結果

調査名	対象	配布数	回収数	回収率
子育てニーズ調査	未就学児の保護者	800 件	366 件	45.8%
子どもの生活実態等調査	小学5年生	793 件	172 件	21.7%
	保護者 (小学5年生)	793 件	119 件	15.0%
	中学2年生	803 件	300 件	37.4%
	保護者 (中学2年生)	803 件	126 件	15.7%
こども・若者調査	若者	800 件	154 件	19.3%
若者の生活や意識に関する調査	中学生・高校生及び 20代の若者	135 件	58 件	43.0%
婚活に関する調査	婚活イベント参加者	23 件	17 件	73.9%
計		4,950 件	1,312 件	26.5%

(1) 子育てニーズ調査結果の概要

① 母親の就労状況

母親の就労状況については、「正社員・正職員」が42.7%と最も多く、次いで、「パート・アルバイト・契約社員、臨時職員」が32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.1%となっています。

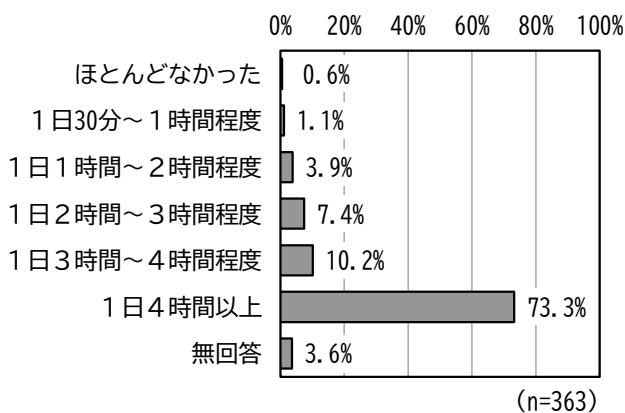


② 家事・育児時間

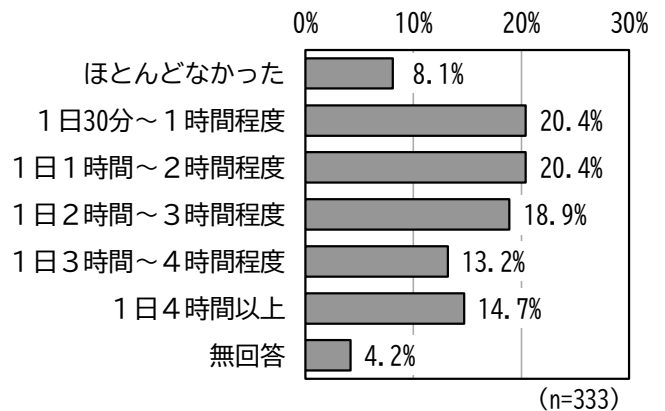
お子さんが小学校に就学する前までの母親の家事・育児時間については、「1日4時間以上」が73.3%と最も多く、次いで、「1日3時間～4時間程度」が10.2%となっています。

父親の家事・育児時間については、「1日30分～1時間程度」、「1日1時間～2時間程度」がともに20.4%と最も多くなっています。

■ 母親

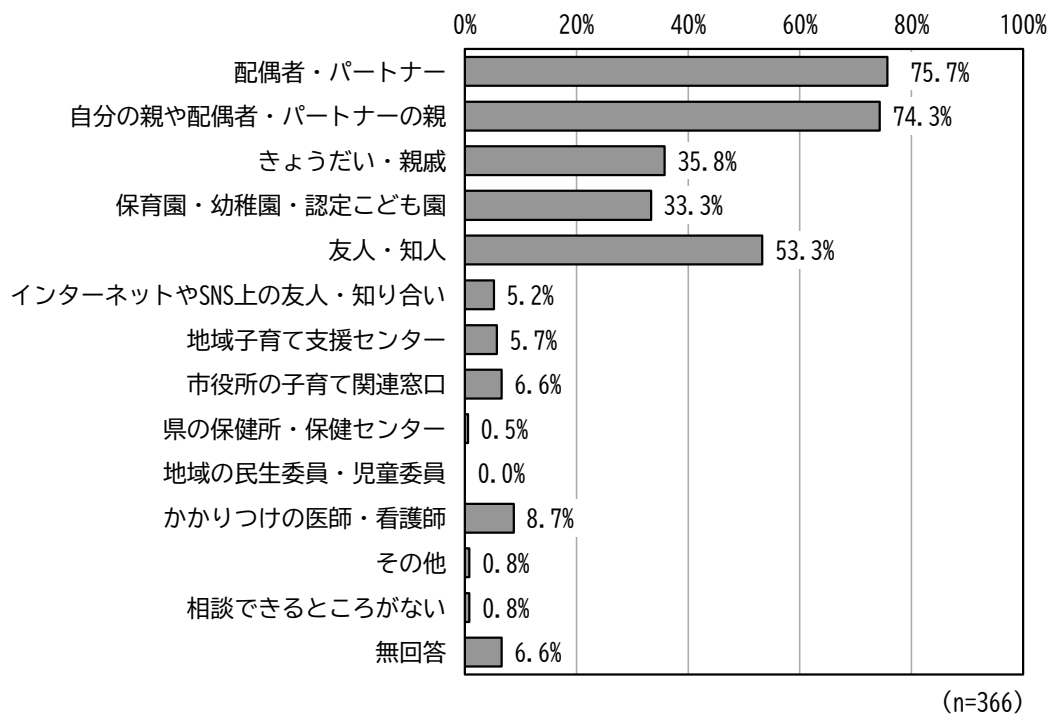


■ 父親



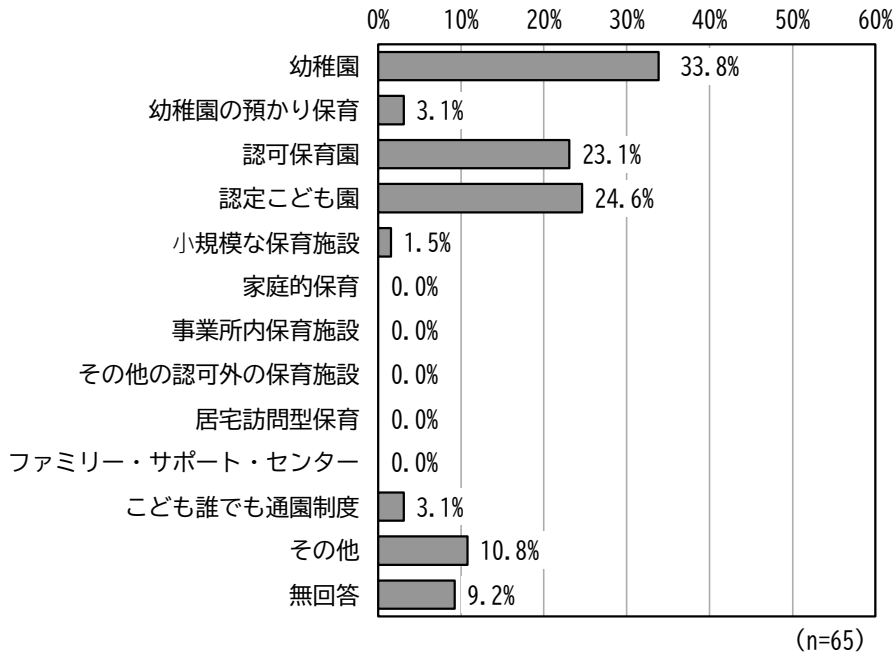
③ 気軽に相談できる人・場所

お子さんの子育てにおいて、気軽に相談できる人・場所については、「配偶者・パートナー」が75.7%と最も多く、次いで、「自分の親や配偶者・パートナーの親」が74.3%、「友人・知人」が53.3%となっています。



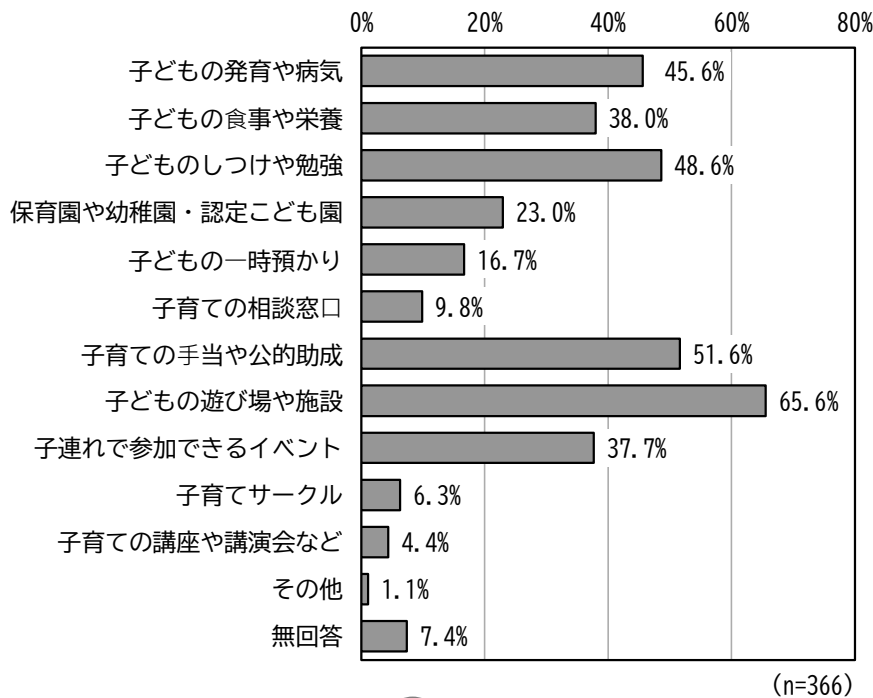
④ 今後利用したい事業

今後「定期的に」利用したいお子さんの平日の教育・保育の事業として、第一希望では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が33.8%と最も多く、次いで、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」が24.6%、「認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が23.1%となっています。



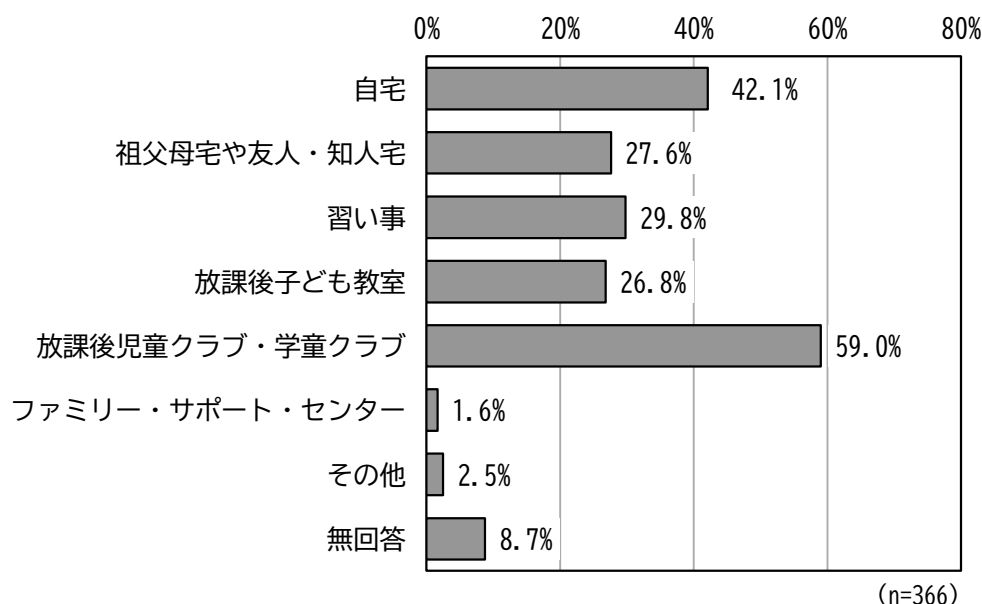
⑤ 子育てについて得たい情報

現在子育てについてどんな情報を得たいと思っているかについては、「子どもの遊び場や施設」が65.6%と最も多く、次いで、「子育ての手当や公的助成」が51.6%、「子どものしつけや勉強」が48.6%となっています。



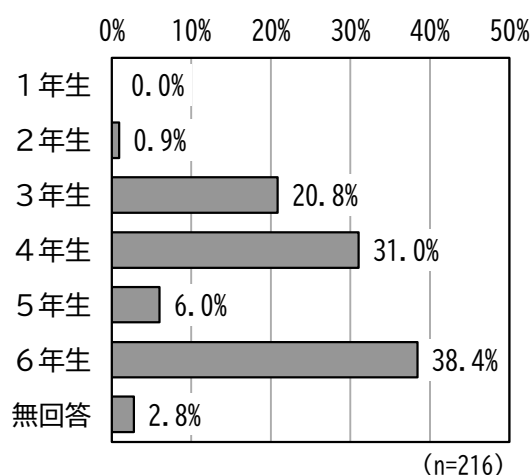
⑥ 小学校就学後の放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方

放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ・学童クラブ」が59.0%と最も多く、次いで、「自宅」が42.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.8%となっています。



⑦ 放課後児童クラブ・学童クラブの利用希望

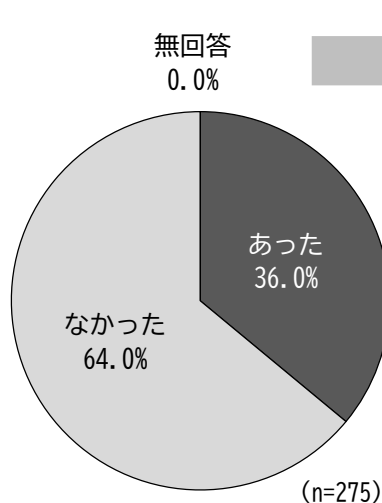
小学校の何年生まで放課後児童クラブ・学童クラブを利用させたいと思うかについては、「6年生」が38.4%と最も多く、次いで、「4年生」が31.0%、「3年生」が20.8%となっています。



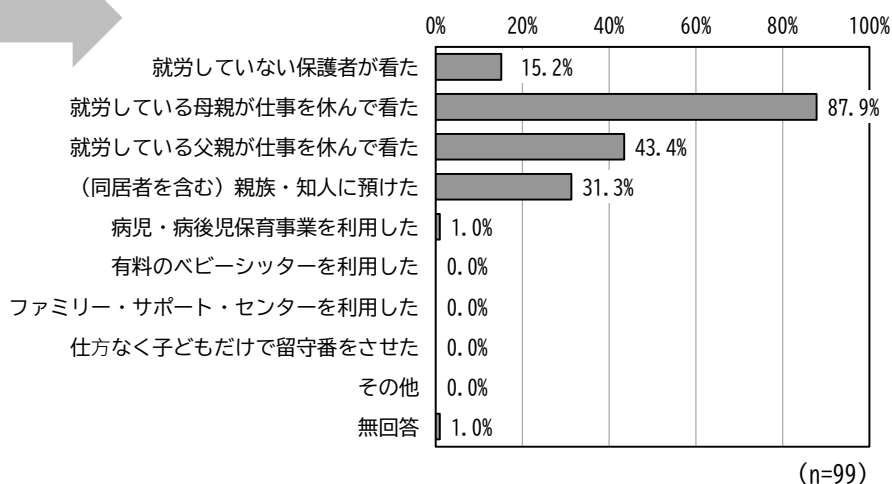
⑧ 子どもの病気やケガの際の対応

この1年間に病気やケガのために保育園や幼稚園などの通常の教育・保育事業を利用できずに特別な対応を取る必要があったかについては、「あった」が36.0%となっており、対応方法については、「就労している母親が仕事を休んで見た」が87.9%と最も多く、次いで、「就労している父親が仕事を休んで見た」が43.4%、「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が31.3%となっています。

■ 子どもが病気やけがで教育・保育事業が
利用できなかったことの有無

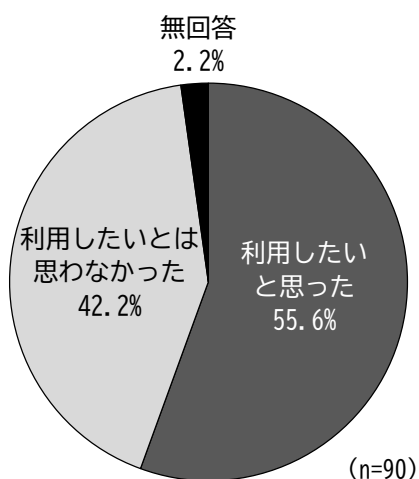


■ 利用できなかった場合の対応方法



仕事を休んで見たときに、できれば「病児・病後児保育事業」を利用したいと思ったかについては、「利用したいと思った」が55.6%に対し、「利用したいとは思わなかった」が42.2%となっています。

■ 病児・病後児保育施設等の利用意向



（２）子どもの生活実態等調査結果の概要

≪ 困窮度の分類 ≫

本調査の回答結果から、鹿沼市の等価可処分所得※¹の中央値※²は 275 万円となり、厚生労働省が実施した国民生活基礎調査での基準で捉えると、相対的貧困率※³は 12.8%と推定されます。

■ 困窮度の分類

区分		基準	割合
困窮度が高い ↑ ↓ 困窮度が低い	困窮度Ⅰ	等価可処分所得の中央値（275 万円）の 50%未満	12.8%
	困窮度Ⅱ	等価可処分所得の中央値（275 万円）の 50%以上 60%未満	4.5%
	困窮度Ⅲ	等価可処分所得の中央値（275 万円）未満から 60%以上	27.2%
	中央値以上	等価可処分所得の中央値（275 万円）以上	55.5%

～相対的貧困と相対的貧困率について～

相対的貧困とは、国や地域社会において、平均的な生活水準よりも相対的に低い所得水準にある状況をいい、厚生労働省が実施している国民生活基礎調査においては、一定基準（貧困線※⁴）を下回る所得水準の者の割合を相対的貧困率とし、等価可処分所得をもとに算出されます。

※1 等価可処分所得：可処分所得※⁵を世帯人数で調整した所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割ったもの）です。

※2 中央値：等価可処分所得について、低い順に並べたときの真ん中の数値です。

※3 相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない者の割合です

※4 貧困線：中央値の半分の額です。

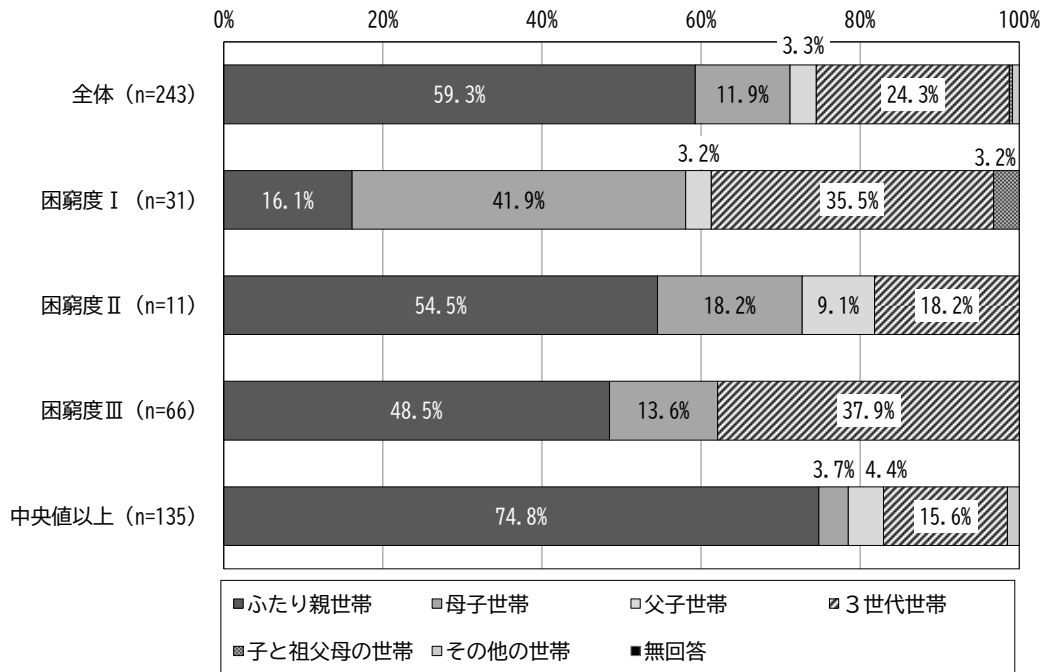
※5 可処分所得：収入から税金や社会保険料などを差し引いたものです。本市では、収入（手当や養育費などを含む）で計算しています。

① 困窮度と世帯構成

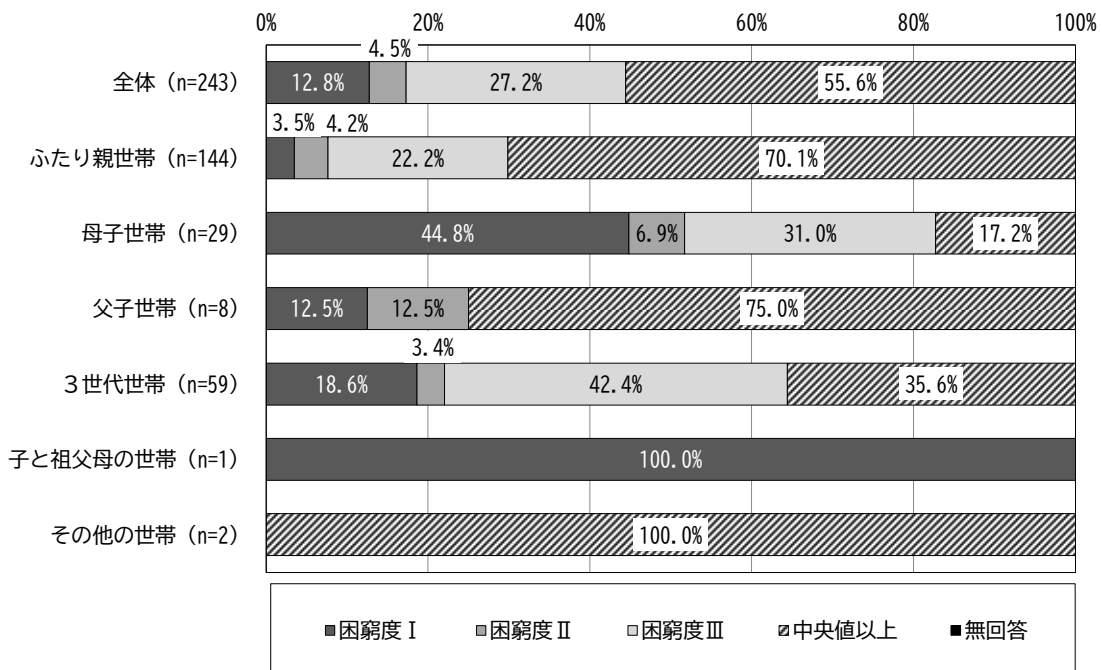
困窮度Ⅰにおける世帯構成について、母子世帯が最も多くの割合を占めていますが、困窮度Ⅱ、困窮度Ⅲ、中央値以上の区分ではふたり親世帯が最も多くの割合を占めており、母子世帯は2割未満となっています。

また、母子世帯では約4割半が困窮度Ⅰとなっています。

■ 困窮度別の世帯構成



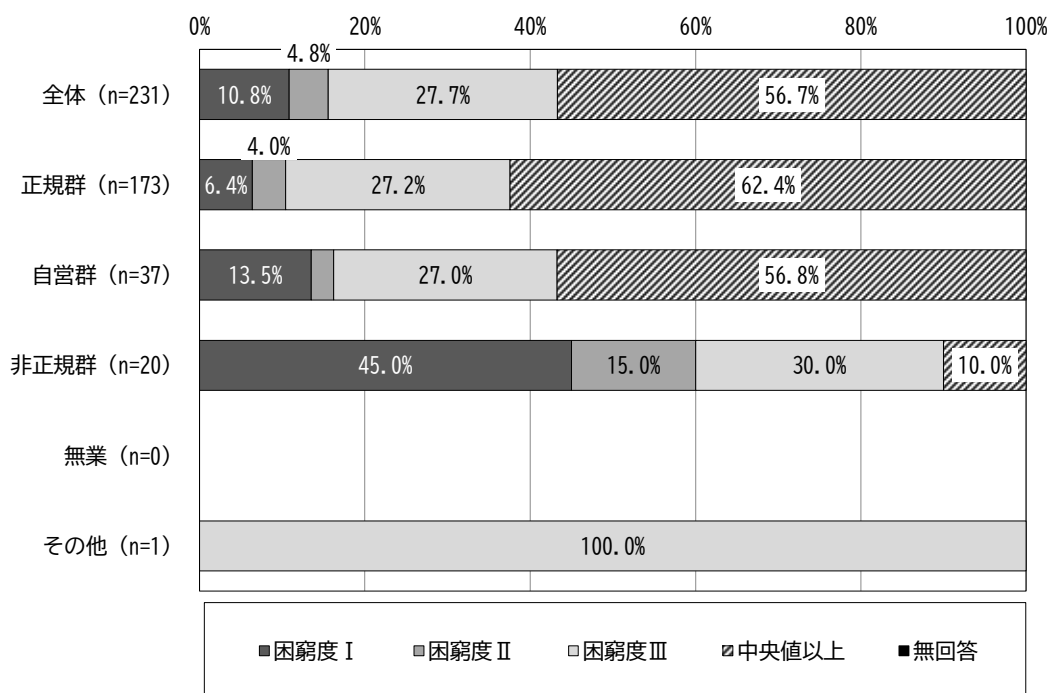
■ 世帯構成別の困窮度



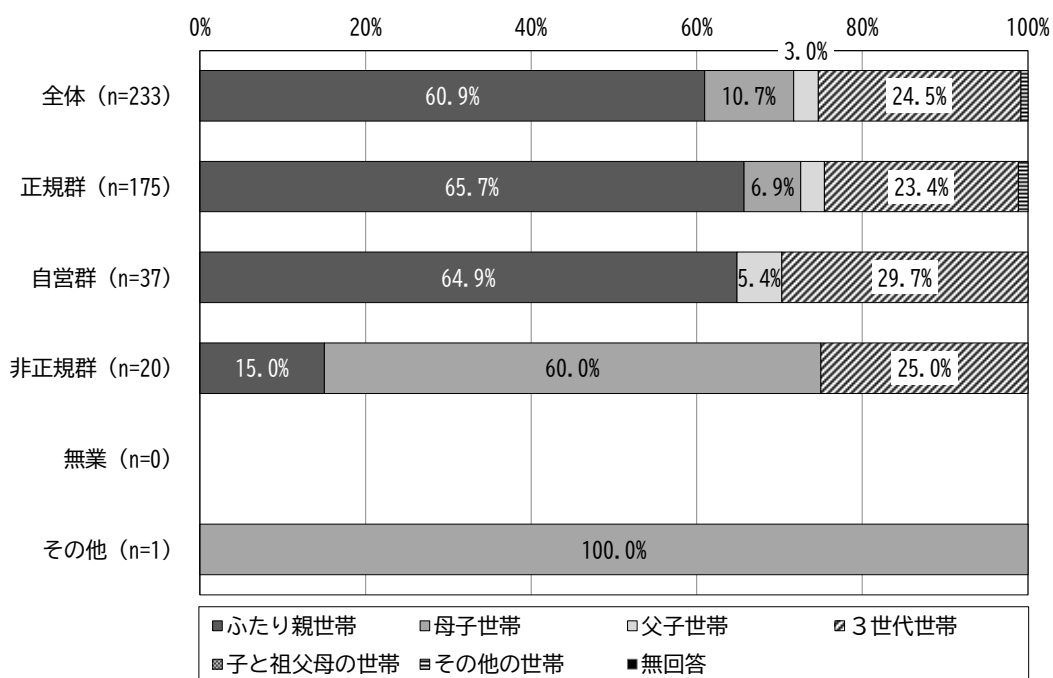
② 就労状況と困窮度、世帯構成

困窮度Ⅰにおける就労状況別では非正規群が4.5割であり、非正規群に占める母子世帯の割合は6割となっています。

■ 就労状況別の困窮度



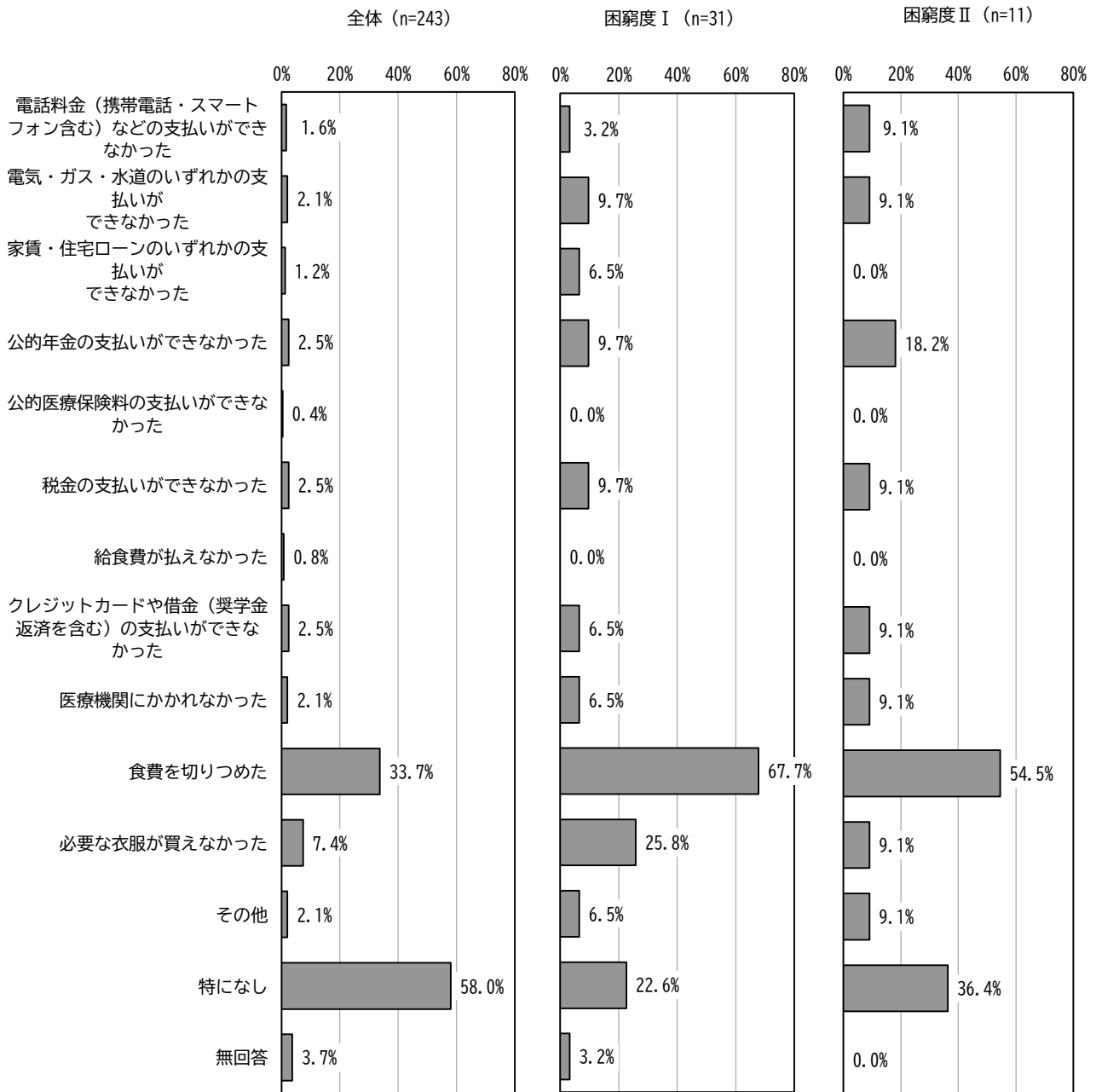
■ 就労状況別の世帯構成



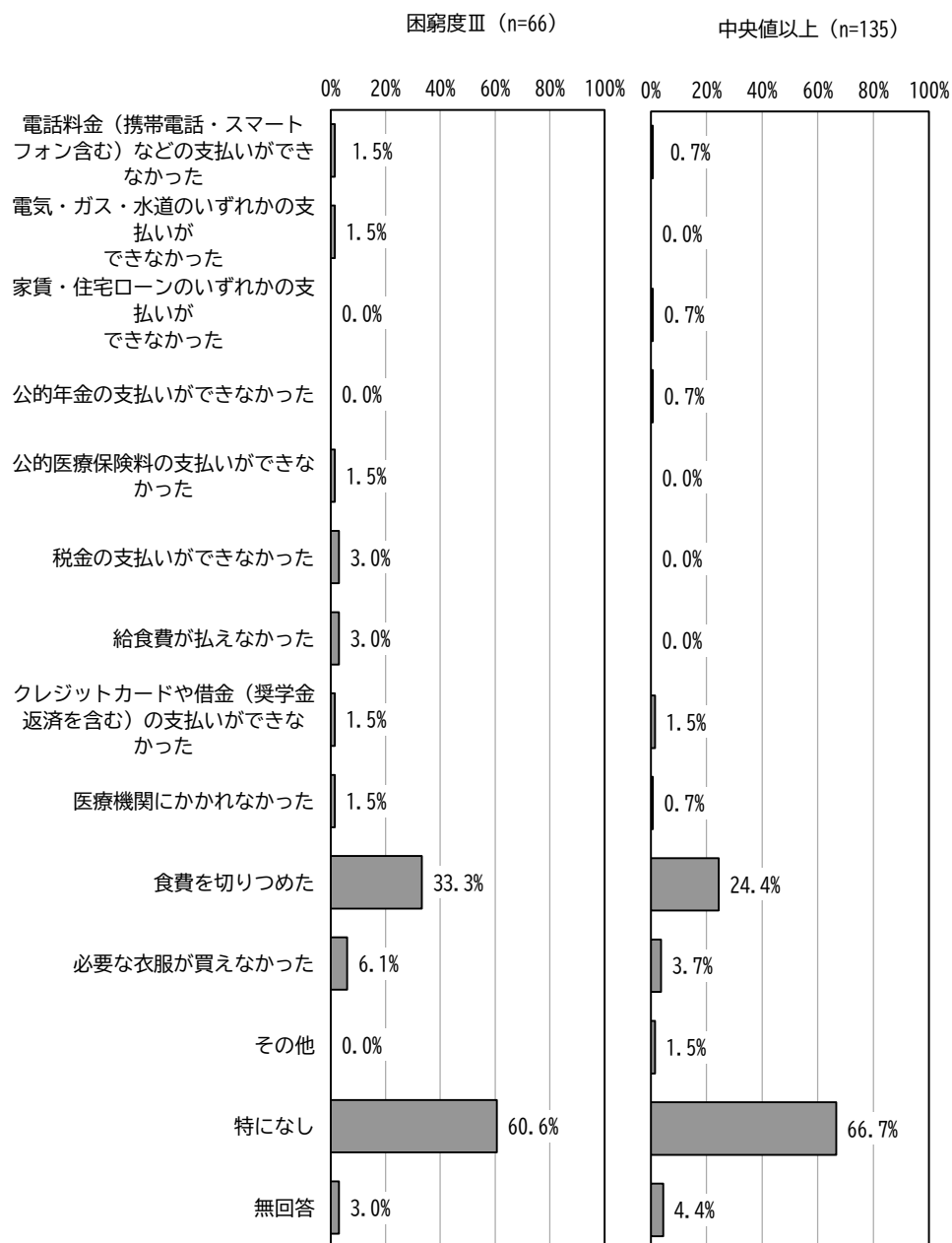
③ 困窮度と経済的な理由によって生じる事項

経済的な事由では「食事を切りつめた」割合が最も多く、中央値以上の区分では3割未満ですが、困窮度が高まるにつれて割合が増加し、困窮度Ⅰでは約7割を占めています。

■ 困窮度と経済的な理由によって生じる事項（全体・困窮度Ⅰ・困窮度Ⅱ）



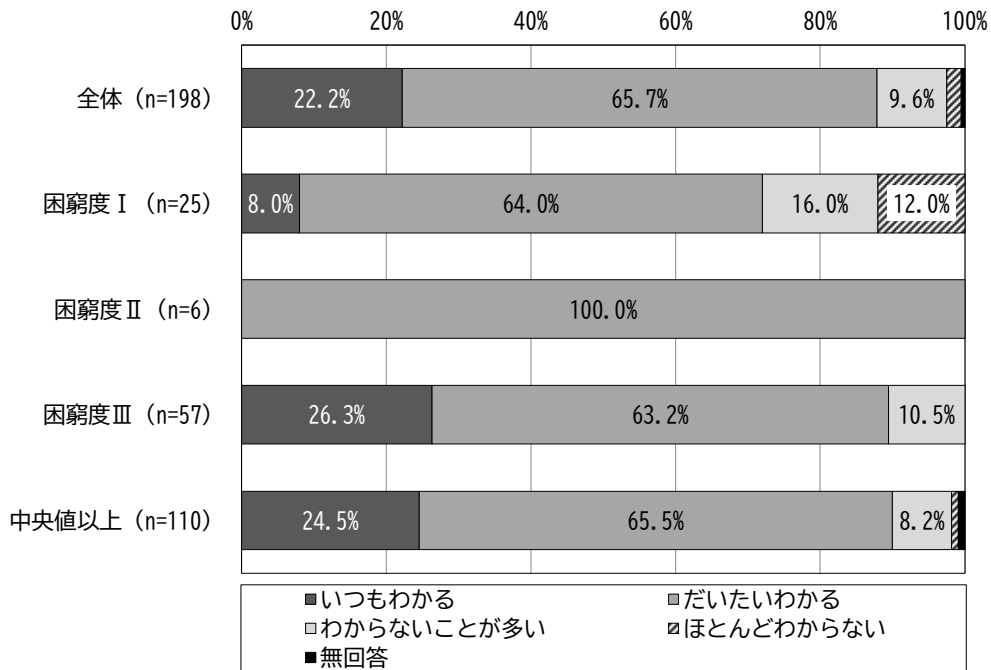
■ 困窮度と経済的な理由によって生じる事項（困窮度Ⅲ・中央値以上）



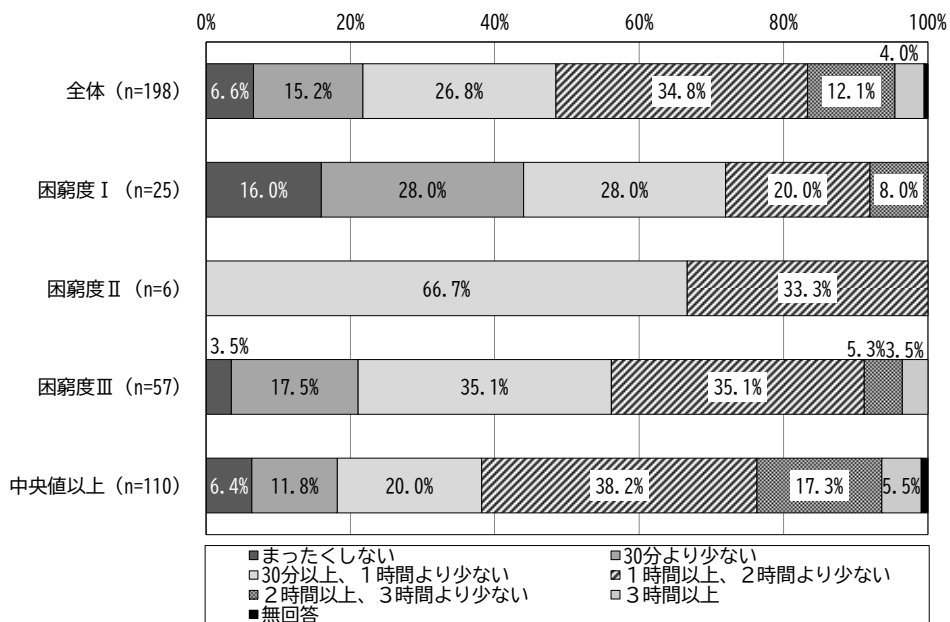
④ 困窮度と勉強の理解度、勉強時間

困窮度別に見た勉強の理解度について、困窮度Ⅰでは「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計が約3割であり、他の区分と比較して割合が高く、また平日の学校以外の勉強時間についても「まったくしない」が約1.5割を占め、最も高くなっています。

■ 困窮度別の勉強の理解度



■ 困窮度別の平日1日当たりの学校以外の勉強時間

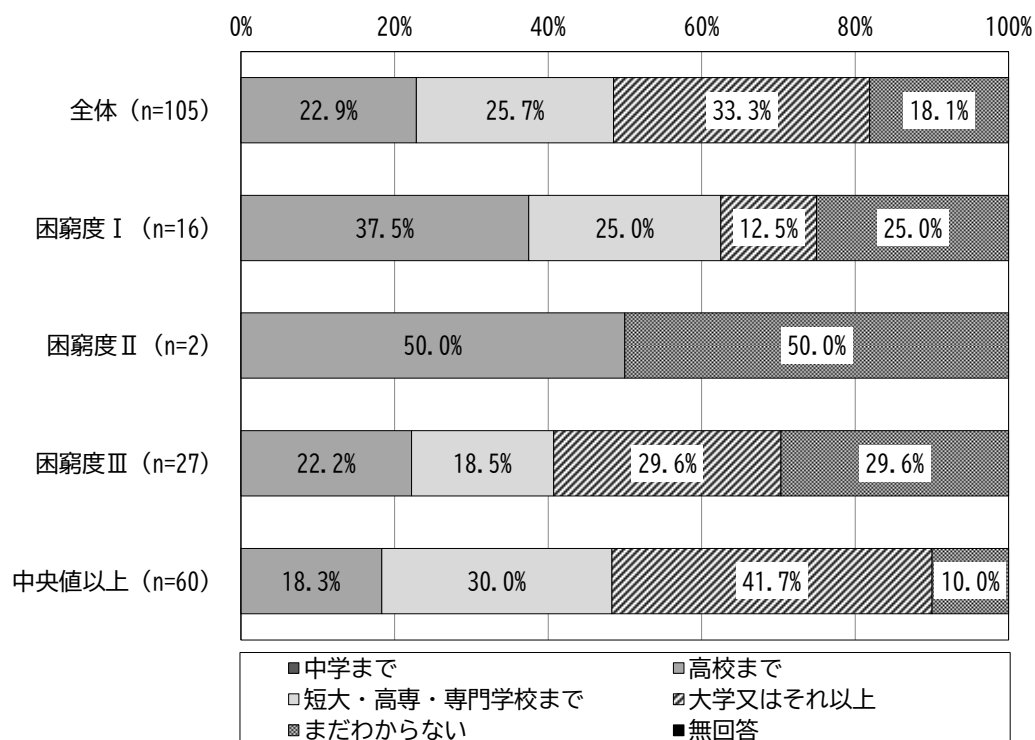


⑤ 困窮度と将来の進学希望

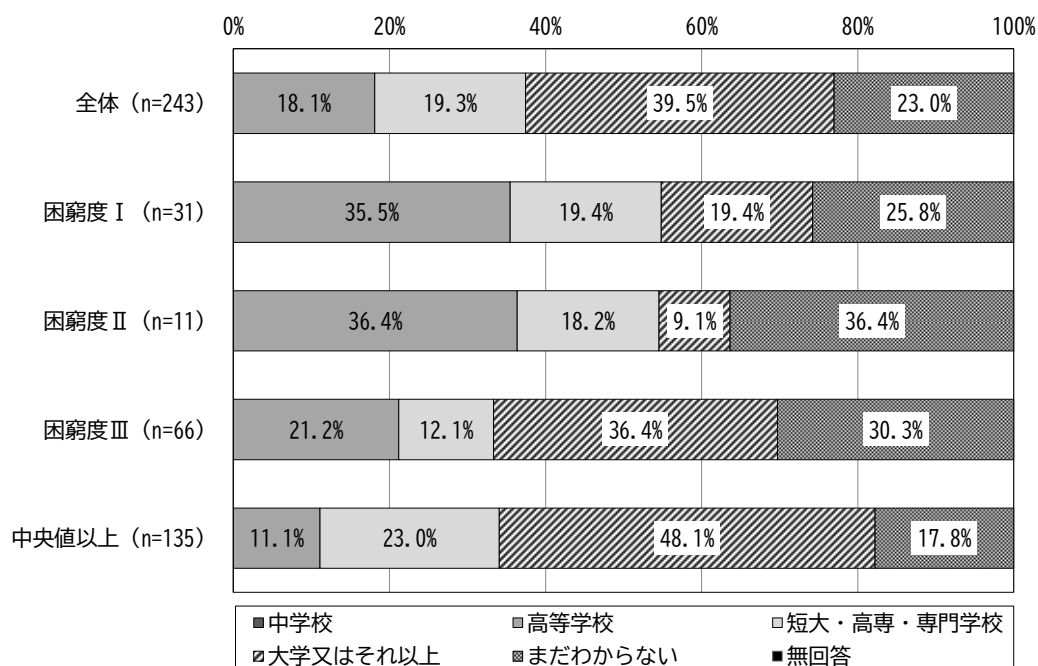
将来の進学希望について、困窮度Ⅰでは、「高校まで」が中学2年生、保護者ともに3割以上を占め、最も多くなっています。

一方、中央値以上の区分では、「大学又はそれ以上」が中学2年生、保護者で約4割以上を占め、最も多くなっています。

■ 困窮度別の将来の進学希望（中学2年生）

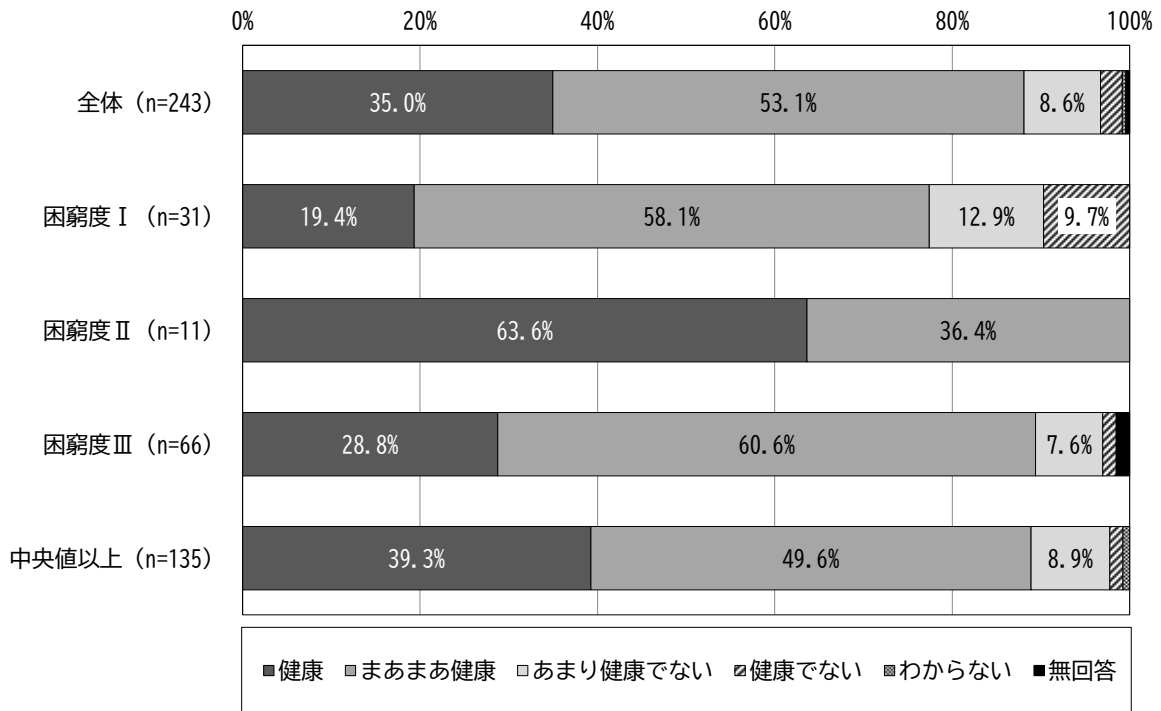


■ 困窮度別の将来の進学希望（保護者）



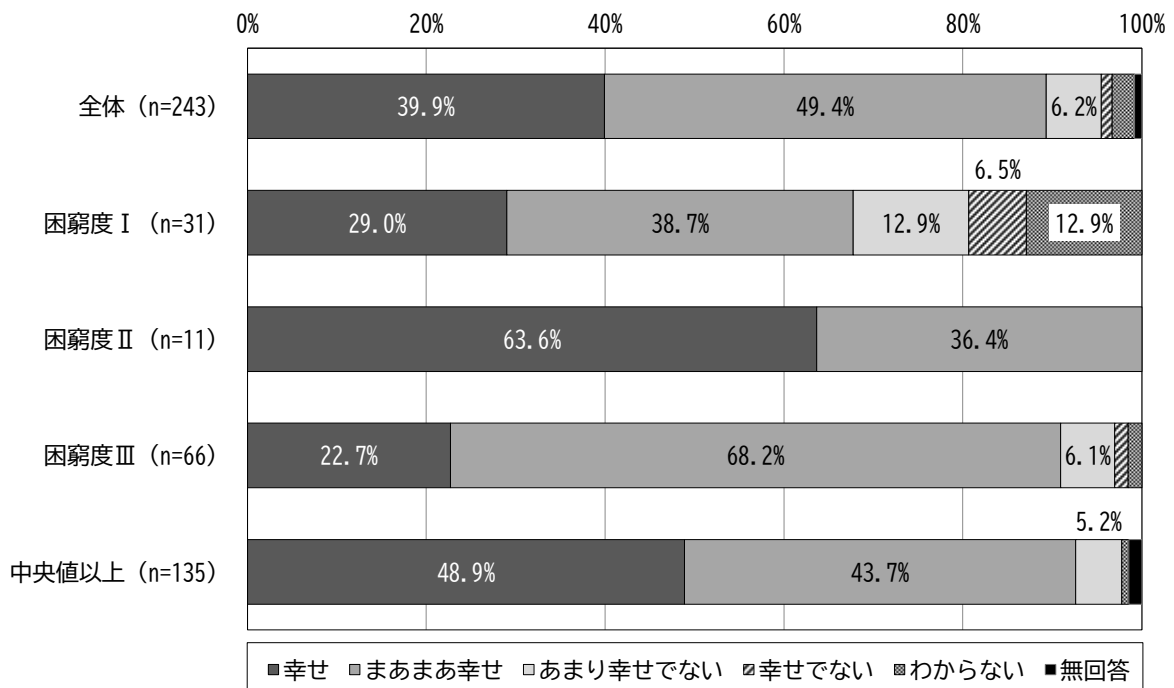
⑥ 困窮度と健康状態

困窮度別に見た保護者の健康状態については、「健康」と「まあまあ健康」の合計が、中央値以上の区分では約9割であり、困窮度Ⅰでは約8割となっています。



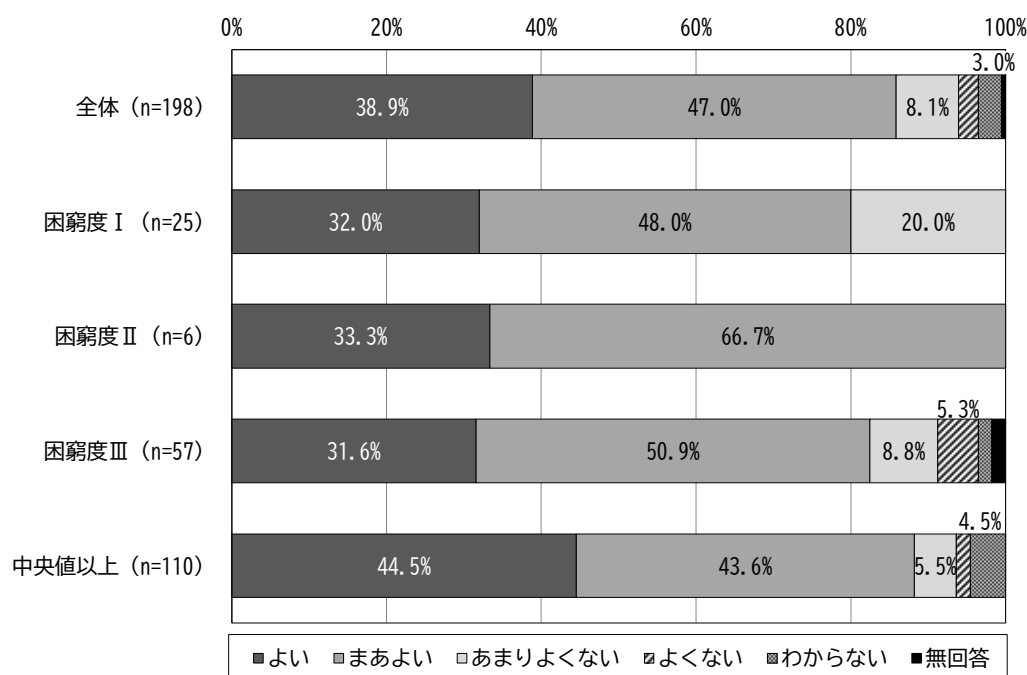
⑦ 困窮度と幸福感

困窮度別に見た保護者の幸福感については、「幸せ」と「まあまあ幸せ」の合計が、中央値以上の区分では9割超であり、困窮度が高まるにつれて減少し、困窮度Ⅰでは約7割となっています。



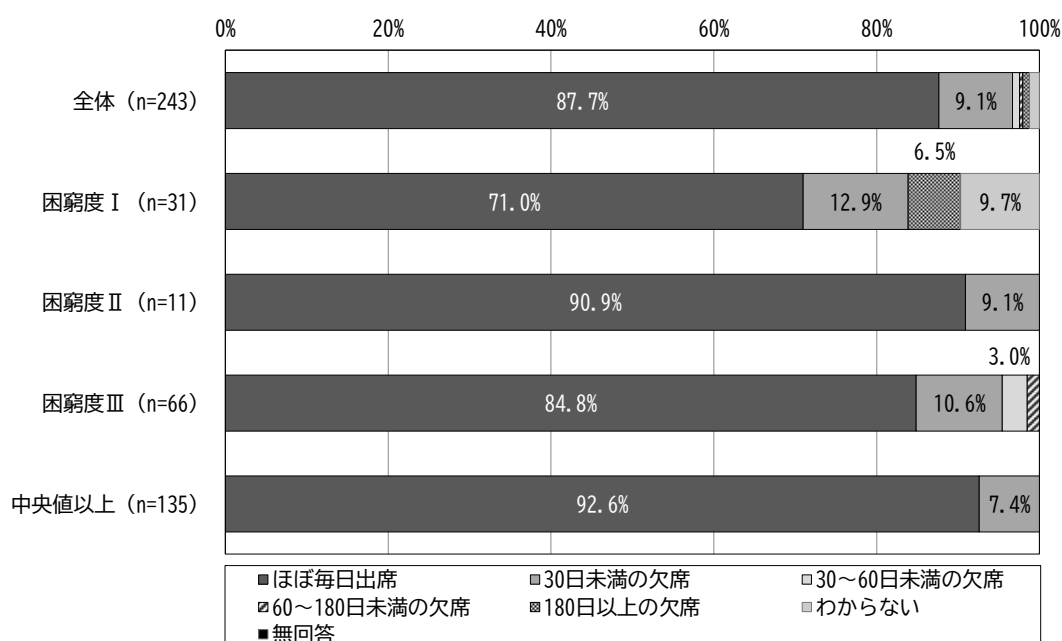
⑧ 困窮度とこどもの心や体の調子

困窮度別に見たこどもの心や体の調子については、「よい」と「まあよい」の合計が、中央値以上の区分では約9割であり、困窮度が高まるにつれて減少し、困窮度Ⅰでは8割となっています。



⑨ 困窮度と学校の出席日数

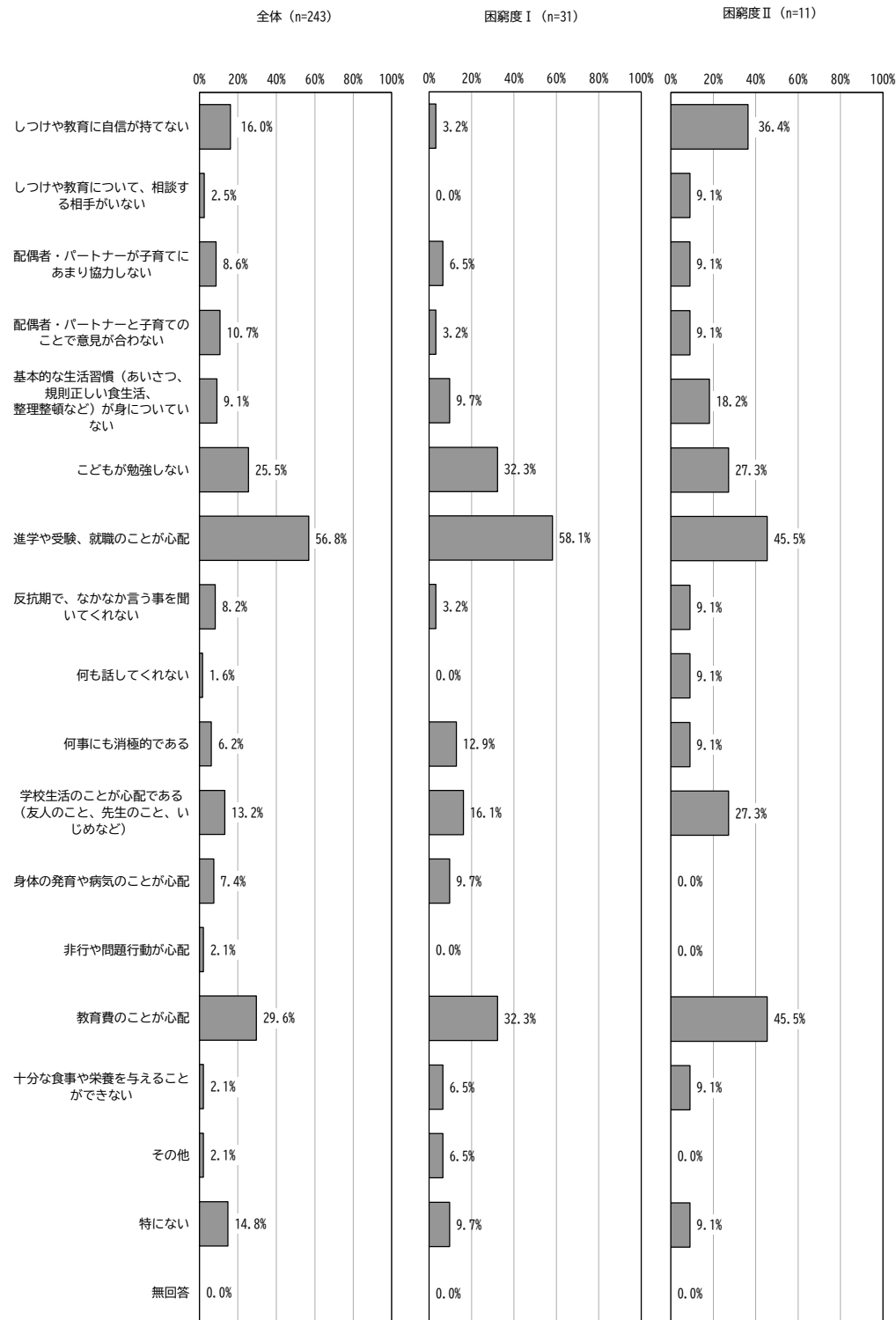
困窮度別に見たこどもの出席日数について、「ほぼ毎日」と「30日未満の欠席」の合計が、中央値以上の区分では10割であり、困窮度Ⅰでは約8割となっています。また、「180日以上欠席」については、困窮度Ⅰでは6.5%となっています。



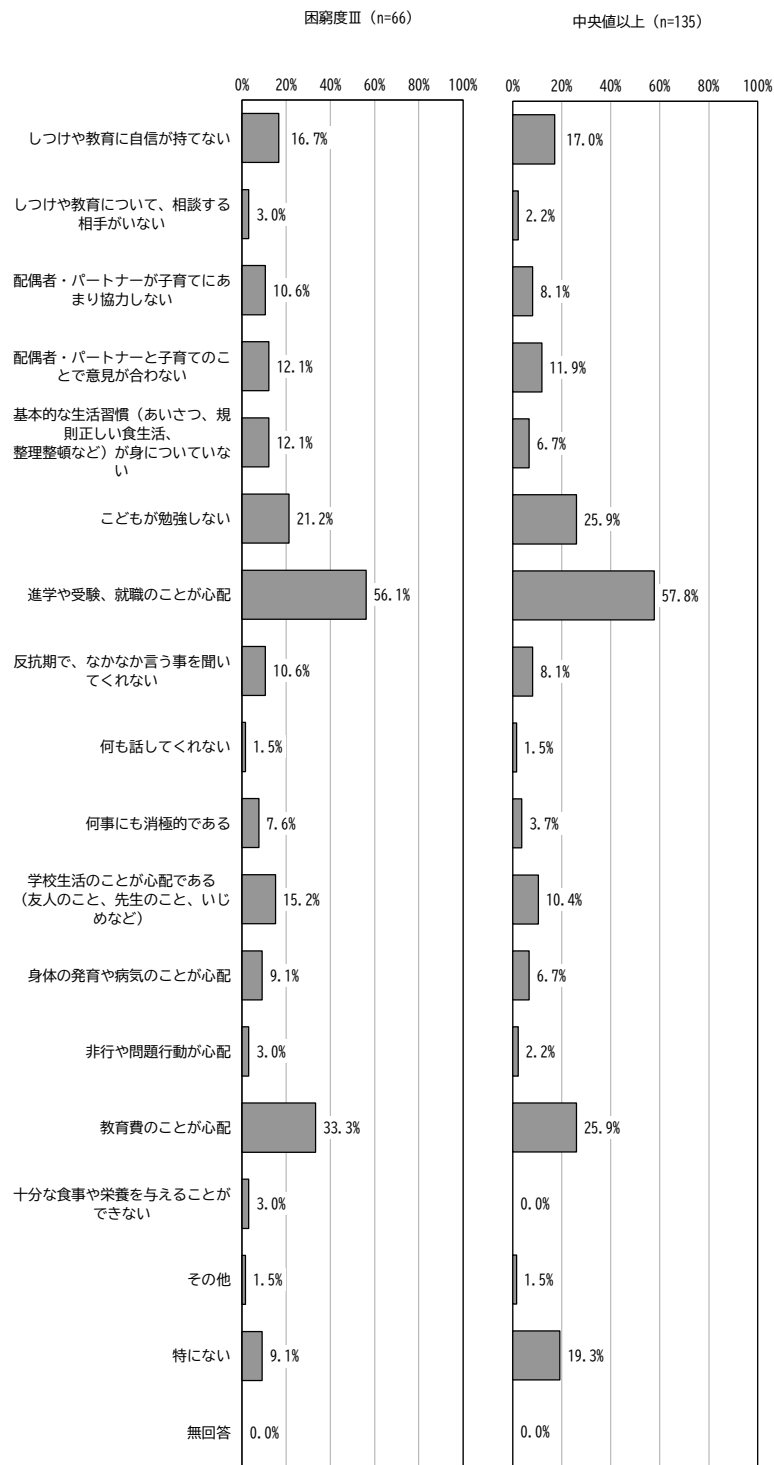
⑩ 困窮度と保護者の悩み

困窮度別に見た、こどもに対する保護者の悩みについては、どの区分でも「進学や受験、就職のことが心配」が約5割となっており、最も割合が高くなっています。次に割合の高い「こどもが勉強しない」「教育費のことが心配」については、中央値以上の区分では約2割半であり、困窮度Ⅰでは3割を超えています。また、「特になし」について、中央値以上の区分では約2割であり、困窮度Ⅰでは約1割となっています。

■ 困窮度別のこどもに対する保護者の悩み（全体・困窮度Ⅰ・困窮度Ⅱ）



■ 困窮度別のこどもに対する保護者の悩み（困窮度Ⅲ・中央値以上）

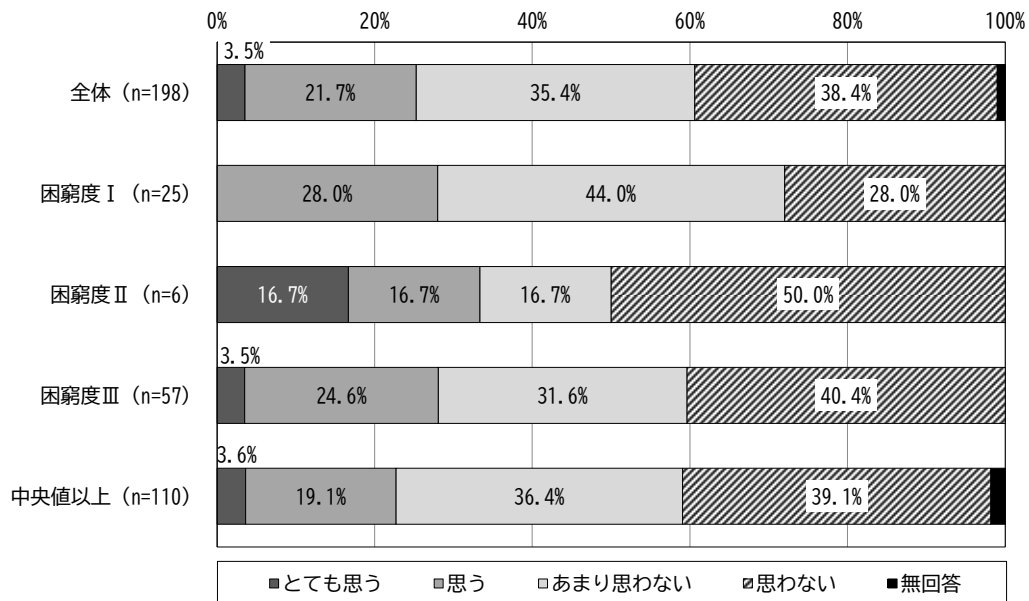


⑪ 困窮度とこどもの孤独感と自己肯定感

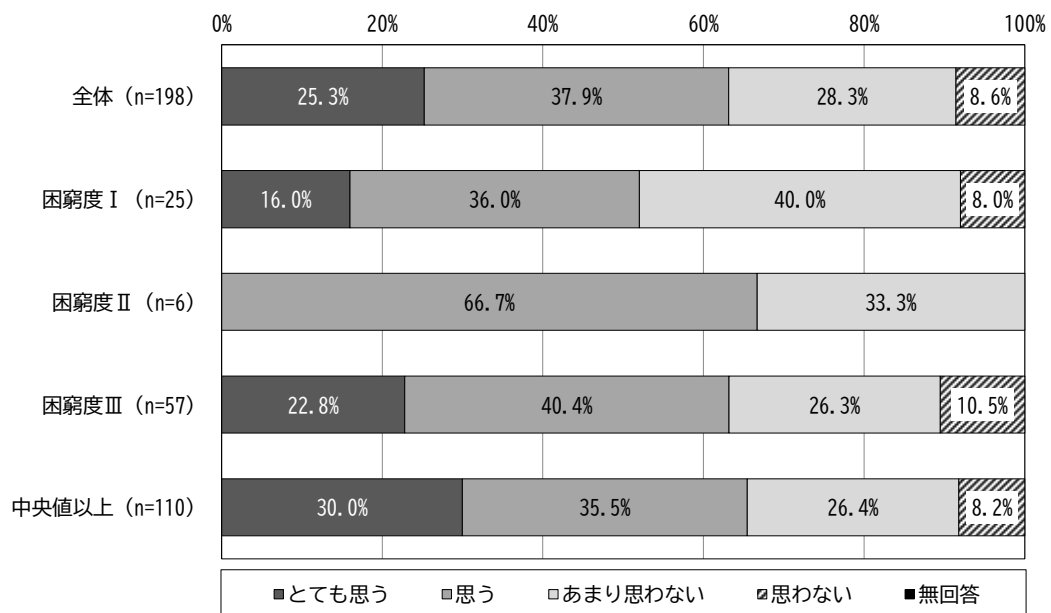
こどもが「孤独を感じることもある」割合について、「とても思う」「思う」の合計が、困窮度Ⅰでは約3割であり、中央値以上の区分では約2割となっています。

また、「自分のことが好きだ」と思う割合について、「あまり思わない」「思わない」の合計が、困窮度Ⅰでは約5割であり、中央値以上の区分では、約3.5割となっています。

■ 困窮度別の孤独感（孤独を感じることもある）



■ 困窮度別の自己肯定感（自分のことが好きだと思うか）

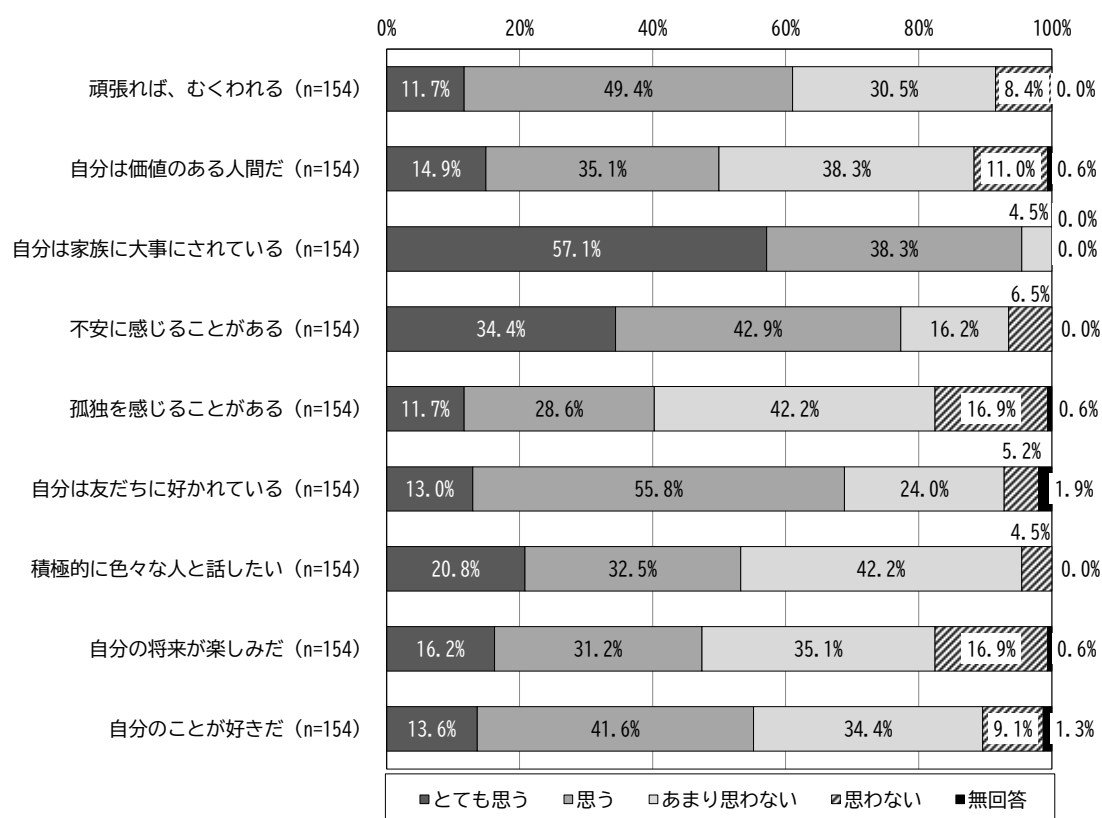


(3) こども・若者調査結果の概要

① 自身の思いや気持ち

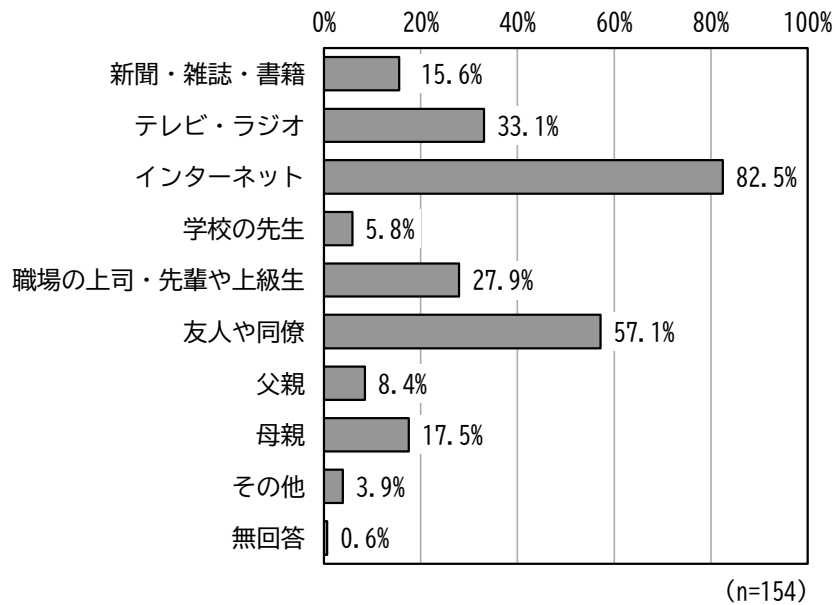
思いや気持ちについて、「とても思う」「思う」を合わせた『思う（計）』が最も多い項目は、【自分は家族に大切にされている】が95.4%となっており、次いで【不安に感じることもある】が77.3%となっています。

「あまり思わない」「思わない」を合わせた『思わない（計）』が最も多い項目は、【孤独を感じることがある】が59.1%となっています。



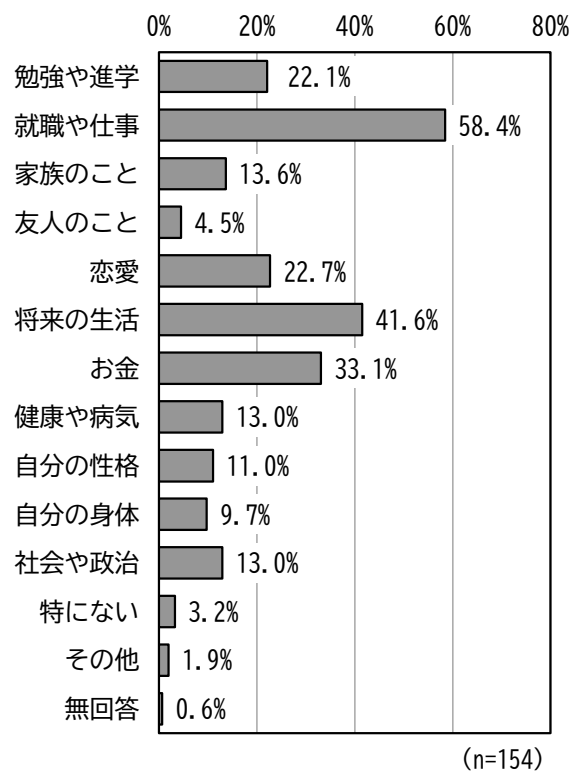
② 日ごろ影響を受けるもの

日ごろ影響を受けるものについては、「インターネット」が82.5%と最も多く、次いで、「友人や同僚」が57.1%、「テレビ・ラジオ」が33.1%となっています。



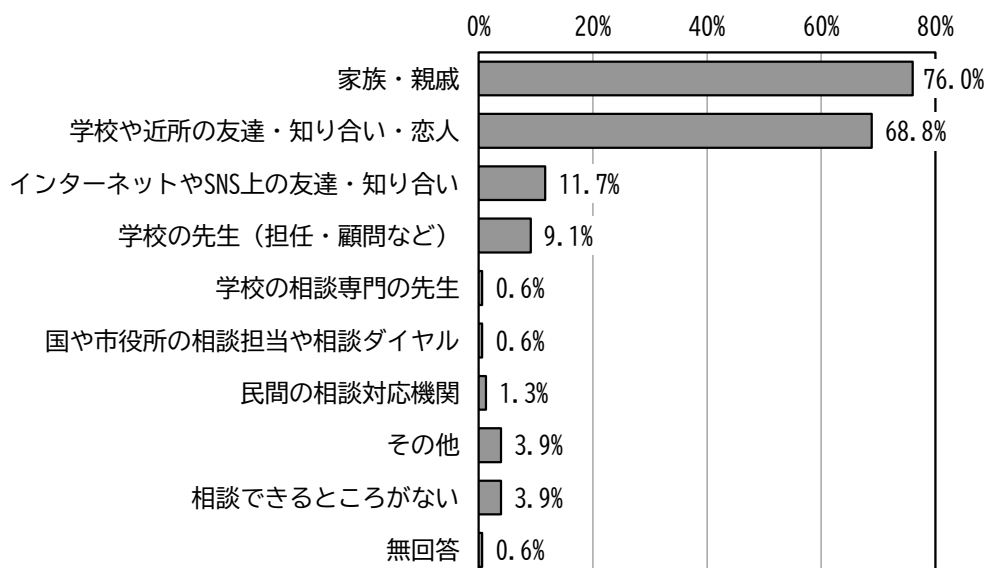
③ 最近の悩みや心配ごと

悩みや心配ごとについては、「就職や仕事」が58.4%と最も多く、次いで、「将来の生活」が41.6%、「お金」が33.1%となっています。



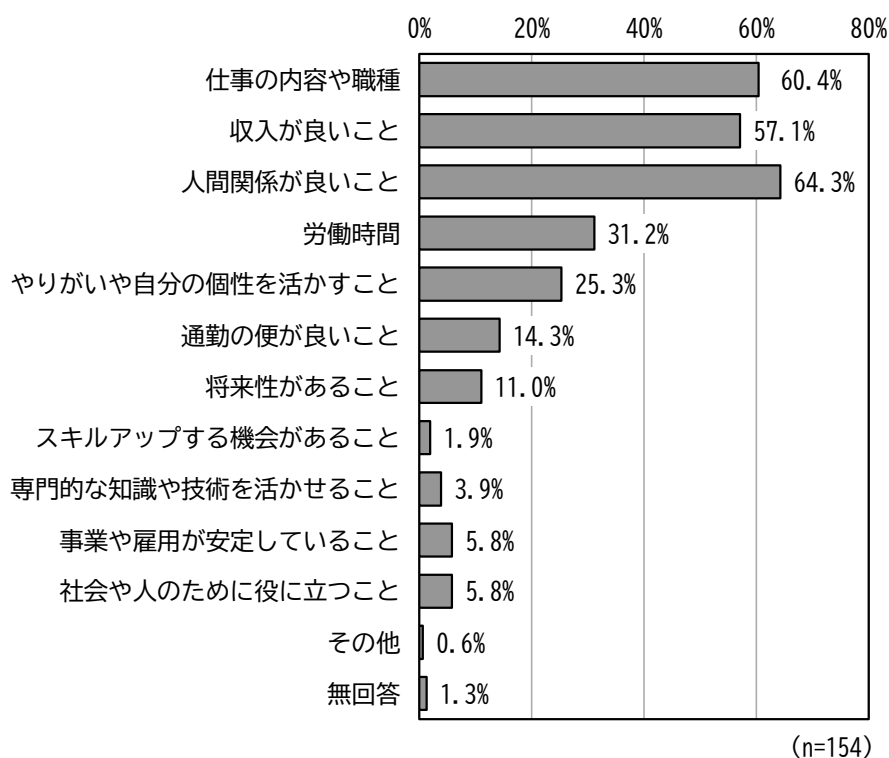
④ 悩みごとを相談できるところ

心配なことや悩みを抱えたときに、相談できるところはどこかについては、「家族・親戚」が76.0%と最も多く、次いで、「学校や近所の友達・知り合い・恋人」が68.8%、「インターネットやSNS上の友達・知り合い」が11.7%となっています。



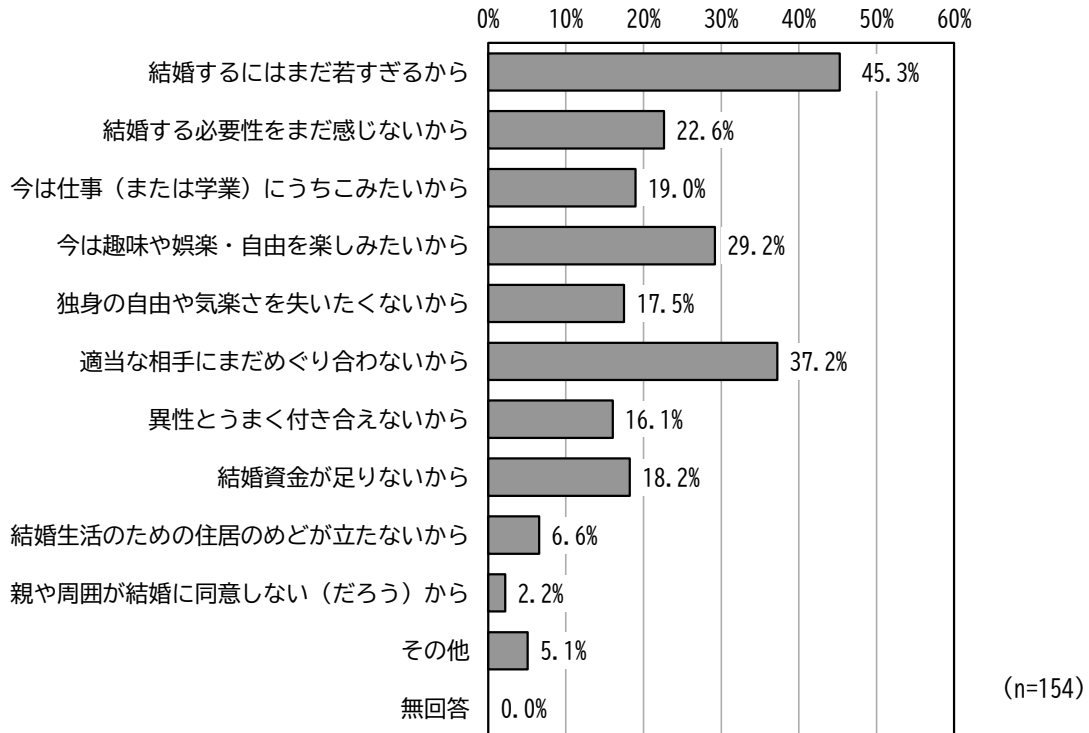
⑤ 仕事を選ぶ際に重視すること

働く上で、又は仕事を選ぶ際に重視することについては、「人間関係が良いこと」が64.3%と最も多く、次いで、「仕事の内容や職種」が60.4%、「収入が良いこと」が57.1%となっています。



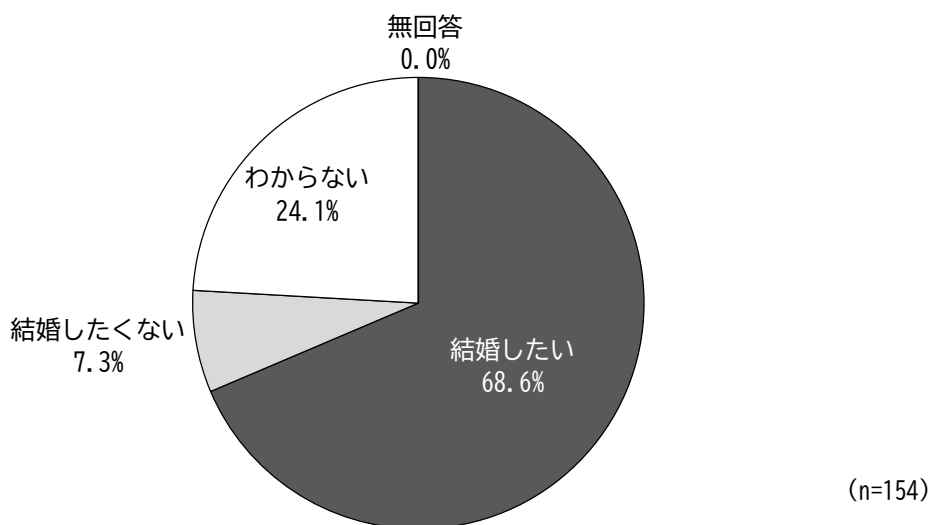
⑥ 結婚していない理由

結婚していない理由については、「結婚するにはまだ若すぎるから」が45.3%と最も多く、次いで、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が37.2%、「今は趣味や娯楽・自由を楽しみたいから」が29.2%となっています。



⑦ 将来、結婚したいか

将来、結婚したいと思うかについては、「結婚したい」が68.6%と最も多く、次いで、「わからない」が24.1%、「結婚したくない」が7.3%となっています。



(4) 若者の生活や意識に関する調査

※母集団が少ないためグラフを省略しています。

① 性別

回答者の性別は「男」が39.7%、「女」が60.3%となっています。

項目	度数	構成比
男性	23	39.7%
女性	35	60.3%
無回答	0	0.0%
合計	58	100.0%

② 年齢

回答者の年齢は「12～15歳」が6名、「16～20歳」が37名、「21～24歳」が15名となっています。

項目	度数	構成比
12歳	3	5.2%
13歳	1	1.7%
14歳	1	1.7%
15歳	1	1.7%
16歳	6	10.3%
17歳	1	1.7%
18歳	8	13.8%
19歳	11	19.0%
20歳	11	19.0%
21歳	8	13.8%
22歳	4	6.9%
23歳	1	1.7%
24歳	2	3.4%
無回答	0	0.0%
合計	58	100.0%

③ 婚姻状況

回答者の婚姻状況は「独身」が86.2%と最も多くなっています。

項目	度数	構成比
独身（離別、死別により独身となった方を含みます）	50	86.2%
既婚	2	3.4%
無回答	6	10.3%
合計	58	100.0%

④ あなたは現在、交際しているパートナーはいますか。

回答者の現在の交際の有無は「いない」が68.0%、「いる」が30.0%となっています。

項目	度数	構成比
はい	15	30.0%
いいえ	34	68.0%
答えたくない	1	2.0%
回答者数	50	100.0%
非該当	8	
合計	58	

⑤ 鹿沼市で子どもを産み育てたいと考えていますか。

回答者の70.0%が「鹿沼市で子どもを産み育てたい」と回答しています。

項目	度数	構成比
はい	7	70.0%
いいえ	1	10.0%
わからない	2	20.0%
回答者数	10	100.0%
非該当	48	
合計	58	

⑥ 子どもを産み育てる環境として、鹿沼市で不足していると感じることを教えてください。

「児童手当やこども医療費助成など金銭的支援」が60.0%で最も多く、次いで「サークルや子ども会など地域交流の機会」が50.0%となっています。

項目	度数	構成比
児童手当やこども医療費助成など金銭的支援	6	60.0%
保育園や幼稚園、学童など通常の預け先	2	20.0%
一時保育や病児保育など臨時的な預け先	1	10.0%
不安や悩みを聞いてもらえる相談の場	2	20.0%
サークルや子ども会など地域交流の機会	5	50.0%
24時間診療など、いつでも受診できる医療体制	3	30.0%
道路の段差や駅のエレベーターなどのバリアフリー	1	10.0%
子どもを安心して育てられる治安の良さ	1	10.0%
子どもが安心して遊べる公園や自然体験ができる場	4	40.0%
子育て世帯が快適に暮らせる住居や戸建て住宅を建てられる土地など	0	0.0%
子ども食堂などのこどもの居場所	1	10.0%
回答者数	10	
非該当	48	
合計	58	

⑦ どのような結婚支援があれば活用したいと思いますか。【複数選択可】

「将来の不安を解消できる経済的な支援」及び「わからない」が25.9%で最も多く、次いで「出会いの機会を創出するパーティーの開催」が13.8%となっています。

項目	度数	構成比
出会いの機会を創出するパーティーの開催	8	13.8%
公式マッチングアプリ	6	10.3%
将来の不安を解消できる経済的な支援	15	25.9%
結婚サイトやアプリ等による情報提供	3	5.2%
婚活イベントの開催	5	8.6%
コミュニケーションや家事などのセミナーの開催	6	10.3%
わからない	15	25.9%
その他	2	3.4%
無回答	17	29.3%
回答者数	58	

⑧ あなたの心配事や悩み事の相談相手は誰ですか。【複数回答可】

「父母」が75.9%で最も多く、次いで「友人」が74.1%となっています。

項目	度数	構成比
配偶者	4	6.9%
父母	44	75.9%
兄弟姉妹	16	27.6%
祖父母	9	15.5%
その他の親戚	4	6.9%
友人	43	74.1%
インターネット上の友人	2	3.4%
学校・塾などの先生	5	8.6%
職場の同僚・上司	8	13.8%
相談相手がいない	2	3.4%
未回答	0	0.0%
その他	3	5.2%
無回答	1	1.7%
回答者数	58	

(5) 婚活に関する調査

※母集団が少ないためグラフを省略しています。

① 活用したいと思う婚活支援

活用したい婚活支援としては、「出会いのイベントの開催」が82.4%と最も多く、次いで「セミナーの開催」の35.3%となっています。

項目	度数	構成比
出会いのイベントの開催	14	82.4%
経済的な支援	4	23.5%
セミナーの開催	6	35.3%
その他(マッチング、未回答)	2	11.8%
無回答	1	5.9%
回答者数	17	

② 将来、こどもがほしいか

将来のこどもの有無では、「はい」という回答が88.2%となっています。

項目	度数	構成比
はい	15	88.2%
いいえ	0	0.0%
わからない	2	11.8%
合計	17	100.0%

③ 鹿沼市でこどもを産み育てたいと考えているか

こどもがほしいと回答した人のうち、鹿沼市でこどもを産み育てたいかと思う人は73.3%となっています。

項目	度数	構成比
はい	11	73.3%
いいえ	0	0.0%
わからない	3	20.0%
無回答	1	6.7%
回答者数	15	100.0%
非該当	2	
合計	17	

④ 心配事や悩み事の相談相手

心配事や悩み事の相談相手としては、「父母」、「友人」が 64.7%と同率で最も多く、次いで「同僚・上司」の 41.2%となっています。

項目	度数	構成比
父母	11	64.7%
兄弟姉妹	3	17.6%
祖父母	2	11.8%
親戚	0	0.0%
友人	11	64.7%
インターネット上の友人	0	0.0%
先生	0	0.0%
同僚・上司	7	41.2%
相談相手がない	1	5.9%
回答者数	17	

第3部 基本理念・施策の方向性

1. 計画の基本理念

「こども大綱」では、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」として、その実現を目指しています。

本市では、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」を実現するべく、すべてのこどもたちが笑顔でのびやかに成長し、誰もが安心して子育てできるまちづくりのために様々な施策を推進していきます。

また、国の「こども大綱」、栃木県の「こどもまんなか推進プラン」等を踏まえ、すべてのこどもが誰ひとり取り残されことなく健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる地域社会を目指し、以下のとおり基本理念を定めます。

～ 基 本 理 念 ～

笑顔でキラリ輝く『いちごっこ』が健やかに育つまち かぬま

2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、施策の対象となる3つの視点を踏まえ、基本方針を掲げ計画を推進するものとします。

1 こども・若者の視点

こども・若者が、心身ともに健やかに成長できる取組を推進

すべてのこどもや若者が、権利を保障され安心して健やかに育ち、心豊かな人間性と創造性を備え、自分の意見を主張することができる環境を整えます。また、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

2 子育て当事者・家庭の視点

子育て当事者・家庭へ、ライフステージを通じた切れ目ない支援を提供

こども・若者の心身の健やかな成長を支えるためには、妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、切れ目なく保健・福祉・教育の取組を推進することが重要であり、こども・若者が自立するまでライフステージを通じた支援を行います。

3 地域社会の視点

地域社会で、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

こどもの健やかな成長と子育て支援を促進するため、行政をはじめ、地域・学校・事業所等が連携し、地域全体がそれぞれの役割を担いながら、こどもの安全や成長を見守ります。また、こどもの成長を通して地域の人々とながら、子育ての喜びや、こどもを守り育てていく豊かな子育て環境づくりを進めます。

3. 施策の基本的方向

「こども・若者」、「子育て当事者・家庭」、「地域社会」の3つの視点から、次の7つの施策の基本的方向に基づき取り組みます。

こども・若者

施策の方向 ① こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備

施策の方向 ② 若者の将来の希望を叶える取組

施策の方向 ③ 困難を抱えるこども・若者への支援

子育て当事者・家庭

施策の方向 ④ 子育ての支援

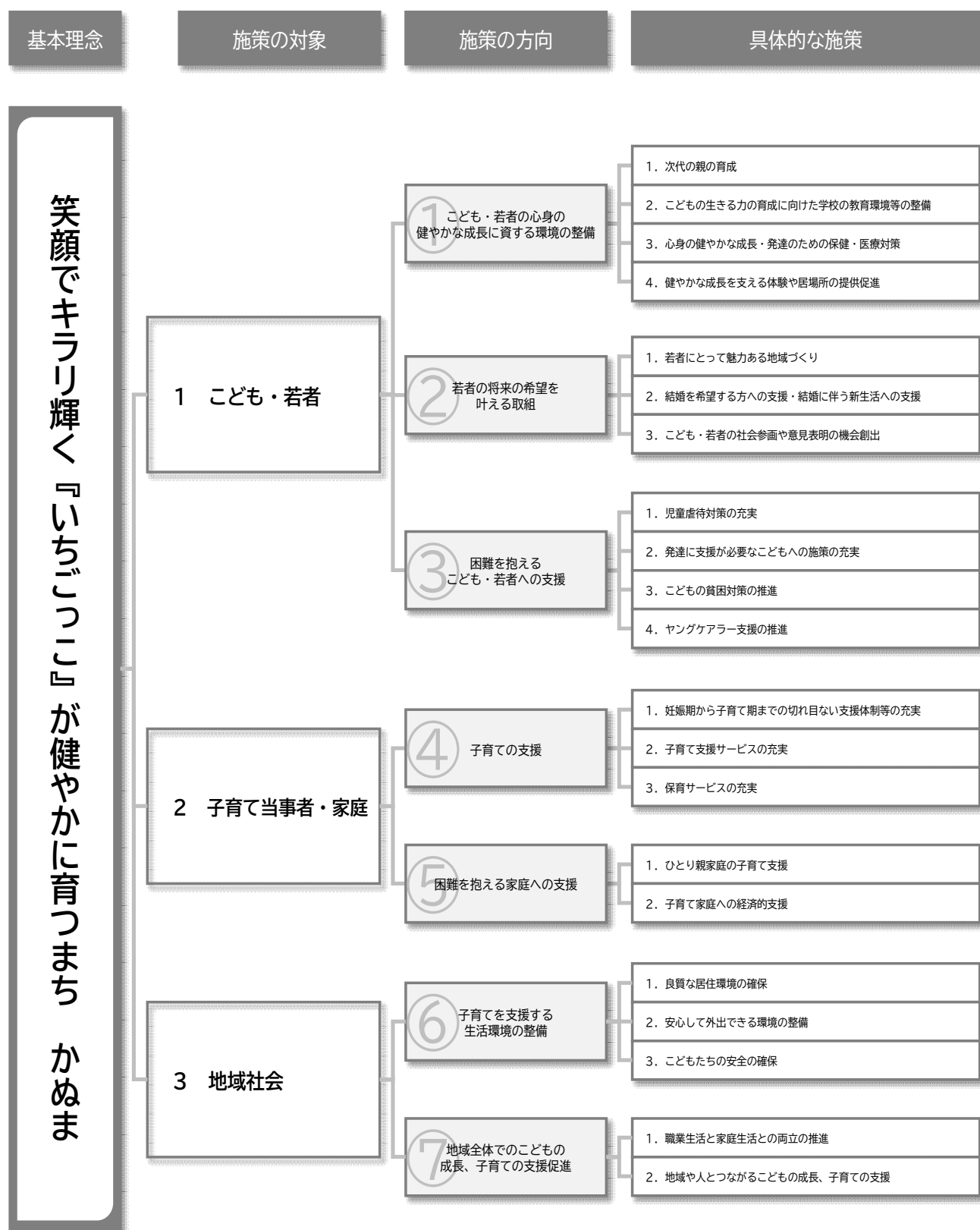
施策の方向 ⑤ 困難を抱える家庭への支援

地 域 社 会

施策の方向 ⑥ 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 ⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

4. 施策の体系



第4部 施策の展開

第1章 こども・若者

施策の方向 ① こども・若者の心身の健やかな成長を支える環境の整備

== 具体的な施策 =====

1. 次代の親の育成
2. こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実
3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

== 実施事業 =====

1. 次代の親の育成

(1) こどもの乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとのふれあい、関わることは、こどもの他者に対する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。こどもと赤ちゃんとの「交流」を通じて、こどもにテレビやゲーム、インターネット等の疑似体験ではなく、実際に肌で感じてもらうことにより、健全な育成を図ることができるとともに、特にこどもを産み育てることの意義とこどもや家庭の大切さを理解し、将来の結婚・子育てに関わったときの貴重な予備体験とし、育児不安の解消や虐待防止につなげることもできます。

小中学校へ赤ちゃんが訪問し、一緒に遊び、ふれあい、命の尊さや心身の発達を学ぶ「鹿沼市赤ちゃんふれあい体験交流事業」を地域子育て支援拠点事業の一環として実施することで、交流の場を提供します。

(2) 世代間・地域間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者等の地域住民が自身の特技や知識を、保育施設、小中学校などで、ボランティアとしてこどもたちに伝えたり、教えたりすることで、高齢者の生きがいの創出や、こどもたちとの交流、更には地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、高齢者等の地域住民の豊かな経験を活かし、子育て世代との交流を促進することにより、子育て支援に積極的に参加できる体制づくりを進めていきます。

2. こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実

(1) 小中学校の適正配置

近年の少子化の進行に伴い、児童生徒数が減少し、小中学校の小規模化が深刻となっている状況であり、一定の学校規模を確保することが課題となっています。義務教育の機会均等の観点から、市内の小中学校で学ぶ全ての児童生徒が、市の教育理念に基づく効果的な教育を受けられるよう、教育環境の充実を目的とした「鹿沼市立小中学校再編計画」に基づき、小中学校の適正配置を推進します。

「鹿沼市立小中学校再編計画」を進めるに当たっては、こどもたちの良好な教育環境の実現を最優先し、児童やその保護者、地域住民との合意形成に努めます。

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携

幼児教育と小学校教育の接続を見通したカリキュラムの編成を促進します。そのために幼児教育と小学校教育の関係者が相互理解を深める研修会を実施します。主な取組として、幼小連携のための研修会を実施し、職員同士の研修等を通して、入学前の幼児の実態を把握し、小学校教育への円滑な接続ができるようにすることと、各小学校における「スタートカリキュラム」の編成に、小学校教育と幼児教育の関係者がともに関わる研修会を実施することで、架け橋期の教育の充実を図ります。

(3) 教育・保育施設における「食育」の推進（P81 再掲2-④-3-(12)）

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識がこどもに大きく影響することから、各機関と連携し、児童を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

(4) 小中学校における「食育」の推進

朝食の欠食、偏った食事内容など、食に起因するこどもたちの健康課題が生じており、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てることが求められています。学校給食を生きた教材とするため、更なる献立の充実や、地産地消献立などの行事食を実施します。

また、食の楽しさ・大切さを理解し、心身ともに健康な生活を送るため、栄養教諭等による食に関する指導を実施します。

(5) 未就学児への教育の充実

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域においても様々な子育て支援活動を行う必要があります。

本市では、未就学児へ教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援します。

(6) 保育サービスの充実

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、通常保育のほか、延長保育、休日保育など、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育サービスを充実させていきます。

(7) 確かな学びを育む教育の充実

児童生徒が様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働して創造する力や心の豊かさを身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるためには、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要であり、学習指導要領の着実な実施が重要です。新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した授業改善を行い、児童生徒の学ぶ意欲を高めるとともに、学習習慣の定着を目指します。

(8) いじめ・不登校対策

いじめ・不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力を入れてきました。今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。また、不登校対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めていきます。

(9) 広島平和記念式典派遣事業

戦後50年の節目の年となる平成27年8月15日に、本市は平和都市宣言を行いました。この宣言の理念のもと、将来を担うこどもたちに戦争の悲惨さと平和の尊さを深く理解してもらうため、市内の中学3年生を広島市に派遣するプログラムを行っています。

今後も引き続き、平和教育に取り組み、次代のこどもたちが平和で豊かな未来を築いていけるよう支援していきます。

(10) こんにちは赤ちゃん berry wood プレゼント事業

鹿沼産の木を使用したおもちゃや木製品、花木センターの商品などを赤ちゃんへ贈ることで、こどもが木や花に親しみながら健やかに成長する手助けとなります。また、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」ことを通じて、こどもたちの豊かな感性を育みます。

(11) YA（ヤングアダルト）図書コーナー

こどもたちの読書意欲を高めるとともに、こどもたちの発達段階に応じた資料の充実を図り、多様な興味や関心に応える書籍を揃えています。この取組により、こどもたちが楽しく読書できる環境を提供し、知識や感性を豊かに育みます。

(12) 運動遊び体験指導者派遣事業

こどもの発達段階に応じた多様な運動遊びを経験する機会を継続的に提供し、幼児期からの運動習慣の形成を図ります。また、保育所や幼稚園の教諭等に対しても、運動遊びに関する知識や技術の向上を図り、こどもたちへの適切な指導を支援します。

(13) 学校運営協議会

学校と家庭・地域が方向性を合わせて一体的にこどもたちの成長に関わり、社会総がかりでこどもたちを育むため、学校の運営方針を承認し、教育活動や学校に関わる地域の課題について熟議を行う「学校運営協議会」への支援を行います。

(14) 自然生活体験学習の提供

自然生活体験学習事業基本方針により、児童生徒の「生きる力」を育むための充実した活動を展開します。

3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策

(1) 思春期健康教育・健康相談

こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、命の大切さや性感染症、喫煙防止などを学習する機会を提供します。自らの体に起こる変化を理解して対処できるよう、正しい知識を伝えると同時に、必要なときにSOSを発信できるよう各種相談窓口の周知に努めていきます。

また、県が行う、男女ともに将来のライフプランを考えて性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を行うよう促す「プレコンセプションケア」の取組との連携を図ります。

(2) 不妊治療支援事業

不妊に関わる問題は、経済的負担に加え、身体的・精神的にも大きな負担があります。不妊治療支援事業により、経済的負担の軽減を図るとともに、電話や面接による相談において心理的サポートの充実を図ります。

(3) 周産期医療

栃木県内には、総合周産期母子医療センターが2か所、地域周産期母子医療センターが6か所あり、各医療機関との連携により高度な周産期医療を担います。

今後も、県が行う広域的な周産期医療体制の周知や産科医療機関との妊産婦支援の連携強化に努めます。

(4) 小児医療

子育て中は、普段から気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して包括的な医療を受けられることが望まれます。乳幼児健診や広報、ホームページ等による医療情報の提供を行い、かかりつけ医での医療受診の推進に取り組みます。

休日夜間急患診療所の開設日において、休日・夜間の小児医療に対応します。医療体制の維持のため、今後も医師会、歯科医師会と連携し医師の確保に努めていきます。また、適正な医療機関の受診を促すため、救急電話相談（#8000）の利用についても周知を図っていきます。

(5) こども医療費助成制度

こどもの病気の早期発見と治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こどもの医療費（保険診療分）の自己負担分を保護者に助成します。令和5年4月から、助成対象年齢を高校生相当年齢まで拡大し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

今後も、本制度の目的を踏まえ、子育て世帯に適正な受診を啓発し、引き続き事業を推進します。

4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進**(1) 放課後子ども教室推進事業**

放課後や週末などに、地域の方々の参画を得て、こどもたちが安全で安心して勉強やスポーツ・文化活動に取り組むことができる場を設けています。地域住民との交流活動を推進し、こどもたちが多様な経験を通じて成長できる環境づくりに努め、地域全体でこどもの健やかな成長を支えています。

(2) 放課後児童健全育成事業（P77 再掲2-④-2-(5)）

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。引き続き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に適合した施設運営を推進していきます。

今後も、民間事業者への委託拡大や各学校の児童数の減少が見込まれることから、複数の学校から施設を利用するための送迎加算事業の活用等を継続していきます。また、支援員の資格取得を推進し質の向上を図るとともに、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業の実施により、放課後児童クラブ利用児童の保護者の経済的負担を軽減します。

(3) こどもの遊び場事業（P86 再掲3-⑥-2（3））

天候を気にすることなく、こどもがのびのびと元気に遊び、子育て世代をはじめとする多世代の交流の場である「いちごっこ広場」において、乳幼児から小学校低学年を中心とする遊びの場を提供するとともに、体験型のイベント等を開催することで、「遊び」を通したこどもの健全育成につなげていきます。

(4) 千手山公園で遊園地デビュー事業 (P79 再掲2-④-2-(14))

千手山公園で初めての遊園地体験を楽しんでいただけるよう、遊園地デビューを控える子どもがいる家庭を対象に、千手山公園の乗り物利用カードを配付し、子育ての応援と親子の思い出づくりの支援をします。

(5) ブックススタート事業

絵本を用いて、赤ちゃんと保護者とのふれあいの機会を創出し、赤ちゃんの言葉と心の成長を助けるため、10 か月児健診時に絵本の配付を行います。今後もこの取組を通じて、保護者との絆を深め、赤ちゃんの健やかな成長を支援します。

(6) おはなし会・人形劇・パネルシアター・エプロンシアター

絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター・エプロンシアター等のプログラムを通じて、こどもたちに豊かな読書体験を提供し、楽しみながら親子の絆を深めることを目指します。

(7) 公民館使用料の減免

土曜日に中学生以下のこどもたちが主体となって公民館を利用する団体に対し、使用料を全額減免し、こどもたちが充実した活動を行える環境を提供します。

(8) 男女共同参画推進講座の開催

こどもたちが小さい頃から男女共同参画について理解を深め、将来を見据えた自己形成を行えるようにするため、また親世代にも男女平等の意識を広めることを目的として、親子一緒に参加できる家事シェア講座、理工系チャレンジ講座等の講座を開催します。

(9) 環境学習

次世代を担うこどもたちが、自然の大切さや家庭で実践できる脱炭素化の取組を楽しみながら学べるよう、生きもの観察会、ジェルキャンドルづくり等の環境学習会を開催します。

(10) 点字体験講座

点字の重要性を広め、こどもたちが視覚障がい者に対する理解と共感を深められるよう、小学生とその保護者を対象に、点字体験講座を開催します。

(11) 川上澄生美術館の土曜日、春・夏・冬休み入館料無料

川上澄生美術館では、こどもたちが気軽に美術館を訪れ、文化芸術への理解を深め、豊かな感性を育むことを目指し、毎週土曜日と長期休暇期間（夏期休暇、冬期休暇、春期休暇）は、小学生及び中学生の全館入館料を無料としています。

(12) こども食堂開設助成

無料又は安価で栄養のある食事の提供等を行うこども食堂の開設準備に対し、必要な費用の一部を助成し、こどもたちが健やかに育つ環境整備を促します。

(13) 施設見学

主に小学4年生を対象に、SDGsや3Rの必要性、限りある資源の有効利用や循環についての周知・啓発・学習の場として、環境クリーンセンターの施設見学を行っています。

(14) 自然体験事業

自然体験を通して、家族のコミュニケーションや他者との交流を図る場を市民に提供するため、「森の教室」や「かぬまっ子わくわくキャンプ」をはじめとする「わくわくネイチャー事業」等を実施します。

施策の方向 ② 若者の将来の希望を叶える取組

== 具体的な施策 ==

1. 若者にとって魅力ある地域づくり
2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援
3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

== 実施事業 ==

1. 若者にとって魅力ある地域づくり

(1) 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」

市内在住・在学の高校生に郷土愛や市民活動への意欲を育むために、まちづくりグループ「鹿沼かえる組」を組織し、地域社会との協働を通じて、鹿沼の魅力を知り、それを発信する実践型講座を展開します。

(2) 奨学金返還支援事業

奨学金の返還に必要な経費の一部を補助することにより、若者の市内定住や市内中小企業等への就職及び定着を図ります。

(3) 新卒者就職祝金

学校を卒業して市内企業に就職する新卒者を歓迎し、39,154（サンキューイチゴ市）円を支給することで、若者の市内定住・雇用促進を図ります。

(4) 地方就職学生支援金

主に東京に所在する大学・大学院を卒業して県内就職・市内移住をする若者に対し、就活交通費や移転費を支援します。

2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援

(1) 出会いの場創造協働事業

結婚を希望する方が将来をともにするパートナーと出会う婚活イベントの開催を促進するため、その開催に係る経費の一部を民間団体などに補助し、結婚支援及び少子化対策を図ります。

(2) 結婚新生活支援補助金

結婚して市内で新生活を始める夫婦に、住居費や引越に要する費用等の経済的な支援を行い、結婚後の新生活を応援することで、結婚への関心を高め、これを促進する取組を行います。

(3) 仲人会支援

結婚を希望する方が人生の良きパートナーと巡り会い、幸せな家庭を築くため、「鹿沼市仲人会」と連携して定期的に婚活イベント等を開催し、出会いの場を広げます。

3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

(1) 鹿沼市 20 祭関連事業

「鹿沼市 20 祭（旧成人の日の集い）」及び「はたちの座談会」を 20 祭実行委員会に委託し、若者が自主的に企画・運営することを支援します。

また、この経験が今後の社会参画につながるよう、更なるサポートを行い、若者たちの自主性と地域社会への積極的な関与を促進するための取組を続けます。

詳細事業	事業内容
鹿沼市 20 祭	19 歳、20 歳、OB OG を中心とした実行委員が主体となり、20 歳を祝う祭典の企画・運営を行っています。祭典を自分たちで作り上げる一連の経験が、今後の社会活動への展開に繋がるように支援しています。
はたちの座談会	実行委員や、公募で集まった 20 歳の方が、市長、教育長を交えて、様々なトークテーマの中で鹿沼市に対する意見交換を行います。若者が、自ら意見表明をすることにより、市政を身近に感じてもらいます。

(2) 青少年ボランティア・リーダー教室

市内在住又は在学の中高校生から 30 歳以下の方を対象に募集を行い、鹿沼市子ども会連合会主催のキャンプに参加する小学校 5～6 年生のサポートを担ってもらうことで、地域のリーダーとしての成長を支援します。

(3) k a v y（かぬまボランティアユース）

若者世代で構成されたボランティア活動団体で、年間を通して、市内の様々なイベントにボランティアとして参加することが、社会参加の促進に繋がり、メンバーが、自主的な活動を継続できるように支援しています。

(4) 職場体験受入れ

マイチャレンジ（中学生対象）、インターンシップ事業（高校生・大学生対象）の受け入れを行い、こども・若者が地域社会に積極的に関わり、自らの未来を描く力を育む機会を提供します。

施策の方向 ③ 困難を抱えるこども・若者への支援

== 具体的な施策 ==

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 支援が必要なこどもへの施策の充実
3. こどもの貧困対策の推進
4. ヤングケアラー支援の推進

== 実施事業 ==

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止に関する相談体制の充実

近年、児童虐待対応の件数が依然高止まりをしている中、子育てに困難を抱える家庭の問題はますます複雑化・多様化しており、その相談支援に対しては、より一層の個々に応じたきめ細かな対応が求められています。

国においては令和5年度にこども家庭庁が設置され、児童を取り巻く諸問題に対応するため支援体制の強化が進められています。本市においても児童福祉法改正に基づき「こども家庭センター」を令和6年度に設置し、児童福祉分野と母子保健分野の更なる連携体制の強化を図っています。併せて専門職や相談員等への研修の実施や、関係機関等との連携の円滑化、相談しやすい環境づくりなど、児童虐待防止に向けた相談支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。

(2) 養育支援訪問事業（P76 再掲2-④-2-(2)）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、家庭相談員、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

また、保護者の子育ての不安を軽減し適切な養育が実施できるよう、児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援に取り組みます。

(3) 子育て世帯訪問支援事業（P76 再掲2-④-2-(3)）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を促すことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

(4) 子育て短期支援事業（P77 再掲2-④-2-(6)）

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

(5) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

様々な理由から家庭において十分な養育を受けられないこどもに対し、健全な成長や自立を促し、また子育てに困難を抱えている保護者の養育を支援するため、生活習慣の形成その他支援を行い、家庭的な環境で過ごせる居場所の提供に取り組みます。

(6) 要保護児童対策ネットワーク会議（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

近年、核家族化や地域社会の変容等に伴い、子育てに困難を抱える家庭がますます顕在化しており、虐待を受けている児童が死亡や重症に至るなど重篤化したケースも見られるなど、児童虐待は深刻な社会問題となっています。虐待を受けている児童や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な支援を図るためには、関係機関等の適切な連携のもとで対応していくことが重要となっています。そのため、関係機関等の連携に関して中核的な役割を担う機関として要保護児童対策地域協議会が法的に位置づけられており、円滑な相互連携と協力が求められています。

本市では、要保護児童対策地域協議会として「鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、福祉分野の関係者に限らず、医療、保健、教育、警察等の関係機関等と連携・協力し地域全体でこどもを守る支援体制を構築しています。虐待通告に対しては迅速に対応するほか、児童相談所をはじめとした関係機関等と連携し対応するとともに、役割分担を明確化し、地域での見守りや支援、連絡体制の強化を行うことで、虐待を受けている児童の早期発見や早期対応につなげ、児童虐待の防止を図っていきます。

（７）児童虐待防止のための普及、啓発

全国的に、児童虐待に関する通告の件数は増加傾向にあります。児童虐待は、発見が遅れることで重篤化する場合があります。児童虐待の早期発見には、児童に関わる関係機関等の迅速な対応や、近隣住民や知人等からの通告が重要となっています。特に、集団に属していない未就学の児童については、近隣住民等からの通告が早期発見につながる重要なものとなっています。

虐待を受けている児童やその家庭に対して早期に支援を開始するためには、地域全体が児童虐待の問題について理解をより一層深め、早期発見・早期対応に向けて主体的に関わりが持てるよう意識啓発を図っていく必要があります。そのため、オレンジリボン運動や児童虐待防止推進キャンペーンなどにより、児童虐待の防止に向けた普及啓発活動に取り組みます。

２．支援が必要なこどもへの施策の充実

（１）相談体制の充実

乳幼児健診をはじめ、こどもの障がい等の早期発見の機会が増加したことで、こどもの障がい等についての理解が社会でも認識されてきており、相談や支援に対するニーズが高まっています。発達に支援が必要なこどもは、育ちの中で様々な課題を抱えていることやライフステージにより状況が変わるため、個々に適切な支援が必要です。

本市では、平成 29 年 4 月に「こども総合サポートセンター（令和 5 年度から「こども・家庭サポートセンター」に改称）」を設置し、臨床心理士や保健師、保育士、専門の相談員が相談支援を行っています。「乳幼児期から就学期・就労期まで」切れ目のない一貫した支援を目標に、今後も体制充実を図っていきます。また、発達に支援が必要なこどもを早期に発見し早い段階で療育につなげることが、こどもの成長の過程で重要となります。乳幼児健診やのびのび発達相談事業など、早期発見の機会を充実させるとともに医療機関をはじめ関係機関と連携し、的確な評価と課題に合った適切な助言指導を実施していきます。

（２）「発達支援システム」の推進

「鹿沼市発達支援システム」は、発達に支援が必要なこどもと保護者に対して、切れ目のない一貫した支援を提供するための仕組みです。横のつながりとして、「保健・福祉・保育・教育・就労・生活」における支援等の情報を共有することにより関係機関での連携を図り、縦のつながりとして、ライフステージ（保育所・幼稚園等⇒小学校⇒中学校⇒高等学校⇒大学⇒就労先）が移行する際に支援情報の引継ぎを行うことで、一貫した切れ目のない支援を行います。

こどもの就学に当たって、保育所・幼稚園等から小学校等に支援に関する情報を確実に引き継ぐため、園・学校の担当者が対面で情報の引継ぎを行う「連携支援会議」を毎年開催します。引継ぎに使用した情報等は専用ネットワークシステムに蓄積し、関係機関の間で情報を共有し、引継ぎを行います。今後も、関係する支援機関との連携を図りながら「鹿沼市発達支援システム」における取組を充実させ推進していきます。

（３）発達に支援が必要なこどもの保育の充実

本市では、障がいの有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう環境を整え、保育所等で発達に支援が必要な児童を受け入れています。年々多様化する保育ニーズへの対応や、育児に悩む保護者の不安解消のため、保育士のスキルアップを図る必要があります。今後も、のびのび発達相談や言語聴覚士による巡回相談の際の専門職からの助言や、児童発達支援事業所との連携等を通して保育士のスキルアップを図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・家庭の連携を図り、児童の発達の支援を推進していきます。

（４）放課後児童クラブにおける発達に支援が必要な児童の受入れ

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、こどもの成長過程でとても大切であり、発達を促す重要な役割があります。各クラブにおいて発達に支援が必要な児童を安心して受け入れられるように、支援員を対象とした発達支援指導者研修会を実施します。現在、発達に支援が必要な児童については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。今後も引き続き受け入れを進めていきます。

（５）こども発達支援センターにおける支援の充実

児童発達支援施設「こども発達支援センター鹿沼市あおば園」において、発達に支援が必要な就学前のこどもを対象に、様々な療育を提供し、遊びや学びを通してこどもの成長を促します。言語聴覚士や作業療法士による療育をはじめ、医師や臨床心理士による発達相談、理学療法、音楽療法などの専門性の高い療育・指導を行います。今後も、質の高い支援を行えるよう体制の充実を推進していきます。

(6) 障がいを持つ子どもへの支援

障がいを持つ子どもが地域社会でより良い環境で生活し、教育を受けることができるよう、児童一人ひとりの個別のニーズに対応したカスタマイズドプログラムを提供し、自尊心と社会参加の意識を育てることを重視します。また、保護者や家庭、学校、専門機関との連携を強化し、包括的な支援体制を築くことで、障がいを持つ子どもが安心して成長できる環境を整えます。

詳細事業	事業内容
育成医療	18歳未満で身体に障がいがあり、治療によってその障がいの改善が期待できる場合には、医療費の一部を助成します。
特別児童扶養手当	心身に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している父母等に手当を支給します。
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅で20歳未満の重度心身障がい児へ手当を支給します。
障害児福祉手当	原因不明で治療法が確立されていない難病に罹患し、栃木県発行の「小児慢性特定疾病医療受給者証」を所持する児童に手当を支給します。
障がい児通所医療	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、通所医療費を支給します。
補装具の支給	身体上の障がいを補って、日常生活や職業生活等をしやすくする補装具の交付（新規・交換）・修理費用を支給します。
障害児相談支援	相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成を行います。
児童居宅介護	ヘルパーが居宅に訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や家事を行います。
児童短期入所	障がい児の介護者の病気・レスパイトなどに対応するため、施設への短期間の入所により、入浴・排泄・食事等の介護を行います。
児童行動援護	障がい児の行動する際の危険回避や、外出時の排せつ・食事等の介護など、行動する際の援助を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や休日（長期休暇を含む）に生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を保育所等に訪問して行います。
日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障がい児（知的・難病）の日常生活における利便性を図るための用具を給付します。
自助・訓練具給付助成事業	在宅の重度身体障がい児（知的・難病）の日常生活における利便性を図るための自助訓練具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴覚レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の子どもを対象に、指定の補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。

3. こどもの貧困対策の推進

(1) 早期発見への取組

貧困の問題は、子どもや保護者などが自ら訴えにくい意識が働き、外部から見えにくい状況にあり、社会的な孤立に陥り、家庭環境における問題が深刻化する懸念があります。そのため、生活困窮の状態にある子どもとその家庭に気づき、見守り、こどもの成長に合わせて切れ目のない支援につなげられるよう、早期に発見するための取組を行います。

詳細事業	事業内容
妊娠届出時の専門職による面接相談	妊娠届出・妊婦の転入時に、保健師・助産師等の専門職による相談を実施し、不安や困りごとに寄り添い適切な支援につなげます。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	こどもの健やかな成育を支援するため、乳児がいる家庭を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。
母子健康相談	妊産婦及び新生児・乳幼児に関する相談を受け、こどもの健やかな成長と、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援します。
乳幼児健診	1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳、5歳の節目の時期に健診を実施し、疾病又は異常の早期発見と適切な援助を行います。また、育児相談の機会とし、保護者が積極的に育児に取り組めるよう支援します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談や情報提供、助言等を行います。
家庭こども相談	こどもに関わる家庭の様々な問題や養育に関する悩みについて、家庭相談員などが相談や支援を行います。
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の生活安定や経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員による相談業務や就労支援などを行います。
女性相談	女性の方の離婚やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害などに関する相談、自立に向けた支援を各関係機関と連携しながら行います。

(2) 生活の支援

生活困窮にある家庭では、こどもや保護者の健康面や複雑な人間関係、社会的孤立等の複合的な課題を抱えることで、生活状況がより困難になる可能性があります。こどもの基本的な生活習慣の習得や、保護者の身体及び精神面の健康確保、生計維持への緊急的な支援など、個々の状況に応じて生活の安定を図るための支援を行います。

詳細事業	事業内容
産後ケア事業	出産後の体調不良や育児不安があり家族の支援がない産婦及び生後4か月未満の乳児を対象に、医療機関等でケアや育児の助言を行います。
養育支援訪問事業	要支援家庭に対して適切な養育の実施を促すため、家庭相談員や保健師などが居宅を訪問し、養育に関する指導や助言などを行います。
子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由により、家庭で養育することが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などで必要な保護を行います。
子育て世帯訪問支援事業	要支援家庭の養育環境を整えるため、支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行います。
要保護児童等対策支援事業	養育のための支援を特に必要とする家庭の児童の安全確保や生活の安定を図るため、児童の居場所づくりのための開設助成や緊急的な物資の支給などを行います。
子どもの居場所事業	こどもに生活習慣などを身につける機会を提供するとともに、保護者の養育負担の軽減を図る「子どもの居場所」づくりを実施します。
フードバンク	市民や事業所から寄附された食品を、生活が困窮する方に無償で配布します。
こども食堂との連携	市内のこども食堂と連携し、相談者に情報を提供します。

(3) 教育の支援

家庭の経済的な状況によって、こどもの学習環境や将来の選択で不利な状況に置かれないために、均等に教育を受ける機会の保障が求められています。こどもが自らの能力と可能性をいかし、将来の夢に挑戦できるよう、教育機関や地域との連携を図ります。また、生活困窮の状況にあるこどもへの学習機会の提供や、希望する進路の実現につなげるための支援を行います。

詳細事業	事業内容
子どもの学習支援事業	経済的な理由で学習塾に通えない小学生（4～6年）、中学生（1～3年）を対象に、無料で個別学習を支援します。
要保護・準要保護児童生徒援助費	経済的な理由によって、小中学校に通う児童・生徒の学用品や給食費等の支払いが困難な家庭に、その費用の一部を援助します。
入学準備金	次年度に鹿沼市立の小中学校に入学するこどもがいる家庭で、経済的に困窮する保護者に、入学前に入学準備金を支給します。
英語検定料補助金	就学援助の要保護及び準要保護の認定を受けている生徒の保護者に対し、実用英語技能検定3級の検定料の一部を補助します。
奨学金貸付	修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学できない高校生・大学生等に対し、学資を貸与します。
高等学校等入学準備金貸付	高等学校等へ進学する意欲を有しながら、経済的理由により入学困難な生徒の保護者に対して、入学準備金を貸与します。

(4) 保護者の就労の支援

生活基盤の安定には、一定の収入を得ることが必要なため、保護者の安定した就労環境が不可欠です。

また、保護者が労働する姿をこどもに示すことで、労働の価値や意味を学習する機会が得られることにおいても意義があります。生活困窮の状態にある家庭やひとり親家庭が抱える不安に寄り添い、個々の生活状況に応じた自立のための相談対応、就労に向けた学び直しや育児と仕事の両立への支援など、きめ細かな就労支援に取り組みます。

詳細事業	事業内容
保育サービス	保護者が就労や求職等により保育ができない場合、保育施設等において通常保育及び特別保育（一時預かり、延長保育、休日保育、発達支援保育、病児・病後児保育等）を実施します。
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親の就労支援や自立支援を図るため、個々の相談者の実情や課題に応じた支援プログラムを策定します。また、職業訓練や求職活動に係る支援や情報提供を行うとともに、職業安定所（ハローワーク）での面談についてサポートします。
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組を支援し、指定の教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が資格（看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士等）を取得するため養成機関で養成訓練を受講する際に、受講期間中の生活負担を軽減するため給付金を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父等が高等学校卒業程度認定試験合格のために講座等を受講する場合に、受講料の一部を助成します。

(5) 経済的な支援

子育て世帯においては、一定の収入により生活の場を保ち、こどもの健全な養育環境を確保する必要があります。生活の下支えをするものとして、経済的な支援を必要とする家庭に対し、各種制度の負担軽減や子育てに伴う手当の給付、一時金の資金貸付等を行うなど、家庭の自立ができるよう支援を行います。

詳細事業	事業内容
児童手当	高校生相当年齢までの児童を養育している方に、手当を支給します。
児童扶養手当	ひとり親家庭等に対して、手当を支給します。
遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した、義務教育終了前の児童を養育している方に手当を支給します。
こども医療費助成制度	高校生相当年齢までのこどもの医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭等の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	児童扶養手当等を受給しているひとり親家庭等が、依頼会員としてファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の一部を助成します。
幼児教育・保育料の無償化	教育・保育施設等を利用する3～5歳児クラスの全ての子、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子の保育料を無償とします。
保育料・副食費の支払い免除	第2子以降の児童の保育料と第3子以降の児童の副食費、及び特定教育・保育施設等を利用する3～5歳児クラスの子で、一定の年収未満相当の世帯の子の副食費を免除します。
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得等を勘案し、特定教育・保育施設等に支払う費用等の一部を助成します。
ひとり親世帯等病児保育利用料支援事業	ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯の子が利用する病児・病後児保育利用料の一部を助成します。
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得世帯等を対象に、妊娠判定検査のため、産科医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成します。
生活保護	病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった世帯で、他の制度等を活用しても最低限度の生活を維持することができない方に対し、最低生活を保障します。
住居確保給付金	離職などにより住居を失った人や失うおそれのある人で、熱心に求職活動を行うことを要件に、生活の安定を図るため、一定期間、家賃相当額を支給します。
養育費に関する公正証書等作成支援事業	養育費の取決め及び継続した受取の促進を図るため、養育費に関する公正証書等の作成費用の一部を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定や経済的な自立のため、保護者の技能取得やこどもの就学などを目的に各種資金の貸付けを行います。
生活福祉資金貸付	低所得世帯などに対し、生活安定や経済的な自立のため、就学などを目的に各種資金の貸付けを行います。
生活つなぎ資金貸付	低所得世帯に対し、次の収入までのつなぎとして貸付けを行います。

(6) 相談・支援・連携体制の整備

生活困窮を含めた複合的な課題を抱える家庭を支援するためには、庁内の関係部局間のもとより、関係機関や地域との連携が重要です。

児童福祉や母子保健、教育、保健医療などの関係者をつなぐネットワークの活用や、地域との連携を通じ、地域全体において、こどもと保護者を見守り支える包括的な支援体制の充実を図ります。

詳細事業	事業内容
こども家庭センター	こどもとその家庭、妊産婦等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に対応します。実情の把握や情報の提供、調査、助言指導、関係機関との連携等を行い、適切なサービスや関係機関につなぎ、切れ目ない支援体制を構築します。
生活相談・支援センターのぞみ	生活改善を図るため、生活困窮に関する各種相談に応じ、就労支援や家計相談等を通じて自立に向けた支援を行います。
要保護児童対策ネットワーク会議	児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童福祉、母子保健、教育、医療、司法・警察など関係機関との情報共有を図り、支援体制について協議を行います。
福祉まるごと相談室	福祉に関する幅広い悩みや問題など、どこに相談してよいかわからないときの相談に応じ、適切な制度、関連機関につなぎます。

4. ヤングケアラー支援の推進

(1) 周知・啓発

こどもが家族の介護や看護、日常生活上の世話等を担う背景には、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な要因が考えられます。こうした中で、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等の責任を負うことにより、本人の成長や教育に影響を及ぼす可能性があり、ヤングケアラーは社会的な課題となっています。

しかし、ヤングケアラーは、その名称や概念について認知度が高いとはいえない状況にあります。家庭内の問題としてこどもが家族の世話をするのが当然といった意識を持つ者が少なくない中で、支援が必要な場合であっても対外的に相談できず、悩みや不安を抱えてしまうことが懸念されています。ヤングケアラーという言葉を知らない、具体的にはわからないこどもが自分の置かれている状況を理解し、必要な支援を求められるよう、こども自身のヤングケアラーに関する認知度の向上が求められています。

また、保護者や周囲の関係者、地域住民がヤングケアラーについて理解を深め、こどもが担っている家事や家族の世話などの負担に気づき、必要な支援につなげていくためには、社会的な認知度を向上させることが重要です。

こうしたことから、ヤングケアラーに関する市民の認知度を高め、広報・啓発活動を展開し、幅広く普及啓発に取り組めます。

(2) 早期発見・把握

ヤングケアラーは、家庭内でのデリケートな問題であることや、本人や家族にその自覚がないなどの理由から、支援が必要な場合においても表面化しにくい構造となっています。適切な支援につなげられるよう、福祉や介護、医療等に関わる関係機関等が連携し、ヤングケアラーを早期に発見することが求められています。

一方で、こどもの中には、家族の状況を他人に知られたくないという思いや、家族の世話等に対して生きがいを感じている場合もあることに留意する必要があります。適切な支援につなげるに当たっては、こどもの気持ちに寄り添い、本人の意向を尊重しながら、支援の必要性や支援の内容等について丁寧に聴き取る対応が重要です。

そのため、日ごろからのこどもに対する観察や保護者との面談、保護者が学校に関わる様々な行事など教職員がこどもや保護者と接する機会の中で、家庭が抱えている困難な状況に気づき、必要に応じて支援につなげられるよう関係機関等との連携を図ります。

併せて、関係機関等に対する研修を通じてヤングケアラーに対する理解の促進を図ります。また、ヤングケアラーに関する相談対応を行う窓口については、関係部署や関係機関、関係団体等と連携を図りながら、ヤングケアラーが抱える悩みを相談しやすい体制づくりを推進します。

(3) 支援体制の充実

世話をしている家族についてはきょうだいや親が多く、その世話の内容は食事の準備や掃除・洗濯などの家事、家族の見守りなどが多く見受けられます。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない過度の責任を負うことで、勉強や部活動の時間、友人と楽しむ時間などのこどもらしい時間を過ごすことが困難になる可能性があります。学業や友人関係に影響が生じるなどこどもの育ちや教育に影響を及ぼさないよう、適切な支援につなげることが求められています。

そのため、ヤングケアラー本人の意向を尊重しながら、高齢や障がい、疾病、生活困窮などの家庭の状況に応じた適切なサービスにつなげられるよう、福祉や介護、医療、教育等の関係部署が連携するとともに、必要に応じて要保護児童対策地域ネットワーク会議を通じて関係機関等が連携して支援できるよう、ヤングケアラーへの支援体制の整備を図ります。

また、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、社会資源を活用しながら家事や子育てに対する支援施策を展開し、養育が困難な状況にある家庭への支援を推進します。

第2章 子育て当事者・家庭

施策の方向 ④ 子育ての支援

== 具体的な施策 ==

1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
2. 子育て支援サービスの充実
3. 保育サービスの充実

== 実施事業 ==

1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実

(1) 妊産婦の健康管理

少子化や核家族化の進行、女性の社会進出などの環境の変化に伴い、支援者不足や経済的負担、メンタル不調など、様々な不安を抱える妊産婦への支援が必要となっています。

妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな負担となるため、全ての妊産婦が安心して健やかな妊娠・出産を迎えられるよう、保健師・助産師等の専門職が寄り添い、妊娠早期からの切れ目ない健康管理支援に取り組みます。

詳細事業	事業内容
妊娠届・母子健康手帳交付	妊娠届出を受理し、母子健康手帳を交付します。安全・安心な出産を迎えられるよう、早期の妊娠届出と定期的な健康診査を勧奨し、保健師等が面談を実施して不安や悩みに寄り添い、継続的に支援します。
妊産婦健康診査	妊婦健診 14 回と産婦健診 2 回、多胎妊婦へは必要回数を追加して公費負担による健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。経済的負担を理由に、未健診のまま出産に至ってしまうことなく、安全・安心な出産を迎えられるよう制度周知に努めます。
低所得妊婦初回産科受診支援	経済的理由から、初回の産科受診が遅れることの無いよう、低所得世帯等経済的困窮が見込まれる方への初回産科受診料の一部を助成します。
マタニティ歯科健診	胎児の乳歯は妊娠初期から作られること、妊娠することで口腔内環境が変化すること等、妊娠初期から歯の健康について意識することは大切であるといわれています。妊娠届出時にオーラルケアに関する健康教育を実施し、委託歯科医療機関での個別健診を実施することで、妊娠中から歯科保健の重要性を意識づけられるよう努めていきます。
妊産婦・新生児及び未熟児訪問指導	妊娠届出時面談により把握された、支援が必要な妊婦（特定妊婦・ハイリスク要支援妊婦）に対し、電話や家庭訪問等を通して妊娠早期から信頼関係を築くよう努め、必要時は、産科医療機関と連携して産後入院中からの面談や退院支援まで切れ目なく支援します。また新生児・未熟児の健やかな成長・発達を支援するため、保健師等による訪問指導を行います。
妊産婦への栄養指導	妊娠期の食事は、母体の健康と胎児の健やかな発育に大きく影響します。また、産後と授乳中においても、母体の回復やこどもの発育のための栄養が必要な時期です。「妊娠届」や「こんにちは赤ちゃん訪問周」等の面談の機会を活用し、母子ともに健康に過ごせるよう食生活の指導を行います。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援

妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、孤立せず安心してこどもを産み育てられるよう、こども家庭センター「いちごっこかぬま」を中心に、妊娠・出産・育児の情報提供や、仲間づくりの支援、産後うつや虐待予防のための支援に取り組みます。

詳細事業	事業内容
こども家庭センター「いちごっこかぬま」による支援	妊娠届出時の全数面談を実施して相談に応じることをきっかけに、支援が必要な妊婦（特定妊婦・ハイリスク要支援妊婦）を把握し、妊娠早期から出産・子育て期への切れ目ない相談支援に取り組みます。出産を控えて不安が具体化する妊娠8か月頃に、全妊婦へのアンケートを実施し、電話や面談、訪問等で安心して出産に臨めるよう支援します。出産後においても、産婦の面談を実施して様々な不安に寄り添い、必要時はエジンバラ産後うつ病質問票結果による医療機関との連携、産後サポート事業や産後ケア事業、早期のこんにちは赤ちゃん訪問等につなげ、相談支援の充実を図ります。
プレパパ・プレママデビュー塾、パパ学級	妊娠中に、プレパパ・プレママデビュー塾を実施し、妊娠・出産・育児に関する情報提供をします。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をする良い機会となります。 また、父親を対象にパパ学級を実施し、出産子育てに対して悩む父親に対し、交流会や相談支援を実施します。父親同士の仲間づくりを促進し、産前産後から子育て期までのピアサポート支援の充実を図ります。
産後ケア事業・産後サポート事業（いちごっこ Room）	出産後から4か月健診前の時期に、母子が来所して専門職の相談や、母親同士の悩みを共有できる場である「産後サポート事業（いちごっこ Room）」や、産科医療機関に通所・宿泊して心身のケアや育児指導を受ける「産後ケア事業」を実施し、母子の孤立の予防と産後うつ予防や虐待予防支援の充実を図ります。

(3) 乳幼児の健やかな成長・発達支援

乳幼児の健やかな成長・発達を支援し、疾病や障がいの早期発見・早期支援、子育て家庭の孤立化防止につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。

また、乳幼児健診等の機会を通じて、こどもの成長・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。

詳細事業	事業内容
乳幼児健診・検診の実施	リスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）及び疾病や異常の早期発見（二次予防）を図り、適切な治療・保健指導につなげることや育児支援の場として、新生児聴覚検査、先天性股関節脱きゅう検診、1か月、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児、5歳児健康診査を実施します。各健診は95%以上の高い受診率となっていますが、健診未受診者の中には、虐待など、支援が必要な家庭が含まれる可能性も高いため、個別支援のほか各関係機関との連携を強化し、健診が子育ての孤立化を防ぐ有効な場となるよう内容の充実を図ります。
訪問指導・健康教育・健康相談	乳幼児健診後の継続支援として、保健師や栄養士等による家庭訪問や関係機関連絡、各種教室、発達相談等を実施し、健やかな成長・発達を支援していきます。また、育児等の悩みや不安を受け止めながら保護者が自信をもって育児に臨めるよう支援します。
乳幼児期の栄養指導	乳幼児期は成長が著しく、成長や発達段階に合わせた離乳食や幼児食の進め方が大切です。乳幼児健診や育児相談、各種教室等を通じて、正しい食事の進め方、適切な食事形態、食事量について指導を行います。また、食事を囲む家族にも食の大切さを伝え、食への興味・関心を高め、食べる意欲を育むことができるような食生活の指導を行います。

(4) 妊産婦医療費助成制度

妊産婦の病気の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図るため、妊産婦に対し医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。今後も、妊産婦医療費助成制度の正しい理解を市民に広めるよう努め、適切な支援を提供し続けることで、母子保健の向上を図ります。

(5) いちごっこ出産・子育て応援給付金

（妊婦のための支援給付事業及びいちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業）

「妊婦のための支援給付事業」は、子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠時と出産時等に給付金を支給することで、妊婦の産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

また、上記の給付事業に合わせて、市独自の給付事業である「いちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業」を実施し、妊娠時と出産時等の各給付の際に上乗せの給付金を支給することで、より安心してこどもを産み、育てることができるよう経済的支援を行います。

(6) 児童手当

本事業は、児童手当法及び子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

国のこども未来戦略「加速化プラン」の若い世代の所得向上に向けた取組の一部として、令和6年10月から所得制限の撤廃や児童手当の支給対象とする児童を高校生相当年齢まで延長、第3子以降の手当額の増加等の拡充がされ、より一層、子育て世帯の経済支援の充実を図っています。

今後も子育て世帯の経済的安定を図り、こどもたちの健やかな成長を支援します。

2. 子育て支援サービスの充実

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、必要時医療機関等と連携を図りながら産後ケア事業や産後サポート事業等適切なサービス提供につなげています。

また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、訪問を実施します。特に支援が必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業等につなげ、関係機関と連携し切れ目ない支援に努めていきます。

(2) 養育支援訪問事業（P62 再掲1-③-1-(2)）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、家庭相談員、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

また、保護者の子育ての不安を軽減し適切な養育が実施できるよう、児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援に取り組みます。

(3) 子育て世帯訪問支援事業（P62 再掲1-③-1-(3)）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、子育て世帯訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を促すことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

(4) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の子育てに関する援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を行い、その連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習等を実施する事業です。

年々、援助を受けることを希望する方が増加していることから、援助を希望する方の援助体制を維持し、安定した事業の運営を図っていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（P57 再掲1-①-4-(2)）

放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。引き続き、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に適合した施設運営を推進していきます。

今後も、民間事業者への委託拡大や各学校の児童数の減少が見込まれることから、複数の学校から施設を利用するための送迎加算事業の活用等を継続していきます。また、支援員の資格取得を推進し質の向上を図るとともに、ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業の実施により、放課後児童クラブ利用児童の保護者の経済的負担を軽減します。

(6) 子育て短期支援事業（P63 再掲1-③-1-(4)）

児童の保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に、児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

保護者の疾病、育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由、出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由、冠婚葬祭、転勤、出張など社会的な事由等で児童の養育が一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

保育所、幼稚園、小学校などに通う児童を対象とし、病気の治療中や回復期において集団保育が難しい時期に、一時的にその児童を預かる事業を実施します。現在は病児保育1か所、病後児保育1か所、そして体調不良児保育を2か所で実施しています。

また、令和6年度からは宇都宮市にある病児保育施設の広域利用が可能となっています。

今後も、体調の優れない児童やその家族が安心して預けられる環境を提供し、保護者が児童の健康状態にかかわらず安心して日常生活を続けられるよう支援を図ります。

(8) 一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由により、こどもを一時的に保育する事業を公立保育所7施設、民間保育所13施設で実施しています。利用を希望するこどもについては、受け入れられるよう体制を確保していきます。

(9) 幼稚園の事業

詳細事業	事業内容
一時預かり事業	保護者の急な用事や冠婚葬祭など、一時的な保育時間延長の希望に応じた預かり保育を提供します。現在、市内の幼稚園2園及び認定こども園6園で預かり保育を実施しており、更に夏休みなどの長期休暇中も実施しています。こども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、利用を希望する全てのこどもが受け入れられるよう体制を整え、保護者が急な用事ができて安心してこどもを預けられる環境を提供します。
地域子育て等推進事業	地域の親子のふれあいや高齢者との交流、そして園庭の地域開放など、地域と連携した子育て活動を推進します。今後は、これらの活動を実施する園の数を増やしていくとともに活動内容の充実を図り、地域全体で子育てを支え合う環境を作り上げていきます。

(10) 地域子育て支援拠点事業

詳細事業	事業内容
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターで、「子育て等に関する相談・各種講習会の実施」、「子育てサークル等の育成・支援」、「地域の子育ての情報提供」等のサービスを実施します。現在、4か所の保育所に設置しており、今後も事業内容を更に充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開します。
つどいの広場事業	つどいの広場は1か所を設置しており、子育て中の親とそのこどもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開します。
子育てサロン	子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、子育て支援サークルや、地域の人たちによる「子育てサロン」が地区コミュニティセンターなどで開催されています。今後も、様々な事業を実施し、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。

(11) 子育てに関する情報の提供

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、こどもに係る医療機関、家庭支援に関する事業など、子育てに関する様々な情報を求めています。市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」、「子育て応援ブック」や様々なパンフレットを活用し、子育てに関する情報を提供します。

こども家庭センターにおいても、子育て相談に対応するとともに適切な支援につなげられるよう、子育てに関する情報の提供（利用者支援事業）に取り組めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後も家庭の負担軽減を図り、子育て家庭を支援します。

(13) 子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支える全てのこどもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできるまちづくりを促進することが必要です。今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関との連携、サービスの質の向上を図っていきます。

(14) 千手山公園で遊園地デビュー事業（P58 再掲1-①-4-(4)）

千手山公園で初めての遊園地体験を楽しんでいただけるよう、遊園地デビューを控えるこどもがいる家庭を対象に、千手山公園の乗り物利用カードを配付し、子育ての応援と親子の思い出作りの支援をします。

(15) 3歳未満の乳幼児へのごみ袋引換券交付

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3歳未満の乳幼児を対象にごみ袋引換券を交付します。こどもの成長の過程で、おむつなどのごみが多くなりやすい時期に必要な支援を行い、子育て支援を図ります。

(16) 親子で運動遊び教室

親子でコミュニケーションをとりながら運動遊びを体験することで、幼児に体を動かすことの楽しさを感じてもらい、運動が好きなこどもを増やします。また、幼少期から体を動かすことの重要性を保護者に啓発し、幼児期からの運動習慣の形成を図ります。

(17) つどいのひろば ほんのす

図書館東分館において子育て世代の親同士が交流する場として、遊具で遊べるのはもちろん育児相談や各種イベント（工作教室や乳幼児向けの体操、絵本の読み聞かせなど）を企画します。これにより、親同士の交流が深まり、子育てをサポートするネットワークの構築を図ります。全ての方が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(18) 日本語教室での託児の実施（P86 再掲3-⑥-2-(4)）

外国人住民を対象とした日本語教室において、子育て中の外国人も安心して参加できるように、託児サービスを実施します。今後も外国人の子育て家庭が安心して学べる環境の整備に努めます。

(19) 家庭の日における公共施設利用料無料

毎月第3日曜日の「家庭の日」に一部の公共施設の利用料を無料とすることで、家庭の絆を深める機会の充実を図り、子育て家庭への支援を行います。

3. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業

現在、公立保育所が7施設、民間保育所が14施設設置されています。就学前児童数は減少傾向にあり、同様に入所児童数も減少しています。今後も、保育ニーズに対応できるよう通常保育の充実を図り、保護者の利便性を確保します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

現在、延長保育を公立保育所7施設、民間保育所14施設で実施していますが、就労形態の多様化などに伴う保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図ります。

(3) 休日保育事業

現在、公立保育所内の地域子育て支援センター1施設で休日保育を実施しています。休日保育の需要が増加していることから、保育需要に合わせてサービスの充実を図ります。

(4) 地域型保育事業

詳細事業	事業内容
小規模保育事業	少人数（定員6名～19名）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5名以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

(5) 乳児保育事業

現在、公私合わせて保育所19施設で乳児保育を実施しており、令和6年10月1日現在入所している0歳児は155人です。今後も、更に乳児保育の質とサービスの向上を図り、子育て家庭を支援します。

(6) 発達支援保育・医療的ケア児保育

本市では、公私全ての保育所（利用定員20名以上の施設）で発達に支援の必要な児童の受け入れが可能であり、支援に必要な保育士数を配置しています。

また、令和元年度から専門の看護師の配置を行い、日常生活を営むために医療的なケアを必要とする「医療的ケア児」の保育も実施しており、今後もその対応を行っていきます。

(7) 人材の適正配置

保育所は、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。今後も適正に保育士を配置し、特別保育サービスの向上のために保育士の確保に努めます。

(8) 保育所の整備

鹿沼市保育園整備計画により、推進していきます。

(9) 認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。今後は、保護者のニーズなど状況を踏まえながら、認定こども園への移行や保育枠の拡充を推進していきます。

(10) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

保育の受け皿の確保や、新制度における住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対し、事業運営や事業実施に関する相談・助言等を実施していきます。

(11) 保育園 ICT 化の推進

保育現場での負担軽減及び保育の質の向上、保護者と保育施設とのスムーズな情報共有を目的として、保育園の ICT 化を推進します。これにより、登降園の管理、保護者への連絡、保育料等の請求管理、園児情報の管理など、現在、紙や電話で行っている事務を効率的に行うことを目標とします。

(12) 教育・保育施設における「食育」の推進（P54 再掲1-①-2-(3)）

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識がこどもに大きく影響することから、各機関と連携し、児童を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

(13) こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業を行います。

施策の方向 ⑤ 困難を抱える家庭への支援

== 具体的な施策 ==

1. ひとり親家庭の支援
2. 子育て家庭への経済的支援

== 実施事業 ==

1. ひとり親家庭の支援

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭の支援ニーズは、ひとり親になった理由や、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況など、その家庭により様々です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の被害により精神的な課題を抱えている場合などもあります。

本市では、母子・父子自立支援員や女性相談支援員により、実情に応じた相談や各関係機関と連携を図りながら自立に向けた支援を行います。

詳細事業	事業内容
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の生活安定や経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員による相談業務や就労支援などを行います。
女性相談	女性の方の離婚やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害などに関する相談や自立に向けた支援を行います。

(2) 生活の安定

ひとり親、特に母子家庭の親は、就業率が高いものの、子育ての負担などからパートやアルバイト等非正規で働くケースが多く、貧困率が高いことに繋がっています。生活の安定を図るため、資格取得によるスキルアップや転職によるキャリアアップなど、適切な支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭の自立を促進するため、様々な支援事業等を行います。

詳細事業	事業内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親の就労支援や自立支援を図るため、個々の相談者の実情や課題に応じた支援プログラムを策定します。また、職業訓練や求職活動に係る支援や情報提供を行うとともに、職業安定所（ハローワーク）での面談についてサポートします。
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発の取組を支援し、指定の教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を助成します。
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が資格（看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士等）を取得するため養成機関で養成訓練を受講する際に、受講期間中の生活負担を軽減するため給付金を支給します。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父等が高等学校卒業程度認定試験合格のために講座等を受講する場合に、受講料の一部を助成します。
児童扶養手当	ひとり親家庭等に対して、手当を支給します。
遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した、義務教育終了前の児童を養育している方に手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭等の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
養育費に関する公正証書等作成支援事業	養育費の取決め及び継続した受取の促進を図るため、養育費に関する公正証書等の作成費用の一部を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定や経済的な自立のため、保護者の技能取得やこどもの就学などを目的に各種資金の貸付けを行います。

(3) 交流機会の充実

ひとり親家庭の親は、育児・家庭・仕事をひとりで行っているため、負担も大きく、相談相手や交流機会も少なく、孤立しがちです。ひとり親家庭優待事業の機会やひとり親が会員の「鹿沼市ひとり親家庭福社会」の協力を得ながら、共通の問題を抱える親同士で励まし合い、適切な子育てができるよう、交流機会の拡充に努めます。

2. 子育て家庭への経済的支援

(1) 就学援助制度

小学校や中学校へ通うこどもがいる要保護又は準要保護世帯の中で、経済的に困窮し、援助が必要と認められる家庭に対して、学用品や給食費等の費用を一部支援します。今後も引き続き、この支援を通じて経済的負担を軽減し、こどもたちが安心して学ぶ環境の整備を図ります。

(2) 入学準備金制度

小学校や中学校へ入学予定のこどもがいる家庭の中で、経済的に困窮しており支援が必要と認められる世帯に対して、入学前に入学準備金を支給します。

今後も、この制度を通じて、経済的な負担を軽減し、こどもたちが安心して新たな学びのステージを迎えられるよう支援します。

(3) 鹿沼市高等学校等入学準備金

高等学校等へ進学する意欲があるものの、経済的な理由で入学が難しいこどもの保護者に対して、入学準備金として一時的に必要な資金を貸し付けることで、こどもが無事に進学できるよう支援します。今後もこの取組を通じて、進学に関する経済的な障壁を取り除き、多くのこどもが自身の能力を十分に発揮できる環境の整備を図ります。

第3章 地域社会

施策の方向 ⑥ 子育てを支援する生活環境の整備

== 具体的な施策 ==

1. 良質な居住環境の確保
2. 安心して外出できる環境の整備
3. こどもたちの安全の確保

== 実施事業 ==

1. 良質な居住環境の確保

(1) 市営住宅等の活用

子育て世代が、地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにするためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

市営住宅等の長寿命化を含めた安全確保と機能保全を図ることにより、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供して、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進します。

(2) 市営住宅の子育て世帯優先入居

市営住宅の公募において、子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）が優先的に申込ができる部屋を用意し、抽選での優遇を行うことにより、子育て世帯が市営住宅に入居しやすくしています。

また、令和7年度より、子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）、若者夫婦世帯（夫婦のみの世帯でいずれか一方が45歳以下である世帯）等がより一層入居しやすくなるよう、入居可能な所得上限額を緩和しました。今後も、子育て世帯等が安心して生活できるよう、取り組みます。

(3) 住宅セーフティネット制度

この制度は、子育て世帯など住宅確保に特別な配慮が必要な方々の住まいを支援するものです。住宅を探している方に、セーフティネット住宅や居住支援法人の紹介などを実施します。また、市が関係団体と連携し、令和6年度末に鹿沼市居住支援協議会を設立し、住宅確保に対する支援を強化しました。今後も、この取組を通じて住まいに関する悩みを解消し、住みやすい環境の整備を図ります。

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 公園の整備

公園は、こどもや子育て家庭をはじめ、多くの世代に「安らぎ」や「癒し」を提供する憩いの場です。公園や緑地の安全対策の強化・機能保全については「鹿沼市公園施設長寿命化計画」に基づき、既存ストックを有効に活用しながら、除草・剪定などの日常管理の充実、施設の補修・更新などを図ります。

今後も、こどもたちが安心してのびのび遊べるような公園環境づくりを進めていきます。

(2) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所として全ての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。現在、つどいの広場は1か所を設置しており、平成22年の開設から、子育て中の親とそのこどもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開しています。

(3) こどもの遊び場事業（P57 再掲1-①-4-(3)）

天候を気にすることなく、こどもがのびのびと元気に遊び、子育て世代をはじめとする多世代の交流の場である「いちごっこ広場」において、乳幼児から小学校低学年を中心とする遊びの場を提供するとともに、体験型のイベント等を開催することで、「遊び」を通したこどもの健全育成につなげていきます。

(4) 日本語教室での託児の実施（P79 再掲2-④-2-(18)）

外国人住民を対象とした日本語教室において、子育て中の外国人も安心して参加できるように、託児サービスを実施します。今後も外国人の子育て家庭が安心して学べる環境の整備に努めます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

こどもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするためには、安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。歩道の段差などがベビーカーなどの通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。

また、公共施設等においては、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備などに取り組み、こどもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの整備を推進していきます。

(6) 立ち入り調査

青少年の健全育成に影響を及ぼす性や暴力等に関する過激な情報が流通する環境を浄化するため、上都賀地区青少年育成対策連絡協議会と協力し、書店、コンビニエンスストア、携帯電話ショップなどを対象に立ち入り調査を実施し、青少年を取り囲む環境の改善を図り、安全で健全な社会を目指します。

3. こどもたちの安全の確保

(1) 交通安全教室

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校において交通安全教室を実施し、こどもたちの交通安全意識を向上させ、地域全体の交通安全を支援します。

(2) 地域安全のつどい等の鹿沼市防犯協会の活動

鹿沼警察署と連携して鹿沼市防犯協会を運営し、こどもたちを犯罪や交通事故から守るための活動を実施します。地域安全のつどいでは、小中学生を対象に、善行少年や防犯ポスター、地域安全マップの入選者の表彰を通じて広報啓発活動を実施します。

また、年末には、防犯防火パトロールを自治会連合会や消防団などと連携して行います。今後も、これらの活動を継続し、地域の安全を守り、こどもたちの健やかな成長を支援します。

(3) 安全安心な学校づくり

地域全体で協力し、継続的に小中学校の児童生徒を犯罪被害から守り、こどもの安全と安心を確保する対策を推進し、こどもたちが安全に過ごせる環境の整備を図ります。

(4) 防犯灯設置事業

地域が管理運営する防犯灯について、新規設置の支援や維持管理のための電気料補助により、安全で住みやすい環境の整備を図り、こどもたちの安心・安全を支援します。

(5) チャイルドシート等の購入支援

こどもの安全確保及び子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシート等の購入に対し、補助金を交付します。今後も子育て家庭の負担軽減と安全確保を図ります。

(6) こども110番の家

現在、本市内全域に多くの「こども110番の家」の避難場所が設置されており、「こども110番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども110番の家」の周知に努めるとともに、地域団体や警察等と連携・協力して児童、こどもたちの安全安心を見守ります。

(7) 鹿沼市少年指導員会

地域における青少年の非行防止と健全育成に努め、青少年に関する様々な情報を収集し、関係機関への連絡や通知を行います。

また、地域での活動において中心的な役割を果たし、青少年が安心して成長できる環境づくりに貢献します。

施策の方向 ⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

== 具体的な施策 ==

1. 職業生活と家庭生活との両立の推進
2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

== 実施事業 ==

1. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 働き方の見直し

誰もが仕事時間と生活時間のバランスのとれた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、鹿沼労働基準監督署や鹿沼労働基準協会など関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主等の意識改革を促進するための広報・啓発、情報提供等を行います。

(2) 再就職等の支援

出産や育児などで退職した女性の再就職を支援するため、就職活動に関する様々な悩みごとの相談や求人企業との面接会等の開催により、再就職を希望する子育て家庭を支援します。

(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保

中小企業等に勤務する勤労者及び事業主を会員とする互助組織である公財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会の運営を支援し、会員及びその家族を対象に福利厚生事業や共済事業を実施します。バスツアーや各種レクリエーション、助成制度等により、親子のふれあいの機会確保への支援を推進します。

(4) 「イクボス」の普及・啓発

「イクボスカめま宣言」プロジェクトに取り組み、部下のワーク・ライフ・バランスを応援する経営者や管理職（イクボス）への理解を広め、企業での子育てしやすい職場づくりを推進します。

(5) 家事・育児への男性の参加促進

女性の社会進出が進む中、仕事と家庭の両立支援を推進するため、男性の家事や育児への参画促進を図る講座などを開催し、お互いが協力し合って子育てをしていく意識の醸成を図ります。

また、男性の育児休業や産後パパ休暇の取得促進を含め、男女ともに仕事を持ちながら安心してこどもを養育できるよう、育児休業制度の利用促進や相談窓口等について、企業や市民に対して積極的な情報提供を行います。

2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援

(1) 青少年育成市民会議

青少年の健全育成に関する団体、良好な社会環境を整えることで、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。更に、例年行っている啓発物資の配布を通じた「啓発活動」や、青少年を取り巻く課題の解決に向けた「研修会」も実施します。

(2) 地域学校協働活動推進事業

地域教育力や地域コミュニティ力の向上と持続可能な人材育成を図るために、「待機スペース事業」の委託や地域学校協働活動の協力者を対象とした研修会を実施するなど、学校・家庭・地域の協働のための支援を行います。引き続き、これらの取組を通じて、地域全体の教育力向上を支援します。

(3) 鹿沼市子ども会連合会への支援

鹿沼市子ども会連合会の活動を支援し、こどもたちの健全育成を推進します。

(4) 家庭教育の充実

家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級の開級や講演会の開催を行います。また、幼児期のこどもを持つ家庭を対象とする「スマイルクラブ」や、小学校入学を迎える保護者を対象とする「親学習プログラム」なども実施します。

(5) 家庭教育オピニオンリーダーの充実

しつけや発育、家族のあり方などの子育てに関する相談に応じたり、学習会を開催したりする「家庭教育オピニオンリーダー」への支援を行います。

(6) 幼児期の運動遊び指導者研修会

幼児期のこどもに関わる指導者に対し、発達段階に応じた運動遊びを中心としたプログラムを提供し、幼児期のこどもたちに運動の楽しさを実感させ、日常生活の中で体を動かすことを習慣化させることを目的とした指導法を身につけられるよう取り組んでいます。

今後も、このプログラムを通じて指導者の資質の向上を図り続け、こどもたちの健やかな成長を支援します。

■施策別担当課等一覧

第1章 こども・若者

施策① こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備		
1. 次代の親の育成		
(1) こどもの乳幼児ふれあい体験		子育て支援課
(2) 世代間・地域間交流		協働のまちづくり課 ・ 高齢福祉課 ・ 生涯学習課 ほか
2. こどもの生きる力の育成に向けた教育・保育環境の充実		
(1) 小中学校の適正配置		学校再編推進室
(2) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携		保育課・学校教育課・ こども・家庭サポートセンター
(3) 教育・保育施設における「食育」の推進（再掲 2-④-3-（12））		保育課
(4) 小中学校における「食育」の推進		学校教育課
(5) 未就学児への教育の充実		保育課
(6) 保育サービスの充実		保育課
(7) 確かな学びを育む教育の充実		学校教育課
(8) 児童の非行・いじめ・不登校対策		学校教育課
(9) 広島平和記念式典派遣事業		総合政策課
(10) こんにちは赤ちゃん berry wood プレゼント事業		林政課
(11) YA（ヤングアダルト）図書コーナー		図書館
(12) 運動遊び体験指導者派遣事業		スポーツ振興課
(13) 学校運営協議会		生涯学習課
(14) 自然生活体験学習の提供		自然体験交流センター
3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策		
(1) 思春期健康教育・健康相談		健康課
(2) 不妊治療支援		健康課
(3) 周産期医療		健康課
(4) 小児医療		健康課
(5) こども医療費助成制度		子育て支援課
4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進		
(1) 放課後子ども教室推進事業		生涯学習課
(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲 2-④-2-（5））		子育て支援課
(3) こどもの遊び場事業（再掲 3-⑥-2-（3））		子育て支援課
(4) 千手山公園で遊園地デビュー事業（再掲 2-④-2-（14））		鹿沼市観光協会 （観光交流課）
(5) ブックスタート事業		図書館
(6) おはなし会・人形劇・パネルシアター・エプロンシアター		図書館
(7) 公民館使用料の減免		生涯学習課
(8) 男女共同参画推進講座の開催		人権・男女共同参画課
(9) 環境学習		環境課
(10) 点字体験講座		図書館
(11) 川上澄生美術館の土曜日・春・夏・冬休み入館料無料		川上澄生美術館
(12) こども食堂開設助成		こども・家庭サポートセンター
(13) 施設見学		資源循環課
(14) 自然体験事業		自然体験交流センター

施策② 若者の将来の希望を叶える取組		
1. 若者にとって魅力ある地域づくり		
(1) 若者まちづくり人材育成事業「鹿沼かえる組」		協働のまちづくり課
(2) 奨学金返還支援事業		産業振興課
(3) 新卒者就職祝金		地域課題対策課
(4) 地方就職学生支援金		地域課題対策課
2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援		
(1) 出会いの場創造協働事業		子育て支援課
(2) 結婚新生活支援補助金		子育て支援課
(3) 仲人会支援		子育て支援課
3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出		
(1) 鹿沼市 20 祭関連事業		生涯学習課
(2) 青少年ボランティア・リーダー教室		生涯学習課
(3) k a v y (かぬまボランティアユース)		生涯学習課
(4) 職場体験受入れ		人事課・学校教育課
施策③ 困難を抱えるこども・若者への支援		
1. 児童虐待防止対策の充実		
(1) 児童虐待防止に関する相談体制の充実		こども・家庭サポートセンター
(2) 養育支援訪問事業（再掲 2-④-2-（2））		こども・家庭サポートセンター・健康課
(3) 子育て世帯訪問支援事業（再掲 2-④-2-（3））		こども・家庭サポートセンター
(4) 子育て短期支援事業（再掲 2-④-2-（6））		こども・家庭サポートセンター
(5) 児童育成支援拠点事業		こども・家庭サポートセンター
(6) 要保護児童対策ネットワーク会議 （子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）		こども・家庭サポートセンター
(7) 児童虐待防止のための普及、啓発		こども・家庭サポートセンター
2. 支援が必要な子どもへの施策の充実		
(1) 相談体制の充実		こども・家庭サポートセンター・健康課
(2) 「発達支援システム」の推進		こども・家庭サポートセンター
(3) 発達に支援が必要な子どもの保育の充実		保育課・こども・家庭サポートセンター
(4) 放課後児童クラブ（学童）における発達に支援が必要な児童の受入れ		子育て支援課
(5) こども発達支援センターにおける支援の充実		こども・家庭サポートセンター
(6) 障がいを持つ児童への支援		障がい福祉課
3. こどもの貧困対策の推進		
(1) 早期発見への取組		こども・家庭サポートセンター・健康課・保育課
(2) 生活の支援		こども・家庭サポートセンター・厚生課・健康課
(3) 教育の支援		こども・家庭サポートセンター・厚生課・教育総務課・学校教育課
(4) 保護者の就労の支援		こども・家庭サポートセンター・子育て支援課・保育課
(5) 経済的な支援		こども・家庭サポートセンター・子育て支援課・厚生課・保育課・健康課
(6) 相談・支援・連携体制の整備		こども・家庭サポートセンター・健康課・厚生課
4. ヤングケアラー支援の推進		
(1) 周知・啓発		こども・家庭サポートセンター
(2) 早期発見・把握		こども・家庭サポートセンター
(3) 支援体制の充実		こども・家庭サポートセンター

第2章 子育て当事者・家庭

施策④ 子育ての支援		
1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実		
(1) 妊産婦の健康管理		健康課
(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援		健康課
(3) 乳幼児の健やかな成長・発達支援		健康課
(4) 妊産婦医療費助成制度		子育て支援課
(5) いちごっこ出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付事業及びいちごっこ出産・子育てかめまプラス事業）		子育て支援課
(6) 児童手当		子育て支援課
2. 子育て支援サービスの充実		
(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業		健康課
(2) 養育支援訪問事業（再掲 1-③-1-（2））		こども・家庭サポートセンター・健康課
(3) 子育て世帯訪問支援事業（再掲 1-③-1-（3））		こども・家庭サポートセンター
(4) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		子育て支援課
(5) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲 1-①-4-（2））		子育て支援課
(6) 子育て短期支援事業（再掲 1-③-1-（4））		こども・家庭サポートセンター
(7) 病児・病後児保育事業		保育課
(8) 一時預かり事業		保育課
(9) 幼稚園の事業		保育課
(10) 地域子育て支援拠点事業		保育課
(11) 子育てに関する情報の提供		子育て支援課・健康課・こども・家庭サポートセンター
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		保育課
(13) 子育て支援ネットワーク部会の活用		健康課
(14) 千手山公園で遊園地デビュー事業（再掲 1-①-4-（4））		鹿沼市観光協会（観光交流課）
(15) 3歳未満の乳幼児へのごみ袋引換券交付		資源循環課
(16) 親子で運動遊び教室		スポーツ振興課
(17) つどいのひろば ほんのす		図書館
(18) 日本語教室での託児の実施（再掲 3-⑥-2-（4））		協働のまちづくり課
(19) 家庭の日における公共施設利用料無料		生涯学習課
3. 保育サービスの充実		
(1) 通常保育事業		保育課
(2) 延長保育事業（時間外保育事業）		保育課
(3) 休日保育事業		保育課
(4) 地域型保育事業		保育課
(5) 乳児保育事業		保育課
(6) 発達支援保育・医療的ケア児保育		保育課
(7) 人材の適正配置		保育課
(8) 保育所の整備		保育課
(9) 認定こども園		保育課
(10) 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業		保育課
(11) 保育園ICT化の推進		保育課
(12) 教育・保育施設における「食育」の推進（再掲 1-①-2-（3））		保育課
(13) こども誰でも通園制度		保育課

施策⑤ 困難を抱える家庭への支援		
1. ひとり親家庭の子育て支援	(1) 相談体制の充実	こども・家庭サポートセンター
	(2) 生活の安定	こども・家庭サポートセンター・子育て支援課
	(3) 交流機会の充実	こども・家庭サポートセンター
	2. 子育て家庭への経済的支援	
	(1) 就学援助制度	学校教育課
	(2) 入学準備金制度	学校教育課
	(3) 鹿沼市高等学校等入学準備金	教育総務課

第3章 地域社会

施策⑥ 子育てを支援する生活環境の整備		
1. 良質な居住環境の確保	(1) 市営住宅等の活用	建築課
	(2) 市営住宅の子育て世帯優先入居	建築課
	(3) 住宅セーフティネット制度	建築課
	2. 安心して外出できる環境の整備	
	(1) 公園の整備	整備課
	(2) つどいの広場事業	保育課・子育て支援課
	(3) こどもの遊び場事業（再掲 1-①-4-（3））	子育て支援課
	(4) 日本語教室での託児の実施（再掲 2-④-2-（18））	協働のまちづくり課
	(5) ユニバーサルデザインの推進	行政経営課・整備課・維持課
	(6) 立ち入り調査	生涯学習課
	3. こどもたちの安全の確保	
	(1) 交通安全教室	生活課
	(2) 地域安全のつどい等の鹿沼市防犯協会の活動	生活課
	(3) 安全安心な学校づくり	生涯学習課
	(4) 防犯灯設置事業	協働のまちづくり課
	(5) チャイルドシート等の購入支援	子育て支援課
	(6) こども110番の家	生涯学習課
	(7) 鹿沼市少年指導員会	生涯学習課
施策⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進		
1. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 働き方の見直し	人権・男女共同参画課・産業振興課
	(2) 再就職等の支援	産業振興課
	(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保	産業振興課
	(4) 「イクボス」の普及・啓発	人権・男女共同参画課
	(5) 家事・育児への男性の参加促進	人権・男女共同参画課
	2. 地域や人につながるこどもの成長、子育ての支援	
	(1) 青少年育成市民会議	生涯学習課
	(2) 地域学校協働活動推進事業	生涯学習課
	(3) 鹿沼市子ども会連合会への支援	生涯学習課
	(4) 家庭教育の充実	生涯学習課
	(5) 家庭教育オピニオンリーダーの充実	生涯学習課
	(6) 幼児期の運動遊び指導者研修会	スポーツ振興課

第5部 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体系

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進に当たっては、教育、保育、子育て支援事業を行う事業者、学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進及び調整を行います。併せて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保

こどもの成長や若者の自立支援、子育てに関する多様なニーズに応えるため、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、多様な人材を確保し、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりのため、市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. こども・若者、子育て当事者等の参画

こども・若者、子育て当事者等から幅広く意見を聴くとともに、こども・若者、子育て当事者等が参画する機会を確保し、その意見が可能な限り施策に反映されるよう努めます。

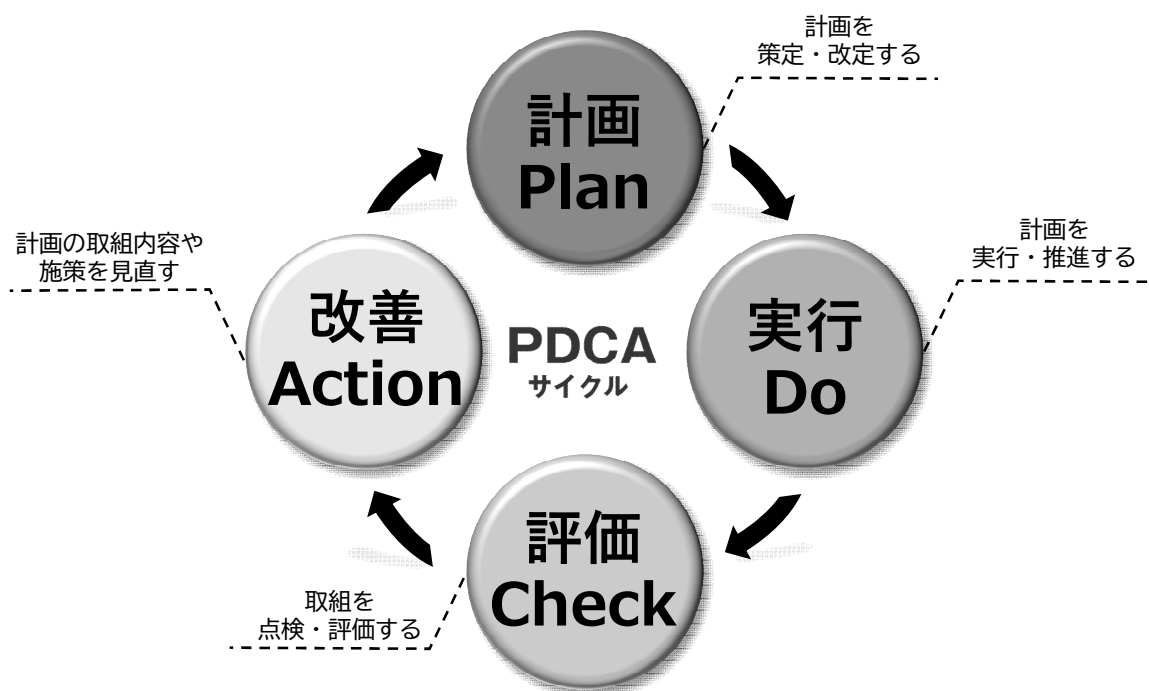
3. 計画の評価

本計画に掲げる基本理念に基づき、施策を着実に実現していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、学識経験者やこどもの親や子育て団体の参加により設置する「鹿沼市子ども・子育て会議」において、計画の進捗はもとより、本市で展開するこどもと子育て家庭に関する制度や事業等について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

また、子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととされています。中間年において計画目標の達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて見直しをしていきます。

こうした評価・検証により、計画・実行・評価（点検）・改善（見直し）のPDCAサイクルののったフィードバックを行い、計画の実効性を高めていきます。





鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（第3期）

第1部 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の理念と視点

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』として策定するものであり、前期計画である『第2期鹿沼市子ども・子育て支援事業計画』を引き継ぐ計画です。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、「子ども・子育て支援法」に基づく基本理念を踏まえています。

～子ども・子育て支援法の基本理念について～

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行う。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

子ども・子育て支援法では、事業計画の中で以下の内容を規定することとしています。

- 1・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3・子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第2部 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定については、現在の教育・保育施設の利用状況、教育・保育施設を提供する施設の整備状況、民間幼稚園の送迎バス、保護者の就労状況などにより必ずしも居住地の近くを希望しているとは限らず、広範囲であると考えられることから、市全体を一つのものとして設定します。

また、「確保方策」の中で、他市町村との広域利用調整については、実績等を踏まえ、計画しています。

1 区域 (市全域)	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
	14 施設	6 施設	6 施設	2 施設

～教育・保育提供区域について～

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

2. 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

(1) 認定区分

認定は次の3つの区分で行われます。

認定区分		対象者	対象施設
子どものための 教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	施設型給付を受ける幼稚園※1 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前 の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保 育、家庭的保育、事業所内保 育、居宅訪問型保育)

※1 鹿沼市の幼稚園は全て施設型給付を受ける幼稚園です。

上記認定区分の他に、幼児教育の無償化の対象となるために必要な認定区分があります。

【新1号】施設型給付を受けない幼稚園を利用する満3歳以上の児童で、預かり保育を利用せず通常の教育時間のみを利用する場合などに該当します。

【新2号】施設型給付を受けない幼稚園・施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園の預かり保育や、認可外保育施設等を利用する児童が無償化の対象となるために受ける認定区分であり、利用開始年度の4月1日時点で3歳以上であり、保育の必要性が認められることが要件となります。

【新3号】利用施設等や保育の必要性の要件については新2号と同様ですが、施設の利用を開始する年度の4月1日時点で3歳未満であり、かつ住民税非課税世帯等に属する子どもが該当します。

（２）施設の種類

① 保育所

就労や親族等の介護などの理由で家庭で保育できない保護者に代わって０歳から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。

② 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設です。

幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型の４つの分類があります。

③ 地域型保育事業

利用定員 19 人以下の少人数で０歳～２歳の乳幼児を保育する事業です。

家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅型訪問保育事業・事業所内保育事業があります。

④ 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

量の見込みについては、令和6年2月に実施したニーズ調査から国の基準等により算出した数値について、利用実態等を勘案して定めました。

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

① 認定こども園（教育部分）・幼稚園（1号認定：3歳～5歳児）

認定こども園又は、幼稚園の利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、認定こども園の施設の必要量を確保し、環境改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	559	524	502	497	500
② 確保方策（人）	695	695	695	675	675
特定教育・保育施設※ ¹	672	672	652	652	652
確認を受けない幼稚園※ ²	0	0	0	0	0
市外幼稚園※ ³	23	23	23	23	23
② — ①	136	171	173	178	175

② 保育所など（2号認定：3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	幼児期の学校の利用希望が強い	それ以外	幼児期の学校の利用希望が強い	それ以外	幼児期の学校の利用希望が強い	それ以外	幼児期の学校の利用希望が強い	それ以外	幼児期の学校の利用希望が強い	それ以外
①量の見込み（人）	196	924	184	865	176	830	174	821	175	827
② 確保方策（人）	276	1,272	276	1,272	296	1,272	296	1,272	296	1,272
特定教育・保育施設※ ¹	272	1,226	272	1,226	292	1,226	292	1,226	292	1,226
特定地域型保育事業※ ⁴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外（企業主導型）※ ⁴	0	41	0	41	0	41	0	41	0	41
市外保育所等	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5
② — ①	80	348	92	407	120	442	122	451	121	445

※1 認定こども園・保育所等・施設型給付を受ける幼稚園

※2 施設型給付を受けない幼稚園

※3 市外幼稚園：市内に在住し、市外の幼稚園を利用する児童

※4 認可外（企業主導型）：提携している企業の従業員等の児童が利用する数

③ 保育所など（3号認定：0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所などの設備の充実等を進め、保育所の環境改善に努めます。

■ 0歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	266	260	255	250	244
② 確保方策（人）	244	244	247	247	247
特定教育・保育施設※1	193	193	196	196	196
特定地域型保育事業	27	27	27	27	27
認可外（企業主導型）※2	18	18	18	18	18
市外保育所等	6	6	6	6	6
② — ①	▲22	▲16	▲8	▲3	3

■ 1歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	346	334	327	320	313
② 確保方策（人）	416	416	421	421	421
特定教育・保育施設※1	362	362	367	367	367
特定地域型保育事業※2	32	32	32	32	32
認可外（企業主導型）※3	20	20	20	20	20
市外保育園等※1	2	2	2	2	2
② — ①	70	82	94	101	108

■ 2歳

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	347	374	360	353	346
② 確保方策（人）	463	463	473	473	473
特定教育・保育施設※1	408	408	418	418	418
特定地域型保育事業※2	33	33	33	33	33
認可外（企業主導型）※3	21	21	21	21	21
市外保育園等	1	1	1	1	1
② — ①	116	89	113	120	127

※1 認定こども園・保育所等・施設型給付を受ける幼稚園

※2 認可外（企業主導型）：提携している企業の従業員等の児童が利用する数

○需要と供給の見直しと取組の方向性について

計画の前半や年度後半において申込みが増加する3号認定（0歳児）については、「利用定員の弾力化」と「幼稚園の認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行などにより体制を確保していきます。

児童数の減少などにより定員枠がニーズを大きく上回った場合、事業者の相談に応じ利用定員の適正化を図っていきます。

4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 民間保育施設等の整備

- ・各地域のこどもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、幼稚園の認定こども園への移行や幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行等、多様な保育サービスの提供を希望する施設からの相談に対し、地域の実情等を踏まえた助言や支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育に係る基本的な考え方と推進方策

- ・関係機関と連携を図りつつ、施設内外における研修を実施することにより保育士等がキャリアの形成やスキルの向上に向け、高い意欲を持ち安定的に質の高い保育を提供できる体制づくりに努めます。
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携を推進します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方とその推進方法

- ・教育・保育施設を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むこどもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の面から推進していきます。
- ・子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行っていきます。

(4) 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校等の連携の推進方策

- ・乳幼児期の教育・保育は、こどもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、保育所、認定こども園、幼稚園は、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めていきます。

第3部 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

1. 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、全ての子育て家庭を支援する事業です。

■ 地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5) 放課後児童健全育成事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 子育て世帯訪問支援事業
- (11) 児童育成支援拠点事業
- (12) 親子関係形成支援事業
- (13) 地域子育て支援拠点事業
- (14) 一時預かり事業
- (15) 病児・病後児保育事業
- (16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- (17) 妊婦健康診査
- (18) 産後ケア事業
- (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

子育て世代包括支援センター（いちごっこかぬま）と子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を行うこども家庭センターを令和6年度に設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する相談支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援に取り組んでいます。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	計画	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

※令和5年度までは子育て世代包括支援センター、令和6年度はこども家庭センターの箇所数。

== >> 今後の方向性 ==

引き続き、「こども家庭センター」において、子育て支援に係る相談支援及び妊婦等包括相談支援事業等を実施していきます。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
② 確保方策（か所）	1	1	1	1	1
② — ①	0	0	0	0	0

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（回）	1,461	1,431	1,401	1,371	1,341
② 確保方策（回）	1,461	1,431	1,401	1,371	1,341
②－①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

== >> 現在の状況 =====

就労形態の変化に応じてニーズが変化する事業ですが、現在は保護者の利用希望に基づき実施できています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	550	550	550	550	550
	実績	659	489	468	457	—

== >> 今後の方向性 =====

今後も保護者の就労の多様化などに対応するため、ニーズを把握し実施していきます。

■ 延長保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		550	550	550	550	550
② 確保方策	（人）	550	550	550	550	550
	（か所）	21	21	21	21	21
② — ①		0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

== >> 現在の状況 =====

対象となる世帯のニーズに対応して事業を実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	90	90	90	7	7
	実績	3	6	4	6	—

== >> 今後の方向性 =====

今後も保護者のニーズに対応し実施していきます。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	6	6	6	6	6
② 確保方策（人）	6	6	6	6	6
② — ①	0	0	0	0	0

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

== >> 第２期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

数値目標は設定せず、特色ある教育・保育や病児・休日・医療的ケア児の保育など検討していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

== >> 現在の状況 ==

社会福祉法人等の28者に運営を委託し、31箇所で放課後児童クラブを開設しています。
令和5年度以降、待機児童は発生していません。

■ 放課後児童健全育成事業の利用状況（各年度5月1日現在）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	低学年	1,077	1,094	1,072	1,050	1,053
	高学年	339	264	286	309	331

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（人）	計画	1,410	1,419	1,440	1,464	1,434
	実績	1,416	1,358	1,358	1,359	1,384
箇所数（支援単位）	計画	41	42	42	43	43
	実績	40	41	42	42	42

== >> 今後の方向性 ==

「鹿沼市立小中学校再編計画（令和6～15年度）」の策定に伴い、必要に応じて適切な整備を実施するとともに放課後子ども教室との連携を推進し、支援員の安定的な確保に努めることで、待機児童の発生を防ぎます。

■ 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		1,402	1,391	1,402	1,373	1,339
② 確保方策	（人）	1,489	1,489	1,489	1,489	1,489
	（支援単位数）	42	42	42	42	42
② — ①		87	98	87	116	150

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

== >> 現在の状況 =====

児童を家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設・その他の施設で短期間その児童を預かり、養育等を実施しています（ショートステイ）。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員数（人） 0～5歳	計画	14	14	14	33	33
	実績	51	33	14	73	—

== >> 今後の方向性 =====

社会福祉法人と委託契約を締結し、対応します。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		45	45	45	45	45
② 確保方策	（人日）	45	45	45	45	45
	（か所）	5	5	5	5	5
② — ①		0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

生後4か月までの赤ちゃんがいる世帯を訪問して不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供や保健指導を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==**■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	653	648	643	493	487
	実績	551	513	474	495	—

== >> 今後の方向性 ==

全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ こんにちは赤ちゃん訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	487	477	467	457	447
② 確保方策（人）	487	477	467	457	447
② — ①	0	0	0	0	0

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

== >> 現在の状況 =====

乳児家庭全戸訪問事業により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数(人)	計画	1,000	1,000	1,000	800	800
	実績	797	581	496	493	—

※令和6年度は、子育て世帯訪問支援事業の利用数を含む。

== >> 今後の方向性 =====

原則全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)	600	600	600	600	600
② 確保方策(人日)	600	600	600	600	600
②－①	0	0	0	0	0

※乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施。

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

== >> 現在の状況 =====

- 要保護児童対策ネットワーク会議 実務者会議
- 子育て支援ネットワーク部会 年1回実施

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、目標値は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

今後も継続して実施します。

(10) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、訪問支援員が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。

== >> 現在の状況 =====

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

今後も継続して実施していきます。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	30	30	30	30	30
② 確保方策（人日）	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

(11) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成その他必要な支援を包括的に提供する事業です。

== >> 現在の状況 =====

令和5年度に設置し、運営を開始しました。家庭的な環境で過ごせる居場所を提供し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

今後も継続して実施していきます。

■ 児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	15	15	15	15	15
② 確保方策（人）	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

(12) 親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

== >> 今後の方向性 =====

国や県等の動向をみながら、必要に応じて事業について検討していきます。

(13) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援センター事業4か所、つどいの広場事業1か所の計5か所で実施しています。いずれの施設も、子育て中の親と就学前までのこどもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに係る不安感の緩和を図っています。

また、事業の一環として、地域全体でこどもの育ち・親の育ちを支援するため、小中学校へ赤ちゃんが親子で訪問し、児童・生徒と一緒に遊び、ふれあい、命の尊さや心身の発達を学ぶとともに、地域の一員として交流する「鹿沼市赤ちゃんふれあい体験交流体験事業」を実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	実績	995	732	1,015	1,082	—

== >> 今後の方向性 ==

地域子育て支援センターは、引き続き5施設で事業運営します。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
② 確保方策	（人日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	（か所）	5	5	5	5	5
② — ①		0	0	0	0	0

(14) 一時預かり事業

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

幼稚園児を園則に定める保育時間の前後又は幼稚園の長期休業期間中に一時的に保育をする事業です。

○保育所における在園児対象型を除く一時預かり

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気やけが、リフレッシュ等の理由によりこどもを一時的に保育する事業です。

== >> 現在の状況 =====

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

児童が入所している施設において実施しており、供給量を満たしています。

○保育所における在園児対象型を除く一時預かり

現在、20 施設で実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	46,957	46,957	46,957	33,500	33,500
	実績	24,627	26,157	25,460	25,914	—

保育所における在園児対象型を除く一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	2,099	2,099	2,099	2,099	2,099
	実績	628	725	588	1,140	—

== >> 今後の方向性 =====

- ・幼稚園型に関しては、利用者の就労形態に応じて利用者数が変化しますが、利用施設において供給体制を維持します。
- ・ファミリー・サポート・センター事業等と連携し、ニーズ量への対応をします。

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
② 確保方策	（人日）	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	（か所）	8	8	8	8	8
② — ①		0	0	0	0	0

■ 保育所における在園児対象型を除く一時預かり事業（在園児対象型を除く）の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
② 確保方策	（人日）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	（か所）	20	20	20	20	20
② — ①		0	0	0	0	0

(15) 病児・病後児保育事業

保育を必要とする病児について保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

== >> 現在の状況 =====

○病児保育

現在（令和6年度）は1事業所で実施しています。

○病後児保育

現在（令和6年度）は1事業所で実施しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	706	706	706	706	706
	実績	448	485	578	443	—

== >> 今後の方向性 =====

突発的なニーズに対応できるよう既存の施設を活用し供給体制の確保を図っていきます。

量の見込みに大幅な変更があった場合は見直しを行うとともに、必要に応じて受入れ人数の拡大及び施設整備を検討します。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		650	650	650	650	650
② 確保方策	（人日）	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024
	病児・病後児 対応型（か所）	2	2	2	2	2
	体調不良児 対応型（か所）	2	2	2	2	2
② — ①		1,374	1,374	1,374	1,374	1,374

(16) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

== >> 現在の状況 ==

仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、育児の相互援助活動を行う会員組織「鹿沼ファミリー・サポート・センター事業」の運営を民間団体に委託し、実施しています。現在、依頼内容については、会員等の協力により随時対応しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==

■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
述べ利用数（人）	計画	3,600	3,650	3,700	5,500	5,550
	実績	5,383	4,218	5,054	4,545	-

== >> 今後の方向性 ==

- ・協力会員等の会員数を増加し、更なる事業の展開を計画しています。
- ・協力会員の協力の下、保護者のニーズの多様化に対応していきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	4,960	5,160	5,370	5,570	5,780
② 確保方策（人日）	4,960	5,160	5,370	5,570	5,780
②－①	0	0	0	0	0

(17) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

== >> 現在の状況 ==

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、妊婦健康診査の公費負担の一層の充実と普及啓発を図っています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 ==**■ 子ども・子育て支援事業計画第2期計画における目標と達成状況**

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用数（人）	計画	7,183	7,128	7,073	7,018	6,974
	実績	7,125	6,071	5,916	5,969	—

== >> 今後の方向性 ==

全ての対象者に実施しており、今後も継続し実施していきます。

■ 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人回）	5,357	5,247	5,137	5,027	4,917
② 確保方策（人回）	5,357	5,247	5,137	5,027	4,917
②－①	0	0	0	0	0

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

(18) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする、産後4か月以内の母親に対して、心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

==>> 現在の状況 =====

産後の体調不良や育児不安があり、家族の支援が十分に受けられない時期に、医療機関等で心身のケアや育児のサポートを受けることで、安心して子育てに向き合えるよう支援しています。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

産後の体調不良や育児不安があり家族の支援がない産婦を対象に、医療機関等で心身のケアや育児の助言を行います。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	161	162	162	162	163
② 確保方策（人日）	161	162	162	162	163
② — ①	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和7年度から新たに行われる事業です。保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から満3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に預けることができる制度です。

== >> 第2期計画における目標と達成状況 =====

前計画では、数値目標は設定していません。

== >> 今後の方向性 =====

令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される「給付制度」となりますが、令和7年度においては、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されます。

令和7年度においては、公立・民間の施設から希望のあった施設において実施します。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	29	29	29	29	28
② 確保方策（人日）	29	29	29	29	28
② — ①	0	0	0	0	0



鹿沼市保育園整備計画

第1部 計画策定の目的と経過

本計画は、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる環境づくりを社会全体の課題として、関係機関、団体等との連携を強化し、子育て支援のための推進体制を整備し、計画を実行していきます。

1. 計画の見直しの背景及び趣旨

本市では、平成22年3月に策定した「鹿沼市保育園整備計画」（以下、「整備計画」という。）に基づき、公立保育園等については、統合による拠点化や民営化等を図り、民間保育施設等については、幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育事業施設の開設など、新たな取組に対し支援を行ってきました。

令和7年3月で、第2期の計画期間が終了となることから、令和7年度から5年間で新たな計画期間とする整備計画として更新するものです。

2. これまでの公立保育園の整備状況

■ 「鹿沼市保育園整備計画」に基づいた公立保育園の整備状況等

施設名	整備内容等	日付
拠点施設を整備し統廃合		
にっこり保育園	・ 北部地域拠点施設（にっこり保育園）を整備	H27.4 開園
	・ にっこり保育園内に地域子育て支援センターを整備	H26 完成
	・ 北保育園及びこばと保育園の統合のため	H27.3 廃園
民営化		
もみやま保育園	・ まなぶ保育園、村井保育園の施設整備（定員増）のため	H24 廃園
清洲保育園	・ 民間移管型により民営化のため	H27.4 移管
いぬかい保育園	・ 民間移管型により民営化のため	H29.3 廃園
ひなた保育園	・ 民間移管型により民営化のため	R2.3 廃園
廃園・休園		
西大芦児童館	・ 児童数の減少等により H23.4 に休園後、廃園	H27.3 廃園
加蘇児童館	・ 児童数の減少等により H28.4 に休園後、廃園	H31.3 廃園
粕尾保育園	・ 児童数の減少等により H28.4 に休園後、廃園	H31.3 廃園
永野保育園	・ 児童数の減少等により R2.4 に休園後、廃園	R5.3 廃園

※令和7年4月時点で、開園している公立保育園等は7施設になります。

第2部 現状と課題

1. 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、令和元年度から令和6年度にかけて発生しておりません。

保留児童については、令和元年度からの推移をみると、3歳未満児が多く50人前後で発生している状況にあります。

今後も待機児童対策として、少子化や女性就業率の動向を見極め、必要となる保育量の把握と保育の受け皿の確保が必要となります。

■ 待機児童数・保留児童数の推移

(単位：人)

		待機児童数							保留児童数						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R1年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	1	10	6	3	2	1	23
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	26	19	15	6	4	0	70
R2年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	1	12	6	5	2	0	26
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	17	10	9	3	1	0	40
R3年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	2	0	0	11
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	29	7	8	8	4	5	61
R4年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	4	6	3	0	1	0	14
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	26	16	3	3	1	0	49
R5年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	6	12	7	4	0	1	30
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	19	9	12	1	0	0	41
R6年度	4/1	0	0	0	0	0	0	0	7	12	2	1	0	0	22
	10/1	0	0	0	0	0	0	0	42	9	7	0	0	0	58

2. 各年度の実施状況の公表及び見直し

公立保育園は、行政の一部であるという考えのもと、地域の子どもや家庭の状況を直接的に把握できる立場にあることから、総合的な子育て支援において、そのリーダー的な役割を担い、更なる保育サービスの向上に努めなければなりません。

今後、年少人口が減少した場合は、保育の受け皿が過剰になる可能性もあります。その場合には、公立保育園は、保育定員の調整等により「保育の需要と供給の調整役」を担う必要など、次のような役割を担っています。

■ 公立保育園が担うべき役割

- 民間保育園では対応が難しい保育サービスの提供
- 地域子育て支援拠点事業におけるリーダー的役割
- こども・家庭サポートセンター、あおば園、児童相談所等の関係機関との連携
- 子育て困難家庭への支援（DV、児童虐待や配慮を要する子どもや家庭への支援等）
- 緊急・一時的な保育への対応
（地震・風水害など災害発生時や特殊な感染症の発生によって臨時休園を要請した場合の緊急保育等）
- 将来、保育需要が減少した場合等における保育園定員の調整

第3部 保育園の運営と整備の基本的な考え方

本市では、令和7年度からの「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量に対し、令和10年度までの0歳児クラスの保育の受け皿が足りていない状況ですが、3歳児以上クラスでは受け皿の過剰が見込まれています。

今後の保育園の運営と整備については、次のように対応していきます。

1. 公立保育園の運営

現在、開園している公立保育園・児童館7施設は、民間保育施設等では対応が難しい保育や保育園定員の調整等に対応するため、今計画期間中は基本的には公立の保育園・児童館として存続させます。

しかし、入所児童数が少ない保育園・児童館では、成長に差のある異年齢児の合同保育を実施することになります。年齢に対する適正な保育、集団生活を学ぶためには、ある程度の児童数が必要になるため、計画期間内に児童数が、定員の10%を下回り、減少が著しい保育園・児童館については、保護者等と相談しながら存続について検討することとします。

また、老朽化がみられる保育園・児童館に対しては、児童の安全性の確保を最優先に考え、日常の点検やより詳しい検査を行った上で、運営の方向性について検討することとします。

2. 公立保育園の修繕・維持管理

公立保育園等については、前述のとおり統合による拠点化や民営化等により整備を行ってきたため、今計画期間中には、緊急性のあるものを除き、園舎の新たな整備は行わないこととします。

近年の夏期の気温上昇に伴い、熱中症対策が必要なことから、エアコン等の設備や老朽化がみられる公立保育園等の修繕を行っていきます。

また、防犯対策や性被害対策等の安全確保の施策を実施することにより、適切な保育環境の維持管理に努めていきます。

3. 民間保育施設等の整備

本市の保育量は、令和10年度までの0歳児クラスの保育の受け皿の不足が見込まれるため、幼稚園の認定こども園への移行や、幼稚園型認定こども園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う園舎整備を優先して支援していくことで対応していきます。その後は、不足が解消する見込みであることから、受け皿の確保は、民間保育施設等の整備の動向を確認しながら、公立保育園等の定員を調整していきます。

第4部 計画の推進

次の方針のもと計画を推進していきます。

- 事業計画との整合性を十分に保ちながら推進していきます。
- 計画期間内においては、認定こども園等の整備を優先し支援していきます。
- 施設の修繕については、必要性の高いものから順次実施していきます。
- 民間保育園と公立保育園、更には認定こども園等がそれぞれの役割のもと、互いに連携し合い、量と質ともにより充実した保育を提供していきます。
- 保育の質を向上させるため、国の保育所保育指針に則った指導監督や職員の研修を行っていきます。また、引き続き、正規保育士をはじめとした、必要なスタッフの確保に努めます。

市内の教育・保育施設一覧

本市における、公立保育園等及び民間保育施設等についての概要は次のとおりです。
老朽化した施設については、支援の対象とします。

■ 公立保育園等（令和6年10月1日現在）

	施 設 名	住 所	建築年次	認可定員	利用定員
1	こじか保育園	万町 919	平成 11 年	140	130
2	西保育園※ ¹	坂田山 2 丁目 163	昭和 55 年	99	99
3	南保育園	磯町 126-1	平成 8 年	60	60
4	にっこり保育園	武子 800-27	平成 26 年	150	130
5	なんま保育園	西沢町 434	昭和 58 年	60	40
6	粟野保育園	口粟野 754-3	平成 7 年	90	90
7	板荷児童館※ ¹	板荷 3046	昭和 43 年	50	30

■ 民間保育園等（令和6年10月1日現在）

	施 設 名	住 所	建築年次	認可定員	利用定員
1	青い鳥幼児園	鳥居跡町 985-8	平成 13 年	195	160
2	津田保育園	白桑田 254-5	平成 10 年	150	80
3	茂呂保育園	茂呂 1884-3	平成 17 年	200	188
4	まなぶ保育園	下奈良部町 1-86	平成 23 年	150	110
5	日吉保育園	日吉町 590-1	平成 24 年	140	130
6	沖保育園	上殿町 515-5	平成 7 年	90	80
7	沖保育園分園	上殿町 721-4	平成 2 年	65	60
8	あづま保育園	千渡 750	平成 19 年	200	178
9	村井保育園	村井町 126-1	平成 23 年	200	197
10	さつきが丘保育園	西茂呂 4-9-22	平成 19 年	90	90
11	清洲保育園	深程 116-1	平成 18 年	75	50
12	大地の恵みのなーさりい	上石川 1528-1	平成 29 年	105	90
13	ふじおかメソッドひなた保育園	上日向 174-1	令和 2 年	100	80
14	リトル茂呂（茂呂保育園分園）	貝島町 658-1	令和 4 年	30	20

■ 幼保連携型認定こども園（令和6年10月1日現在）

	施設名	住所	建築年次	認可定員	利用定員
1	認定こども園鹿沼ひかり幼稚園	西鹿沼町 84	平成 30 年	280	200
2	認定こども園鹿沼みどり幼稚園	茂呂 546-5	平成 31 年	210	200
3	認定おおぞらこども園	口栗野 1397-1	令和 3 年	50	45
4	認定こども園晃望台幼稚園	千渡 954-1	令和 6 年	153	153

■ 幼稚園型認定こども園（令和6年10月1日現在）

	施設名	住所	建築年次	認可定員	利用定員
1	認定こども園仁神堂幼稚園 ※1	仁神堂町 37-81	昭和 52 年	175	130
2	認定こども園いずみ幼稚園	泉町 2460	平成 13 年	140	105

■ 新制度幼稚園（令和6年10月1日現在）

	施設名	住所	建築年次	認可定員	利用定員
1	鹿沼幼稚園 ※1	東末広町 1934	昭和 40 年	245	150
2	聖母幼稚園	戸張町 2488-1	平成 23 年	140	60

■ 小規模保育事業所（令和6年10月1日現在）

	施設名	住所	建築年次	認可定員	利用定員
1	保育所ちびっこランド鹿沼園	上野町 329	平成 27 年	19	12
2	グリーンチャイルドクラブ	西茂呂 3-7-18	平成 27 年	15	12
3	すみれ保育園	上野町 59-53	平成 28 年	18	18
4	太陽さんさん保育園	銀座 1-1875	平成 28 年	19	12

■ 事業所内保育事業所（令和6年10月1日現在）

	施設名	住所	建築年次	認可定員	利用定員
1	にじのもり保育園	千渡 1585-1	平成 27 年	19	12
2	保育園すまいるくりえいと 1	西茂呂 4-41-2	平成 28 年	15	12

※1 「旧耐震基準」の施設となります。

（耐震基準のうち、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。）



資料編

1. 鹿沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 30 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、鹿沼市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)子どもの保護者

(2)子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者

(3)関係団体から推薦を受けた者

(4)関係行政機関の職員

(5)学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年2月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2. 鹿沼市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分	委 員	団体名等
学識経験を有する者	星 順子	宇都宮共和大学子ども生活学部 准教授
子どもの保護者	小又 美里	鹿沼地区幼稚園 PTA 連合会 会長
	小島 里枝子	鹿沼市 PTA 連絡協議会 監事
子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者	小野口 正子	鹿沼市民間保育園連盟 会長（まなぶ保育園園長）
	橋本 慎平	鹿沼地区幼稚園連合会 会長（みどり幼稚園園長）
	湯澤 光江	放課後児童健全育成事業者代表（大好きみなみクラブ支援員）
	金子 晃子	小規模保育事業者 代表（すみれ保育園園長）
	永田 由美子	鹿沼ファミリー・サポート・センター アドバイザー
	植木 良充	事業所内保育事業者・事業者 代表（鹿沼病院事務長）
	羽布津 章義	労働者 代表（連合栃木なんたい地域協議会事務局長）
関係団体から推薦を受けた者	細川 朋子	上都賀郡市南部地区医師会 代表
	田島 雅哉	鹿沼歯科医師会 代表
	青木 美智子	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	清水 玲奈	鹿沼市 20 祭実行委員会 代表
	仲田 知史	鹿沼市議会議員
	早川 勝弘	
	青山 佐知子	鹿沼市小中学校長会 代表（鹿沼市立菊沢西小学校校長）
関係行政機関の職員	藤井 一夫	栃木県中央児童相談所 所長

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

3. 鹿沼市こども計画策定までの経過

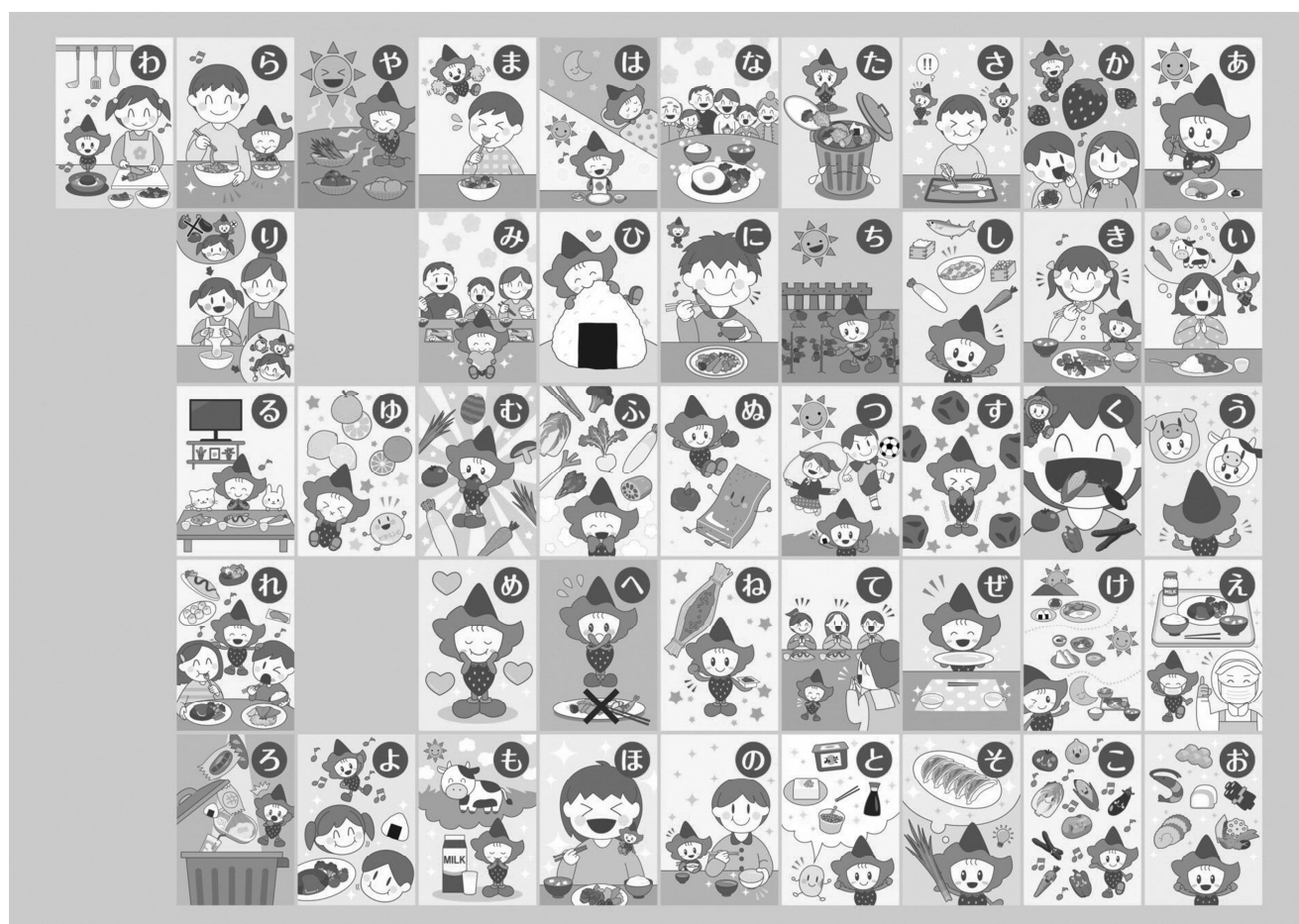
日 付	会議名等
令和5年 12月21日	令和5年度 第1回庁内検討会議
12月27日	令和5年度 第1回検討ワーキンググループ会議
令和6年 2月6日	令和5年度 第1回鹿沼市子ども・子育て会議
2月～3月	子育てニーズ調査、こどもの生活実態調査、こども若者調査実施
8月21日	令和6年度 第1回検討ワーキンググループ会議
9月26日	令和6年度 第2回検討ワーキンググループ会議
10月1日	令和6年度 第1回庁内検討会議
10月22日	令和6年度 第1回鹿沼市子ども・子育て会議
10月27日	婚活に関する調査実施
11月中旬～下旬	若者アンケート実施
令和7年 1月29日	令和6年度 第3回検討ワーキンググループ会議
2月6日	令和6年度 第2回鹿沼市子ども・子育て会議
2月～3月	パブリックコメント実施
3月18日	令和6年度 第2回鹿沼市子ども・子育て会議

4. 用語解説

《今後、作成予定》

5. 食育かるた

日常生活と遊びの中で、楽しみながら食への興味・関心を深めるため「食育かるた」を制作しました。読み札は、にら・いちご・こんにゃく・しもつかれ等、市の特産物や郷土料理に関するもの、マナー、食品ロス、感謝の気持ちの醸成、健康、栄養など食に関する様々な内容になっており、全ての絵札には市のシンボルキャラクター「ベリーちゃん」が登場しています。



わ あがすてき いっしょにおりょうり たのしいね	ら ーめんに やさいもいれたら おいしいよ	や さいとくたもの たいようと つくるひとのパワー つまうてる	ま ずはひとくち にがてなものも たべてみよう	は やね はやおき あさごはん	な らんたよ みんなのえがおと おいしいごはん	た べのこし すてればみんな こみになる	さ かなを たべると からだも あたまも げんきになるよ	か ぬまの いちこは あまくておいしくて ほったおちそう	あ さごはん しっかりたべれば げんきもちり かぬまっ
	り ようりのてつだい たのしいな にがてなものも たべられそう		み んなで たべると おいしいね ころも おなかも だいまんぞく	ひ とごぶも のこずたべるぞ おいしいおめ	に っこに おいしさつたわる そのえがお	ち さんちしよう そだてて たべよう かぬまさんのやさい	し もつかれ えいよう まんてん たべてみよう	き らいでも わらうて たべると すきになる	い たきます かんしゃのきもちを わすれずに
	る ーを きめよう テレビを けて たのしいしょくたく	ゆ ずみかんレモン すっぱいものには ビタミンCいっぱい	む だなく たべよう かぬまのやさいは えいよう まんてん	ふ ゆやさいを たべればからだが ほつかほか	ぬ るぬる ぶるぶる おいしいこんにやく	つ くろうよ モリモリたべて げんきなからだ	す っぱいな うめぼしパワーで げんきいっぱい	く ちいっぱい きせつのめくみ いただきます	う まいに さつきボークと かぬまわぎゅう
	れ いわのこ もりもり たべて おあきくなあれ		め をとじて おくらにひろがる ありがとう	へ らぞうよ そのたべのこしと すきらい	ね ばねば なつとう えいよう まんてん	て をあわせ かんしゃのきもちで いただきます	せ んが たべられたよ いっしょにつくる ごはんておいしいね	け んこうは きそくたしい しょくじから	え いようまんてん おきゅうしょく かんしゃのきもちで いただきます
	ろ すへらぞうノ もったいないよ すてないで	よ くかんで からだも あたまも けんこうに	も ーもーうしさん おいしいぎゅうにゅう ありがとう	ほ んとくに うちのへんは さいこうだ	の こさず たべよう げんきひやくばい かぬまっ	と うふみぞ しょうゆになつとう だいずパワー	そ うだノ かぬまのニラで ぎょうざをつくろう	こ れなあに？ たべておぼえる やさいたち	お しょうがつ ほうせきみたい おせりりようり

鹿沼市こども計画

令和7年3月

発 行 鹿沼市
編 集 鹿沼市 こども未来部
子育て支援課
住 所 〒322-8601
栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
T E L 0289-63-2160
F A X 0289-63-2119



鹿沼
Kanuma City